

令和7(2025)年度版 入園申込みのしおり

認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所・家庭福祉員（保育ママ）
東京都認証保育所・定期利用保育事業・子育て支援サービス事業のご案内

手続きの方法は、大田区役所保育サービス課窓口に直接提出する、保育サービス課宛に郵送で提出、もしくは電子申請で提出してください。

※郵送で提出する場合は、申請締切日必着です。

料金不足の場合は、申請書類を受け取れないためご注意ください。

【オンライン説明会】

お子様の預け先を考え始めたら
オンライン説明会に参加して
みませんか。オンライン個別相談も
行っています。オンライン説明会の
日程等保育サービスアドバイザーの
ご案内はこちらから↓



©大田区

【保育所入所説明動画】

「入園申込みのしおり」に沿って
動画説明を配信しています。
動画はこちらから↓



【子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」】
地図上で保育所等の施設情報を検索することができます→



受付時間	8時30分から17時まで（土・日・祝日、年末年始は除く）
申込方法	窓口へ直接提出、郵送で提出、 もしくは電子申請で提出してください。 郵送の場合、申請書類一式を下記の受付窓口まで<u>追跡可能な郵便（書留等）</u>で郵送してください。 ※申請締切日必着です。 電子申請は こちらから！
受付窓口	大田区役所保育サービス課 保育利用支援担当（3階21番窓口） 所在地：〒144-8621 蒲田五丁目13番14号 電話：03-5744-1280 FAX：03-5744-1715

※各担当のお問い合わせ先は裏表紙に一覧で記載しています。

※本冊子発行後に内容が変更となる可能性があります。
最新の情報についてはホームページの確認をお願いします。



保育トップページ

1 保育園を選ぶ P.4～

- ・ 保育施設の種類 P.4
- ・ クラス年齢の決まり方 P.4
- ・ 教育・保育給付認定について P.5～6
- ・ 認可保育園、小規模保育所
事業所内保育所を利用するための条件 P.7
- ・ 保育施設一覧表 P.8～13
- ・ 小規模保育所・事業所内保育所について P.14
- ・ 連携施設について P.14～15

2 申込みをする P.16～

- ・ 申込みに必要な書類 P.16～18
- ・ 申込み書類の提出について P.19
- ・ 申込みスケジュール P.20
- ・ 大田区外保育園の申込み
大田区外からの申込み P.21～23
- ・ 出産予定のお子様を申込みする方へ
申込み児童の兄弟姉妹の出産予定がある方へ P.24
- ・ 障がいや疾病
アレルギーがあるお子様の申込み P.25
- ・ 医療的ケアを必要とするお子様の申込み P.26

3 申込書類提出後の変更 P.27

4 選考について P.28～

- ・ 大田区保育の実施及び
保育の確保利用調整基準 P.28
- ・ 利用調整基準調整指数 P.29
- ・ 選考の方法について P.30
- ・ 世帯指数の算定方法・算定例 P.30
- ・ 世帯指数が同点となった場合の選考基準 P.30
- ・ 育児休業の延長が許容できる場合について P.30

5 結果発表 P.31

- ・ 結果発表の方法・時期 P.31
- ・ 内定を辞退する場合 P.31

6 注意事項 P.32～

- ・ 注意事項 P.32～35

7 よくある質問 P.36～

- ・ よくある質問 P.36～38

8 入園前の手続き P.39～

- ・ 園との面接、健康診断 P.39
- ・ 保育料口座振替 P.39
- ・ 保育料の減額 P.39
- ・ 保育園に在園できる期間 P.40

9 保育料について P.41～

- ・ 保育料の算定方法 P.41
- ・ 保育料の支払方法 P.41
- ・ 保育料一覧表 P.42
- ・ 保育料負担の軽減 P.43
- ・ 保育料の滞納 P.43

10 延長保育を利用する P.44～

- ・ 区立保育園の月ぎめ延長保育 P.44
- ・ 私立保育園等の延長保育 P.45

11 育児休業明け入所予約制度 P.46～

- ・ 申込みができる方 P.46
- ・ 実施園 P.46
- ・ 申請書の提出から
入所予約内定まで P.46～47
- ・ 注意事項 P.47
- ・ 入園までの0歳児クラスの
空きの活用について P.47

12 認可保育園以外のサービス P.48～

- ・ 大田区家庭福祉員（保育ママ） P.48～49
- ・ 定期利用保育 P.50～51
- ・ 東京都認証保育所 P.52
- ・ 認可外保育施設等保護者負担軽減補助金 P.53
- ・ 保育サービスアドバイザー P.54
- ・ ファミリー・サポートおた P.54
- ・ 一時預かり事業 P.55
- ・ 多様な他者との関わりの機会の創出事業について P.56
- ・ 緊急一時保育 P.56
- ・ 病児・病後児保育 P.57

13 付録 P.58～

- ・ 幼児教育・保育の無償化 P.58
- ・ 区立保育園の民営化について P.59
- ・ 各種保育情報提供サイトのご紹介 P.60

★必ずお読みください★ 選考（利用調整）の基本ルール

以下のルールは必ずご確認ください

入所選考上不利または内定取消し・退園になる可能性があります！

ルール① 入所選考は 締切日までに提出いただいた書類のみで行います

- ・締切日を過ぎて受け取った書類は、翌月の利用調整から反映します。
- ・提出書類に不備・不足があると、利用調整上不利になることがあります。

ルール② 入所選考は 世帯状況が申込時から入所月の月末まで継続している ものとして行います

- ・ご家庭の状況に変化（勤務条件の変更や妊娠の判明等）があった場合、利用調整指数が変更となります。
- ・その結果、内定が取消しになる可能性があります。変更が生じたら早急に保育サービス課にご連絡ください。
- ・入所後に変更が判明した場合でも、指数見直しの結果、退園になることがあります。

※育児休業明けの短日数・短時間勤務を取得する場合は P. 33 を参照ください。

指数見直しによる内定取消しの例（申込時から入所月の月末までに勤務条件が短くなった場合）

申込時の勤務条件：月20日/160時間 → 内定時の指数11点

短くなった勤務条件：月20日/140時間 → 見直し後の指数10点

→ 指数見直しにより、内定取消しの可能性があります。

ルール②の例外 指数の引継ぎ

申込時から入所月の月末までに転職した場合、以下の条件を満たせば指数の変更はありません。

＜前職退職日から1か月以内に、前職と同等以上の勤務条件で再就職をする＞

- ・前職 勤務条件：月20日/160時間、退職日：5月31日
- ・新職 勤務条件：月20日/160時間、就労開始日：6月30日

※上記の確認は、前職退職証明書および新職の就労証明書をもって行います。

※申込み後に転職が決まった場合は、早急に保育サービス課にご連絡ください。

ルール③ 申請書の有効期限は 提出月の翌月1日から6か月間 です

- ・申請書の有効期限は「保留通知（保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書）」に記載しています。有効期限がきれることは事前・個別に通知いたしません。あらかじめご了承ください。

育児休業の延長について

育児休業に関する手続き（取得、延長、給付金の給付等）は、勤務先の担当者または在職中の事務所を管轄するハローワークに直接お問い合わせください。

※保留通知（保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書）は、育児休業給付金の支給を保証するものではありません。

※令和7年4月から育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変更になります。

詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。



1 保育園を選ぶ 保育施設の種類の

本冊子でご案内する保育施設は、以下のとおりです。種別により対象年齢や申込先が異なりますので注意してください。

種 別	対象年齢 クラス	申込先	内 容
認可保育園 P.8～13	0～5 歳児クラス	保育サービス課	児童福祉法に基づき設置された保育園です。施設の内容や人員の配置など、同法によって定められた基準に沿って運営されています。
【地域型保育事業】 小規模保育所 事業所内保育所 P.8～14	0～2 歳児クラス (0歳は事業所内保育所のみ) ※3歳児クラス以降は、連携先の認可保育園等に優先的に入所できます。 (P.15 参照)		子ども・子育て支援法に基づく「地域型保育事業」として区が認可する定員 19 名までの保育所です。事業所内保育所は、事業所の従業員の子どものほか、一定の枠内で地域の子どもが利用できます。
家庭福祉員 (保育ママ) P.48～49	0,1 歳児クラス	保育サービス課	家庭福祉員が自宅かグループ保育室にてお子様をお預かりし、家庭的な保育を目指しています。区が紹介をして保護者と家庭福祉員が直接利用契約します。
定期利用保育事業 P.50～51	1,2 歳児クラス (一部の施設では 0歳でも可)	各施設	東京都が施設や職員の基準を定めており、毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間を柔軟に決められる保育事業です。
東京都認証保育所 P.52	施設により 異なります	各施設	東京都の基準により、0歳児保育の必置や13時間保育の開所が定められた保育所です。
一時預かり事業等 上記以外の事業 P.55～57	施設により 異なります	各施設	運営実態は様々です。施設を利用する際は、事前に運営状況や保育内容を十分にご確認ください。

クラス年齢の決まり方

令和7年4月1日の満年齢で、クラス年齢が決まります。

ク ラ ス	生 年 月 日
0歳児クラス	2024(令和6)年4月2日～
1歳児クラス	2023(令和5)年4月2日～2024(令和6)年4月1日
2歳児クラス	2022(令和4)年4月2日～2023(令和5)年4月1日
3歳児クラス	2021(令和3)年4月2日～2022(令和4)年4月1日
4歳児クラス	2020(令和2)年4月2日～2021(令和3)年4月1日
5歳児クラス	2019(平成31)年4月2日～2020(令和2)年4月1日

例) 2024(令和6)年4月6日生まれのお子様は、1歳の誕生日を迎えても0歳児クラスです。

教育・保育給付認定について

認可保育園等を利用する場合、お子様に保育が必要とされる認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。認定には、「認定区分」「保育が必要な事由」「保育の必要量」「認定有効期間」の項目があり、お子様 1 人につき 1 枚「教育・保育給付認定証」が交付されます。なお、認証保育所等の認可外保育施設を利用し、無償化の対象（P.58 参照）となるためには「施設等利用給付認定」の申請が必要です。

保育園から提出を求められる場合があるため、教育・保育給付認定証がご自宅に届いた際は大切に保管してください。

（１）認定区分

お子様の「年齢」「利用する施設」によって認定区分が異なります。

認定区分	申請対象	利用施設
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上で教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号認定 （満3歳以上保育認定）	満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、 保育所等での保育を希望される場合	保育所、認定こども園、 企業主導型保育所
3号認定 （満3歳未満保育認定）	満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、 保育所等での保育を希望される場合	保育所、認定こども園、 地域型保育事業（小規模保育所など）、 企業主導型保育所

- ※1 認可保育園等を利用している方・認可保育園等の申し込み中の方へ
3号認定（満3歳未満）から2号認定（満3歳以上）への切り替えは、3歳の誕生日までに大田区から新しい教育・保育給付認定証を送付します。
- ※2 1号認定は教育施設（幼稚園等）利用者が対象です。認定申請は施設に直接お問合せください。
- ※3 大田区内には現在、認定こども園はありません。

（２）保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて以下の区分の認定を行います。保育の必要量を変更する際には別途保育サービス課でお手続きが必要です。

区分により保育園の利用時間や保育料、延長保育料が異なりますのでご注意ください。

区 分	内 容
保育標準時間	1日あたり原則8時間、最長11時間（フルタイム就労を想定）
保育短時間	1日あたり最長8時間（パートタイム就労を想定）

※保育の必要量は、保護者様が選択していただくものとなっております。

(3) 保育時間

保育時間は、認定された保育の必要量の範囲で保護者の就労時間、通勤時間やお子様の状況等を踏まえて決まります。

保育の必要量は、最長で保育園等を利用することができる時間であり、そのままお子様の保育時間となるわけではありません。実際の保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者とお子様の状況などを踏まえて、在園している保育園と個別調整となります。

※育児休業中の保育の利用時間は、開園時間内の最長8時間を原則とします（産休中の方はこの限りではありません）。これを超える場合は、保育園にご相談ください。**なお、育児休業取得を機に教育・保育給付認定における保育標準時間、保育短時間が自動で切り替わることはありません。**

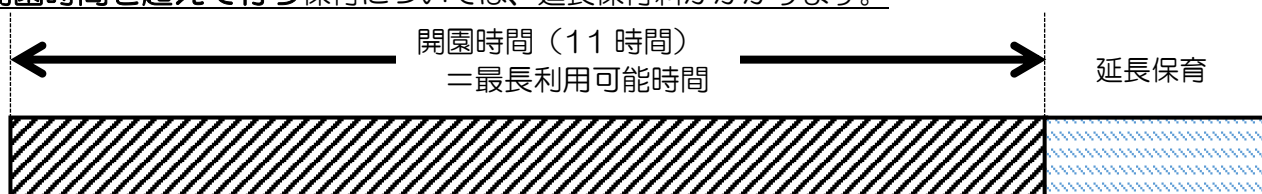
※入所直後は、集団生活に無理なく慣れていけるように短い時間でのお預かりとなります。徐々に通常の時間に移行していきますのでご了承ください。

なお、勤務等で短い時間でのお預かりが困難である方は園にご相談ください。

※休園日は、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）です。

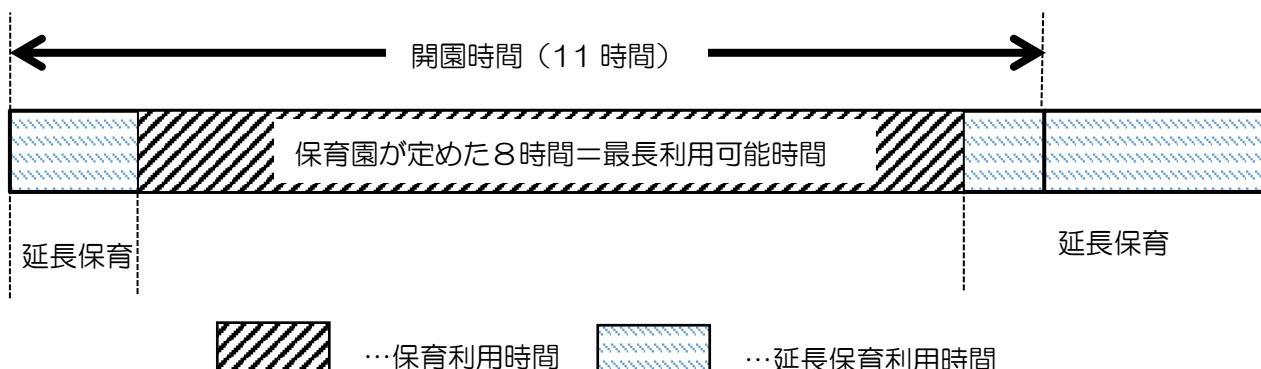
◇ 〈保育標準時間〉 ◇

保育園開園時間の11時間以内で保育を必要とする時間が保育時間となります。
開園時間を超えて行う保育については、延長保育料がかかります。



◇ 〈保育短時間〉 ◇

保育園が定めた8時間を常に超えない時間が保育時間となります。
急な残業等の理由で8時間を超えての保育が必要な場合は、延長保育料がかかります。
※保育園が定めた8時間は、各保育園によって異なります。
保育短時間を利用する際は必ず園にご確認ください。



認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所を利用するための条件

施設での保育を希望される場合は、お子様に保育が必要とされる認定にあたり以下の「保育を必要とする事由」のいずれかを常態としていることが必要です。

※お子様に「集団保育を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由は、保育が必要な事由に該当しません。

種別	状況	認定期間、在園できる期間
就労 ※1、2	1か月に48時間（目安として週3日かつ1日4時間）以上の就労を常態としている場合	小学校就学前まで（失職した場合は「求職活動」に変更）
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がなく、保育が困難な場合	出産予定月（すでに出産されている場合は実際の出産月）を含む前後2か月間（計5か月間）
疾病・障がい	疾病や負傷、または心身に障がいがあり保育が困難な場合	必要がなくなるまで
介護・看護	同居の親族を介護・看護している場合 介護・看護を要するものが、要介護3以上である場合や付添が週3日以上かつ1日4時間以上要する場合または常時観察が必要な場合	
求職活動 ※3、4	求職活動を常態としている場合	入所月を含む3か月間（期間内に就労した場合は「就労」に変更）
就学	1か月に48時間（目安として週3日かつ1日4時間）の就学を常態としている場合	学校の卒業（修了）まで ※通信教育の場合、3か月間
災害復旧	災害の復旧にあたっているため、保育が困難な場合	復旧に必要な期間
育児休業	育児休業取得時に認可保育園等に子どもが在園し、育児休業中も引き続き保育が必要な場合（在園中の子がいる保護者のみ対象）	育児休業対象児童が3歳に達した日の属する年度の3月末日まで
その他	上記に類する状態として区長が認める場合	

※1 認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所の在園のための最低要件は、1か月に48時間（目安として週3日かつ1日4時間）以上の就労を常態とし、かつ月の収入を就労日数及び就労時間で割返した結果、東京都の最低賃金相当であることが必要です。

※2 最低要件を満たさない就労で入所した場合、入所月含め3か月以内に最低要件を満たした就労証明書の提出が必要です。

※3 入所時に求職活動で入所した場合、入所月含め3か月以内に就労を開始し、就労開始後に記載された就労証明書の提出が必要です。

※4 就労内定で入所した場合、入所月内に就労を開始し、就労開始後に記載された就労証明書の提出が必要です。

上記の要件の在園期間が終了し、一度退園した後も引き続き保育園の利用を必要とする場合、再度の申込みが必要です。ただし、改めて利用調整となりますので、再入所できない場合もあります。

保育施設一覧表

大田区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所の一覧です。

令和7年4月現在

番号	種別	保育園名	開園月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電 話	開 園 時 間	延長時間	延長保育 対象年齢
1	私立	美原保育園	57日	12	16	16	16	16	16	92	大森東1-28-2	3761-1855	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
2	区立	大森東一丁目保育園	57日	13	22	22	25	26	26	134	大森東1-31-2-105	3763-9670	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
3	私立	子どもの家保育園	43日	12	15	18	18	18	18	99	大森東5-2-11	3761-1357	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
4	区立	森が崎保育園 ※2	1歳	20	21	22	23	24	110	大森南2-2-15	3742-7071	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
5	私立	大森保育園	43日	6	10	10	10	10	10	56	大森南4-10-4	3741-7645	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
6	私立	大森南保育園	57日	12	15	18	18	18	18	99	大森南4-14-5	3745-0054	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
7	私立	Ohana平和島保育園 ※6	1歳	6	6	12	7	7	38	大森西2-2-29	5763-5516	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
8	私立	グローバルキッズ 大森西園	57日	6	12	12	14	14	12	70	大森西2-15-24	5763-0303	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
9	区立	大森西保育園 ※3	57日	14	23	23	23	28	28	139	大森西2-20-17	3765-8256	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
10	私立	おはよう保育園 マチノマ大森	57日	6	10	11	11	11	11	60	大森西3-1-38 3階	6459-6033	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から
11	区立	富士見橋保育園	1歳	16	16	17	18	18	85	大森西3-2-2-101	3765-4540	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
12	私立	おはよう保育園 大森町	57日	6	10	11	11	11	11	60	大森西3-16-11	6410-8510	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から
13	小規模 A	Ohana 大森西保育園	1歳	7	7	2/7/8/11/16 番で受入れ			14	大森西3-29-1 田中ファミリーハイツ1階	6404-9355	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
14	私立	大空と大地の なーさーい大森西園	57日	12	14	14	20	19	17	96	大森西4-8-5	6404-6800	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
15	私立	アイグラン保育園 大森西	1歳	8	8	8	8	3	35	大森西4-11-5 コンフォリア大森町1階	6423-1272	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
16	区立 民営	大森西第二保育園	1歳	22	23	24	27	27	123	大森西4-13-11-101	3765-4116	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
17	私立	ナーサリールーム ベリーベア大森西	1歳	20	25	25	25	25	120	(本園:2~5歳児) 大森西5-25-21 (分園:1歳児のみ) 大森西3-28-5	(本園)5763-5676 (分園)6423-0107	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から	
18	小規模 A	Ohana 梅屋敷駅前保育園	1歳	9	10	7/14/208番で 受入れ			19	大森西6-15-10 S-court1階	6423-0667	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
19	私立	そらのいえ保育園	1歳	10	14	20	20	20	84	大森中1-14-1	3764-0221	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	1歳児クラスから	
20	私立	キッズガーデン 大森駅前	1歳	15	15	16	16	16	78	大森北1-2-3 4階	6423-1197	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
21	私立	大森駅前保育園	43日	6	8	8	8	8	46	大森北1-6-6	6404-2525	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から	
22	私立	えがの森保育園・ おもり駅前	1歳	10	11	13	13	3	50	大森北1-6-8	3768-1001	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
23	私立	メリーホピンス アトレ大森ルーム	1歳	15	15	15	15	15	75	大森北1-6-16 アトレ大森2 3階	3762-9400	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から ※補食の提供無し	
24	私立	アスク大森保育園	57日	9	15	15	17	17	90	大森北1-10-14 5階	3766-2721	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から	
25	私立	島田保育園	43日	12	15	20	20	20	107	大森北3-3-5	3763-1728	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	1歳児クラスから	
26	区立 民営	大森北保育園	57日	12	18	19	21	22	114	大森北3-25-2	3764-2060	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
27	私立	このえ大森北保育園	57日	6	15	15	18	18	90	大森北4-9-7	6459-6861	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
28	私立	大森北六丁目保育園	1歳	12	14	14	14	14	68	大森北6-9-1	3763-1262	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
29	私立	さくらさくみらい 平和島	1歳	16	16	16	16	16	80	大森北6-26-22	6404-8872	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
30	私立	こどもヶ丘保育園 大森北園	57日	6	11	11	21	20	11	80	大森北6-30-18	6404-6828	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	1歳児クラスから
31	小規模 B	こどもヶ丘保育園 平和島園	1歳	9	10	30番で受入れ			19	大森本町2-6-16 オフサイドビル1階	6423-1716	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
32	私立	AIAI NURSERY 山王 ※7	57日	6	9	10	11	12	12	60	山王1-26-4	6410-7420	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	生後57日から
33	小規模 B	小嶋スマート保育所 大森	1歳	9	10	22/24/27/32/ 35番で受入れ			19	山王3-1-7 GS大森ビル1階	6429-9357	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
34	私立	はぐはぐドンキ adventure保育園	57日	6	10	11	11	11	11	60	山王3-6-3 5階	6303-8912	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から
35	区立 民営	山王保育園	57日	17	20	24	26	26	139	山王3-32-12	3776-4154	7:15~18:15	~21:15 (3時間)	生後57日から	
36	私立	こどもヶ丘保育園 山王園	57日	6	10	11	11	11	11	60	山王4-14-4	6451-8681	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	1歳児クラスから
37	私立	ケンバ西馬込	57日	6	9	9	12	12	12	60	西馬込1-16-18	6429-9885	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
38	事業所内 B	ヤクルト西馬込保育園	1歳	2	3	39番で受入れ			5	西馬込1-20-3 ヒラルス西馬込1階	5742-6239	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
39	私立	キッズラボ西馬込 駅前保育園	57日	6	12	12	24	18	18	90	西馬込1-29-5	6417-1533	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から

番号	種別	保育園名	開始月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電 話	開 園 時 間	延長時間	延長保育 対象年齢
40	私立	未来のツリー保育園	57日	6	12	12	14	14	12	70	西馬込2-21-3	6410-7351	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
41	私立	にじいろ保育園 西馬込	57日	9	15	15	17	17	17	90	西馬込2-28-16	6809-9227	7:15~18:15	~20:30 (2時間15分)	生後57日から
42	小規模 A	キッズラボ西馬込 小規模保育園	1歳	/	8	9	39番で受入れ			17	西馬込2-35-3 WIZ・P西馬込1階	3772-7037	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
43	私立	馬込ここわ保育園	57日	6	18	21	25	25	25	120	南馬込1-1-6	5728-9322	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
44	私立	グローバルキッズ 馬込園	1歳	/	8	8	8	8	8	40	南馬込1-7-14	6303-7353	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から
45	私立	おおたみん家の家	57日	9	12	14	15	15	15	80	南馬込1-9-1先	6809-9450	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
46	私立	南馬込第二保育園	57日	12	20	22	22	22	22	120	南馬込1-24-9	3777-2267	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
47	私立	みなみまごめ保育園	1歳	/	25	25	25	25	25	125	南馬込4-6-5	3772-0751	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
48	私立	にじいろ保育園 南馬込	57日	6	9	11	12	12	12	62	南馬込4-25-11	6429-2401	7:15~18:15	~20:30 (2時間15分)	生後57日から
49	私立	にじいろ保育園 南馬込四丁目	57日	6	10	12	14	14	14	70	南馬込4-29-7	6417-1320	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
50	私立	このえ南馬込保育園	57日	6	10	12	14	14	14	70	南馬込5-18-18	6429-7631	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
51	私立	グローバルキッズ 西馬込園	43日	6	12	14	15	13	10	70	南馬込5-30-2 1階	3773-0505	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後43日から
52	私立	ベリベアインターナ ショナル保育園西馬込 ※8	57日	6	9	9	12	12	12	60	南馬込5-42-2 東京トヨペット馬込店2階	6303-8666	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
53	私立	にじいろ保育園 南馬込桜通り	57日	6	6	6	9	9	9	45	南馬込6-22-1	6417-1433	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
54	小規模 B	小鳩スマート保育所 北馬込	1歳	/	9	10	56番で受入れ			19	北馬込2-1-1 サンファスト北馬込1階	6809-9670	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
55	私立	Gakken ほいくえん馬込	57日	6	10	11	12	12	9	60	北馬込2-30-2	5718-0126	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
56	私立	小鳩ナーサリ スクール中馬込	1歳	/	10	10	30	25	15	90	中馬込2-2-18	6303-8027	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
57	小規模 A	キッズガーデン 馬込駅前	1歳	/	9	10	43/48/49/50/ 55番で受入れ			19	中馬込2-26-4 ケンマートB館2階	6429-7515	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
58	私立	にじいろ保育園 中馬込	57日	6	10	12	12	12	8	60	中馬込3-11-32	5728-9602	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
59	私立	ポピンズナーサリ スクール馬込	57日	9	15	16	16	17	17	90	中馬込3-22-21	5728-9257	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
60	区立	馬込保育園	57日	14	16	21	22	22	22	117	中馬込3-25-2	3772-6923	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
61	私立	美奈見ここわ保育園	1歳	/	12	12	15	15	15	69	中央1-1-7	6429-7440	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
62	区立	入新井保育園 ※2	1歳	/	24	24	24	24	25	121	中央2-16-17	3772-6777	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
63	私立	ナーサリー新井宿	57日	9	15	21	21	21	21	108	中央4-13-18	3775-5653	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	6か月から
64	私立	さくら中央保育園	3か月	9	12	14	15	15	15	80	中央5-30-18	5748-8373	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
65	区立 民営	中央八丁目保育園 ※1	57日	15	15	15	15	/	/	60	中央8-28-12	3752-3651	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
66	私立	桐里保育園	8か月	8	10	15	15	16	16	80	池上1-13-3	3754-1600	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	1歳児クラスから
67	私立	池上どろんこ保育園	1歳	/	10	12	15	15	15	67	池上1-19-32	6410-2221	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から ※補食の提供無し
68	私立	みらいく 池上2丁目園	57日	6	10	10	12	12	10	60	池上2-4-2	5755-3551	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
69	私立	ベネッセ池上保育園	1歳	/	10	12	14	14	14	64	池上3-13-4	5700-7277	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
70	私立	あっぱる池上保育園	1歳	/	15	20	21	21	21	98	池上3-29-11	3752-3528	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
71	私立	ケンバ池上	57日	6	10	11	11	11	11	60	池上4-25-9	5747-4520	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
72	区立	池上第三保育園	57日	12	19	22	24	27	27	131	池上5-15-22	3755-6443	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
73	私立	グローバルキッズ 池上園	57日	6	10	11	11	11	11	60	池上6-3-10	6410-2110	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
74	小規模 B	池上らる スマート保育所	1歳	/	9	10	68/69/72/77/ 78番で受入れ			19	池上6-10-12 Mビル1階	6410-3611	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
75	私立	クオリスキッズ いけがみ保育園	57日	6	10	12	14	14	14	70	池上6-27-25	5700-7570	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
76	私立	マミーズエンジェル 池上駅前保育園	1歳	/	18	18	18	18	18	90	池上7-1-1	3753-8188	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	1歳児クラスから
77	私立	アスク池上保育園	57日	9	10	12	15	15	15	76	池上8-1-3	5748-5821	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
78	私立	みらいく徳持園	57日	6	10	10	12	12	10	60	池上8-12-12	6410-2461	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
79	私立	池上長尾保育園	4か月	12	14	15	17	17	17	92	池上8-25-6	3759-9302	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
80	私立	アスクおんたけ保育園	57日	6	9	9	9	9	8	50	東嶺町5-17	5700-7281	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
81	私立	クオリスキッズ くがはら保育園	57日	9	12	14	15	15	15	80	東嶺町28-4	5748-0303	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	6か月から

番号	種別	保育園名	開始月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電 話	開 園 時 間	延長時間	延長保育 対象年齢
82	私立	北嶺町保育園 ※4	57日	12	15	22	23	23	23	118	北嶺町19-13	3729-3132	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	1歳児クラスから
83	私立	北嶺町第二保育園	1歳	10	11	13	13	13	60	北嶺町28-7	3748-8301	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
84	私立	チェリッシュ 桜坂保育園	57日	6	9	9	12	12	12	60	北嶺町37-29	6451-7805	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
85	区立	わかば保育園	57日	14	21	22	26	26	26	135	田園調布南8-23	3759-0292	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
86	区立	田園調布保育園	4か月	9	10	15	17	17	18	86	田園調布本町7-15	3721-8654	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
87	私立	みらいく 田園調布本町園	57日	6	10	10	12	12	12	62	田園調布本町21-12	6459-7982	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
88	私立	さくらさくみらい 田園調布	57日	6	12	12	16	16	16	78	田園調布1-27-5	5755-5139	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
89	私立	認可保育所 Bambini	1歳	10	15	18	18	18	79	田園調布1-50-6	3722-1771	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
90	区立 民営	田園調布二丁目保育園	57日	14	18	23	23	23	23	124	田園調布2-17-2	3722-5165	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
91	小規模 A	キャリア保育園 田園調布	1歳	6	6	88/89/130 番で受入れ			12	田園調布2-45-9 高橋ビル1階	6715-6152	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
92	私立	さくらさくみらい 久が原	57日	6	12	12	14	14	12	70	(第一園舎: 0~2歳児) 鶏の木1-5-12 (第二園舎: 3~5歳児) 鶏の木3-6-11	(第一)6715-4239 (第二)6715-2242	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
93	私立	さくらさくみらい 鶏の木	57日	6	12	12	15	15	15	75	鶏の木1-16-14	6715-5977	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
94	私立	みらいく鶏の木園	57日	6	10	10	12	12	10	60	鶏の木1-19-3	6715-5430	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
95	私立	このえ鶏の木保育園	57日	6	10	12	12	12	12	64	(本園: 0歳児、3~5歳児) 鶏の木2-16-5 (分園: 1~2歳児) 鶏の木2-20-7	(本園)6451-9578 (分園)6451-9653	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
96	私立	アスクラのき保育園	57日	6	9	13	14	14	14	70	鶏の木2-34-20	5741-2208	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
97	私立	グローバルキッズ 鶏の木園	1歳	6	6	6	6	6	6	30	鶏の木2-36-10	6459-8108	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から
98	私立	多摩堤保育園 ※5	57日	9	12	16	16	16	16	85	鶏の木3-11-13	3750-5461	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
99	私立	にじいろ保育園 鶏の木	57日	6	10	10	14	14	14	68	鶏の木3-35-13	6715-2682	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
100	区立	千鳥保育園	4か月	12	12	21	26	26	26	123	千鳥1-1-25	3753-1001	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
101	小規模 B	久が原らる スマート保育所	1歳	8	9	100/183番で 受入れ			17	千鳥1-24-3	6715-2361	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
102	私立	グローバルキッズ 千鳥町園	1歳	10	11	11	9	9	50	千鳥1-24-5	6715-5862	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から	
103	私立	千鳥さくら保育園	1歳	25	26	26	26	26	129	千鳥2-28-11	3750-4983	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
104	私立	久が原ハーモニー保育園	3か月	6	10	14	14	14	14	72	久が原1-1-9	3752-2982	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
105	区立	久が原保育園	57日	11	15	16	17	18	18	95	久が原2-16-17	3751-4651	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
106	私立	アスクスが原保育園	1歳	15	16	16	16	17	80	久が原2-23-10 1階	5747-3090	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
107	私立	みらいく久が原園	57日	6	8	8	8	8	8	46	久が原4-25-2	6410-4195	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
108	私立	アスクみなみ久が原 保育園	57日	6	10	11	11	11	11	60	南久が原1-24-16	5741-7077	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
109	私立	鶏の木いまいずみ保育園	1歳	12	12	12	12	12	60	南久が原2-30-5	3756-0505	7:00~18:00	~19:00 (1時間)	満1歳から	
110	私立	このえ南千束保育園	57日	6	10	12	15	15	15	73	南千束1-12-2	6451-7570	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
111	私立	洗心保育園	57日	6	15	15	18	18	18	90	南千束2-2-6	3729-2322	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	2歳児クラスから (定員は10人)
112	私立	にじいろ保育園 大岡山	57日	9	18	18	18	18	18	99	南千束3-1-6	6421-9415	7:00~18:00	~20:30 (2時間30分)	満1歳から
113	区立	千束保育園	57日	12	16	24	24	25	25	126	南千束3-23-10	3729-4602	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
114	私立	洗足池保育園	1歳	9	9	9	9	9	45	南千束3-24-15	3748-7088	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
115	私立	このえ洗足池保育園	1歳	9	9	15	15	12	60	南千束3-33-6	6421-9384	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
116	私立	キッズラボ 千束こどもの家	57日	6	18	18	20	18	20	100	(北千束園: 0~2歳児) 北千束2-15-10 (大岡山園: 3~5歳児) 北千束3-34-3	6425-7635	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から
117	私立	クオリスキッズ 北千束保育園	57日	9	12	12	15	15	15	78	北千束2-25-11	6425-6095	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
118	事業所内 A	てくてく保育園	57日	2	2	2	116番で受入れ			6	石川町1-1-18 東京科学大学国際交流会館本館1階	3728-5370	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から
119	私立	ベネッセ西馬込保育園	1歳	10	12	14	14	14	64	仲池上1-8-2	5700-7266	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
120	区立	仲池上保育園 ※2	57日	17	19	23	23	23	23	128	仲池上1-21-16	3751-3350	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から

番号	種別	保育園名	開始月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電 話	開 園 時 間	延長時間	延長保育 対象年齢
121	私立	天才キッズクラブ 楽学館仲池上園	1歳		20	20	20	20	20	100	仲池上1-25-4	6410-3030	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
122	私立	森の保育園	57日	6	10	10	10	10	10	56	仲池上1-27-20 グリーンライフ仲池上1階	3754-2525	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	3か月から
123	私立	さくらさくみらい 石川台	1歳		12	12	14	14	14	66	東雪谷2-10-7	3728-5306	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
124	小規模 A	このえ石川台 小規模保育園	1歳		6	6	115番で受入れ			12	東雪谷2-11-7 カレシカ石川台1階	6421-8671	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
125	区立 民営	雪谷保育園	57日	12	24	24	24	24	24	132	東雪谷3-6-1	3726-1583	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
126	私立	うれしい保育園 南雪谷	1歳		16	16	16	16	16	80	南雪谷3-11-9	6425-2021	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
127	私立	ベネッセ雪が谷 大塚保育園	1歳		12	12	12	12	12	60	南雪谷3-11-20	5754-4571	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
128	私立	太陽の子南雪谷保育園	57日	6	10	10	10	10	10	56	南雪谷4-14-11	5754-0561	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
129	私立	にじいろ保育園 南雪谷	57日	6	10	10	12	12	12	62	南雪谷5-10-12	6421-9483	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
130	私立	アスクゆきがや保育園	57日	6	10	16	18	18	18	86	雪谷大塚町9-13-301	5754-7881	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
131	小規模 B	チャレンジキッズ 雪谷大塚園	1歳		9	9	83/84/86/87/ 129番で受入れ			18	雪谷大塚町13-19 パークサイドスペック田園調布1階	3727-6422	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
132	私立	さくらさくみらい 長原	57日	6	12	13	15	12	12	70	(第一園舎: 0~2歳児) 上池台1-5-2 (第二園舎: 3~5歳児) 南千束1-13-9	(第一)6426-8440 (第二)6451-7808	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
133	小規模 A	チャレンジキッズ 長原園	1歳		9	10	111/137 番で受入れ			19	上池台1-7-7 スペックレジデンス長原1階	6421-9311	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
134	私立	ポピンスナーサリ スクール長原	57日	8	10	10	10	11	11	60	上池台1-16-7 1階・2階	5754-2130	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
135	小規模 A	えがおの森保育園・ かみいけだい	1歳		9	10	110/117/132 136番で受入れ			19	上池台1-20-20	6425-9611	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
136	私立	このえ長原保育園	57日	6	12	14	16	16	16	80	上池台1-45-8	6451-7970	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
137	私立	はぐはぐキッズ 洗足池	57日	6	9	11	18	18	18	80	(baby: 0~1歳児) 上池台2-37-2 1階 (mother: 2~5歳児) 上池台2-26-7	6425-8795	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から
138	私立	小池保育園	57日	14	17	17	17	17	17	99	上池台4-23-9	3729-4616	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
139	私立	グローバルキッズ 上池台園	57日	6	10	11	11	11	11	60	上池台5-5-12	6425-6816	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
140	私立	上池台保育園	57日	9	20	20	20	20	20	109	上池台5-11-17	3727-2997	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
141	小規模 B	小鳩スマート保育所 上池台	1歳		9	10	56番で受入れ			19	上池台5-19-14 ヒルサイド上池台1階	6425-8590	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
142	私立	なかよし保育園	43日	9	15	15	18	18	18	93	東靴谷4-2-14	3741-2054	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
143	区立 民営	東靴谷保育園 ※9	4か月	12	25	25	29	29	30	150	東靴谷6-8-7-101	3744-4522	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	4ヶ月から
144	私立	西靴谷しろはと保育園	57日	12	18	24	25	25	25	129	西靴谷1-4-22	3745-5165	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
145	区立	靴谷保育園	57日	14	18	21	23	23	23	122	西靴谷2-14-18	3744-9861	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
146	小規模 A	BaBy Pearl Nursery	1歳		9	10	パール幼稚園 で受入れ			19	西靴谷2-24-7 パークハイムD1階	6423-8228	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
147	区立 民営	浜竹保育園	57日	17	21	24	26	26	26	140	西靴谷3-34-18	3741-5300	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
148	私立	ナーサリー靴谷	1歳		22	22	25	25	25	119	西靴谷4-5-7	3743-2974	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
149	私立	簡野学園ふぞく 靴谷駅前保育園	8か月	8	10	20	24	24	24	110	西靴谷4-29-16 2階	6715-1510	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
150	私立	簡野学園ふぞく 北靴谷保育園	5か月	17	22	24	24	24	24	135	北靴谷1-14-10	3744-2895	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
151	区立	羽田保育園 ※2	1歳		30	30	30	30	30	150	羽田4-11-1	3741-1597	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
152	私立	弁天橋保育園	57日	9	10	12	14	14	14	73	羽田5-18-16	3741-1691	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
153	小規模 A	簡野学園 ふぞく保育室	1歳		9	10	149番/簡野学園 ふぞく幼稚園 で受入れ			19	本羽田1-4-1	3742-8410	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
154	区立	本羽田保育園	1歳		23	23	26	26	26	124	本羽田3-17-20-108	3745-0550	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
155	区立 民営	萩中保育園 ※1	57日	16	32	32				80	萩中1-2-1	3734-1805	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
156	小規模 A	MIRATZ大島居保育園	1歳		9	9	154/157番で 受入れ			18	萩中3-8-8 ハynesオトリ1階	6423-8614	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
157	私立	第三蒲田保育園	1歳		12	16	22	22	22	94	萩中2-13-16	3742-1600	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
158	私立	簡野学園ふぞく 東六郷保育園	5か月	15	20	20	23	23	23	124	東六郷1-13-25	6715-1514	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
159	区立	志茂田保育園 ※2	57日	14	18	24	26	26	26	134	西六郷1-3-2	3735-4821	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から

番号	種別	保育園名	開始月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電 話	開 園 時 間	延長時間	延長保育 対象年齢
160	私立	グローバルキッズ 西六郷園	57日	6	10	11	11	11	11	60	西六郷2-9-7	6424-8101	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
161	私立	西二なかよし保育園	1歳		9	9	9	11	12	50	西六郷2-30-3	5744-4475	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
162	私立	さくらさくみらい 西六郷	57日	6	10	12	14	14	14	70	西六郷2-54-12	6715-9639	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
163	私立	ポピンスナーサリ スクール西六郷	1歳		9	9	13	13	13	57	西六郷3-1-7	6428-7164	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
164	私立	にじいろ保育園 西六郷	57日	6	10	12	14	14	14	70	西六郷3-26-18	6424-4192	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
165	区立	みどり保育園	1歳		16	18	20	20	20	94	西六郷3-30-20-101	3738-5541	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
166	私立	よいこの保育園	1歳		12	12	12	12	13	61	西六郷4-20-6	3738-1094	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
167	区立	いずも保育園	1歳		17	20	22	22	22	103	南六郷1-10-3-101	3732-0231	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
168	区立	南六郷保育園	1歳		14	18	23	23	23	101	南六郷1-33-1-101	3731-3430	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
169	小規模 A	このえ雑色 小規模保育園	1歳		9	10	172番で受入れ			19	南六郷2-7-20 フォレストクワトロ1階	6424-7028	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
170	私立	簡野学園ふそく 六郷保育園	8か月	12	19	23	23	23	23	123	南六郷3-10-11	6423-2078	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
171	私立	簡野学園ふそく 仲六郷保育園	1歳		24	26	27	28	28	133	仲六郷1-29-10	3742-1513	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
172	私立	このえ雑色保育園	1歳		9	9	19	19	14	70	仲六郷2-7-11	6428-6957	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
173	小規模 B	こどもヶ丘保育園 雑色園	1歳		9	10	163/174/ 175番で受入れ			19	仲六郷2-32-5 コーポイノウエ1階	6428-6011	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
174	私立	グローバルキッズ 雑色園	1歳		9	9	12	10	10	50	仲六郷2-43-11	6715-7616	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から
175	私立	高畑保育園	57日	12	25	26	29	29	29	150	仲六郷3-19-4	3739-3591	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
176	私立	グローバルキッズ 六郷保育園	57日	6	8	9	9	9	9	50	仲六郷4-34-21	6424-5663	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
177	私立	アスク下丸子保育園	57日	6	10	10	10	10	10	56	下丸子1-8-23	5732-1129	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
178	私立	グローバルキッズ 武蔵新田園	57日	6	10	11	12	13	13	65	下丸子1-17-15	6459-8616	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
179	区立	下丸子保育園	8か月	13	24	25	25	26	26	139	下丸子2-20-15	3757-1431	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
180	私立	さんさん森の保育園 下丸子	57日	6	12	12	12	12	12	66	下丸子3-9-9	3758-0336	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
181	私立	丸子ベビー保育園	43日	10	10	10	10	10	10	60	下丸子3-21-17	3756-0469	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	生後57日から
182	私立	キッズラボ 下丸子園	57日	6	8	8	8	8	8	46	下丸子4-6-19 1階	6715-0300	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から
183	私立	こどもヶ丘保育園 武蔵新田園	57日	6	10	11	15	13	13	68	矢口1-16-19	6459-8384	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	1歳児クラスから
184	私立	ナーサリールーム ペリーペアー矢口	1歳		15	15	20	20	20	90	矢口2-14-5	6459-8664	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から
185	区立 民営	矢口第二保育園	1歳		12	12	17	18	18	77	矢口2-21-16-101	3759-4300	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
186	私立	今泉保育園	1歳		15	15	15	15	15	75	矢口2-26-17	3758-0074	7:30~18:30	※今泉保育園は延長保育を 実施しておりません	
187	私立	おひさま保育園	1歳		16	16	16	16	16	80	矢口3-34-12	5741-3900	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
188	私立	キッズラボ 蓮沼園	1歳		10	12	12	12	12	58	東矢口3-5-6	6424-5073	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
189	小規模 B	こどもヶ丘保育園 東矢口園	1歳		9	10	75/79/184 191番で受入れ			19	東矢口3-11-27 ヒアプランカ1階	6715-8512	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
190	私立	キッズラボ矢口渡 駅前保育園	1歳		16	16	16	16	16	80	多摩川1-7-16	6459-8152	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
191	私立	にじいろ保育園 矢口渡	57日	6	10	11	12	12	12	63	多摩川1-34-5	6451-9561	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
192	私立	多摩川保育園	57日	11	16	20	22	22	22	113	多摩川2-24-63	3758-3166	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
193	区立 民営	東蒲田保育園	57日	13	19	20	24	24	24	124	東蒲田2-32-15	3731-4115	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
194	小規模 A	しおどめ保育園 京急蒲田駅前	1歳		9	9	145/195/196 197/210番で受入 れ			18	南蒲田1-1-17 エスタム2階	6892-3030	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
195	私立	えがの森保育園・ かまた駅前	1歳		10	11	13	13	13	60	南蒲田1-1-25 3階	3730-1010	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
196	私立	第二蒲田保育園	1歳		6	12	18	18	18	72	南蒲田1-7-20	3731-0565	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
197	私立	レイモンド南蒲田保育園	57日	6	12	12	13	13	13	69	南蒲田2-16-2 別館1階	5744-4072	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
198	区立 民営	西蒲田保育園	57日	17	20	24	24	27	27	139	西蒲田3-13-12	3751-3372	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
199	私立	大空と大地のなーさりい 西蒲田四丁目園	57日	6	11	12	17	12	12	70	西蒲田4-1-3	6410-6040	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
200	私立	蒲田音楽学園Ⅱ 保育園	3か月	6	10	14	14	14	14	72	西蒲田4-11-5	3753-6302	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から

番号	種別	保育園名	開始月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電 話	開 園 時 間	延長時間	延長保育 対象年齢
201	私立	女塚保育園	1歳		10	15	15	15	15	70	西蒲田4-23-8	3754-3415	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
202	私立	蒲田音楽学園 保育園	3か月	6	10	14	14	14	14	72	西蒲田4-27-2	5747-3123	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
203	私立	明日葉保育園 相生園	57日	14	16	18	24	24	24	120	西蒲田6-18-8	3739-4548	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
204	小規模 A	ほれぼれ保育園 西蒲田	1歳		9	10	199/203 番で受入れ			19	西蒲田7-22-10 藤和シティコブ西蒲田Ⅲ 1 階	6326-4523	7:30~18:30	~19:00 (30分)	満1歳から
205	私立	ほけっとランド 西蒲田保育園	1歳		10	12	12	13	13	60	西蒲田7-35-1 3 階	5711-8181	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
206	私立	グローバルキッズ 蒲田第二保育園	57日	6	10	11	11	11	11	60	西蒲田8-4-7 N' sウエスト蒲田1階~3階	6715-7087	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
207	私立	グローバルキッズ 蒲田園	1歳		12	12	15	11	11	61	西蒲田8-20-8 2 階	5703-5525	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から
208	私立	アスク蒲田一丁目 保育園	57日	6	15	18	19	19	19	96	蒲田1-2-13	5480-7670	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
209	区立	本蒲田保育園	57日	15	22	23	25	25	25	135	蒲田1-4-23	3736-3138	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
210	私立	第一蒲田保育園	1歳		12	16	18	18	18	82	蒲田1-20-6	3738-5888	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
211	私立	おはよう保育園 梅屋敷	1歳		12	12	12	12	12	60	蒲田2-26-1	6428-6072	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
212	小規模 A	蒲田らびっと保育園	1歳		9	10	193/207/215 番で受入れ			19	蒲田4-40-10 グレイスⅠ 1 階	6424-5287	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
213	私立	キッズラボ 蒲田園	57日	6	6	7	7	7	7	40	蒲田5-44-5 1 階	6424-7166	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から
214	区立 民営	蒲田本町保育園	57日	13	19	21	24	24	24	125	蒲田本町1-1-1-101	3739-2281	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
215	私立	わおわお蒲田本町 保育園	57日	6	12	12	16	16	16	78	蒲田本町1-1-10	6715-8076	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
216	小規模 B	ディールカ保育園 新蒲田園	1歳		9	10	214/ディールカイ ンターナショナル (企業主導型保育施 設)で受入れ			19	新蒲田1-5-1 メソソウィスタリア1 階	6428-7645	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
217	私立	モニカ矢口渡園	57日	6	10	11	11	11	11	60	新蒲田2-10-5	6424-5833	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
218	区立	矢口保育園 ※2	1歳		19	19	20	25	25	108	新蒲田2-12-18	3731-4789	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
219	事業所内 B	ヤクルト新蒲田保育園	1歳		2	3	159/220 番で受入れ			5	新蒲田3-15-1	3738-0157	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
220	区立 民営	新蒲田保育園	57日	18	22	22	24	24	24	134	新蒲田1-18-16	3734-1020	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から

番号に○がついている園は、小規模保育所・事業所内保育所の卒園児を受入れている園です。3歳クラス（の部分）で受入れます。2歳クラスから3歳クラスへの定員の差が、一部もしくは全て小規模保育所・事業所内保育所の卒園児に充てられています。詳細はP.14~15をご確認ください。

- ※1 「65：中央八丁目保育園」は3歳児クラス、「155：萩中保育園」は2歳児クラスまでのため、卒園時に改めて入所の申請が必要です。本園卒園時にほかの園へ申込みをした場合に、利用調整基準調整指数のL加算（詳細P.29）対象となります。
- ※2 医療的ケア枠を設けている保育園です。詳しくは保育サービス課までお問合せください（P.26 参照）。
なお、1歳児クラスは医療的ケア児（1名）を含みます。
- ※3 「9：大森西保育園」は、大森西2-16-2「（仮称）大森西二丁目複合施設」に新園舎を建築し、令和7年度中に移転する予定です。詳細は決まり次第、大田区ホームページでお知らせします。
- ※4 「82：北嶺町保育園」は園舎工事により仮園舎（南雪谷3-7-13）で運営しています。
改築後園舎には令和7年度中の移転を予定しています。
- ※5 「98：多摩堤保育園」は園舎工事及び仮園舎（矢口1-5-1 KIPビル2階）への移転が予定されています。
詳細は決まり次第、大田区ホームページでお知らせします。
- ※6 「7：Ohana 平和島保育園」は、令和7年4月からの新名称です（旧：キッズルーム Ohana 平和島園）。
運営法人は「エルシーワークス株式会社」から「株式会社 MIRATZ」に変更となりました。
- ※7 「32：AIAI NURSERY 山王」は、令和7年4月からの新名称です（旧：AIAI NURSERY 大森）。
運営法人等に変更はありません。
- ※8 「52：ベリーベアーインターナショナル保育園西馬込」は、令和7年4月からの新名称です（旧：ナーサリールームベリーベアー西馬込）。運営法人等に変更はありません。
- ※9 「143：東糞谷保育園」は新園舎を建築し、移転する予定があります。詳細は決まり次第、大田区ホームページでお知らせします。

注意事項

- ・保育園によって入所可能年齢が異なります。お子様のクラス年齢（P.4）を確認のうえ、希望園を選択してください。
- ・**本表の年齢別の数は定員であり、募集人数ではありません。**4月入所は一番下のクラスを除き欠員（希望クラスの定員と一つ下のクラスの在籍児童数の差）補充の募集となります。また、定員は今後変更される可能性があります。
- ・申込み時には空きがなくても、転園などによって、利用調整会議日には空きが発生していることがあります。
その場合、利用調整が行われるので内定が出る可能性があります。
- ・利用調整は希望した園のみ行います。
申請書に希望園を1園のみ記入した場合は、その保育園のみが利用調整の対象となります。
- ・「毎日通えるか」をよく検討したうえで、「入りたい保育園」を「入りたい順番」でお選びください。
- ・保育園には駐車場がないため、車での送迎はできませんのでご注意ください。

小規模保育所・事業所内保育所について

2歳児クラスまでのお子様を預かる最大定員19名までの保育所です。

事業所内保育所は、地域の子どもの他、当該事業所従業員の子どものも預かります。

【施設類型について】

保育従事職員の人数に対する保育士の割合によって、施設類型は以下のとおり分類されます。

施設類型A：保育士の割合が10割の保育所

施設類型B：保育士の割合が6割以上の保育所

B型における保育士以外の保育従事職員は、区が認めた基礎研修等を修了していることが条件になります。

【卒園後の預け先（連携施設について）】

小規模・事業所内保育所は、2歳児クラスまでの保育施設です。

小規模・事業所内（従業員枠を除く）保育所卒園後の預け先については、「連携施設」が設定されています。詳細は下記をご覧ください。

連携施設について

小規模・事業所内保育所は、2歳児クラスまでの保育施設です。3歳児クラス以降は連携施設で受入れます。3歳児クラス以降、連携施設での保育を希望する場合、自動的に進級しないため、改めて転園申込みが必要です。

なお、当制度の目的は小規模・事業所内保育所の卒園児の保育の継続を確保することであるため、小規模・事業所内保育所の卒園児にのみ適用されます。

連携施設は変更となる場合があるため、最新情報は大田区のホームページでご確認ください。

★連携施設（認可保育園）への入所を希望する場合★

4月の入所申込みにおける一次利用調整のみ、他の希望者より優先されます。なお、連携施設以外の園を希望することも可能ですが、連携施設以外の園に内定した場合、内定した園を辞退しても連携施設に入所することはできません。

★複数の連携施設が設定されている場合★

各連携施設（認可保育園）に対して、それぞれの施設における受入れ枠以上の希望があった場合、その希望者内で利用調整を行います。すべての連携施設を希望し、利用調整の結果、第一希望連携施設の内定に至らなかった場合、第二希望以降の連携施設（認可保育園）に入所することができます。ただし、連携施設のうち一部の施設のみを希望した場合、利用調整の結果、いずれの連携施設でも内定に至らないことがあります。

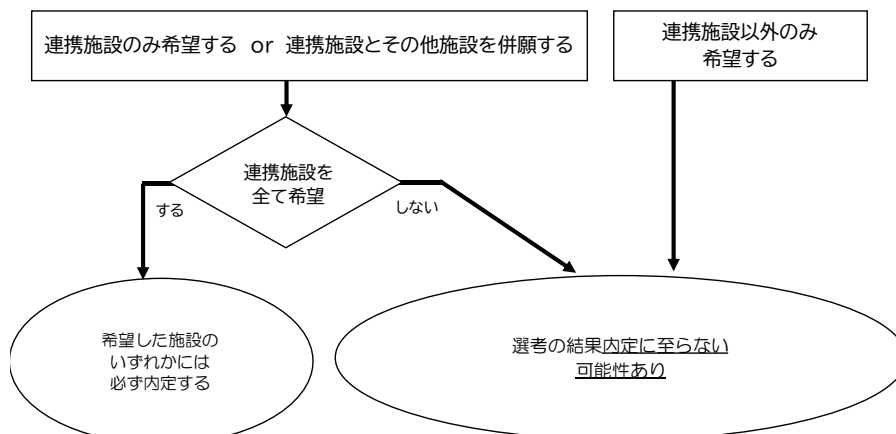
★連携施設以外の認可保育園への入所を希望する場合★

連携施設は必ずしも希望する必要はありません。連携施設以外の園のみを希望する、または複数ある連携施設のうち一部施設と連携施設以外の園を併せて希望することもできます。どちらの場合でも、通常の転園申込みとなるため、いずれの園でも内定に至らないことがあります。

★認可保育園以外の連携施設に入園を希望する場合★

各施設に直接お問合せください。

【小規模保育所・事業所内保育所の卒園児が4月一次利用調整に申請する際のフローチャート】



連携施設一覧表

連携施設は連携している施設や受入枠が変更になる場合があります。

詳細は大田区のホームページをご確認ください。

令和7年4月現在（今後変更になることがあります）

小規模・事業所内保育所		連携施設			
しおりNo	施設名	しおりNo	施設名	所在地	受入枠
13	Ohana大森西保育園	2	大森東一丁目保育園	大森東1-31-2-105	3名
		7	Ohana平和島保育園	大森西2-2-29	3名
		8	グローバルキッズ大森西園	大森西2-15-24	2名
		11	富士見橋保育園	大森西3-2-2-101	1名
		16	大森西第二保育園	大森西4-13-11-101	1名
18	Ohana梅屋敷駅前保育園	7	Ohana平和島保育園	大森西2-2-29	3名
		14	大空と大地のな-さりい大森西園	大森西4-8-5	6名
		208	アスク蒲田一丁目保育園	蒲田1-2-13	1名
31	こどもヶ丘保育園平和島園	30	こどもヶ丘保育園大森北園	大森北6-30-18	10名
33	小鳩スマート保育所大森	22	えがの森保育園・おおもり駅前	大森北1-6-8	2名
		24	アスク大森保育園	大森北1-10-14 5階	2名
		27	このえ大森北保育園	大森北4-9-7	3名
		32	AlAI NURSERY 山王	山王1-26-4	1名
		35	山王保育園	山王3-32-12	2名
38	ヤクルト西馬込保育園 ※1	39	キッズラボ西馬込駅前保育園	西馬込1-29-5	3名
42	キッズラボ西馬込小規模保育園	39	キッズラボ西馬込駅前保育園	西馬込1-29-5	9名
54	小鳩スマート保育所北馬込	56	小鳩ナーサリースクール中馬込	中馬込2-2-18	10名
57	キッズガーデン馬込駅前	43	馬込ここわ保育園	南馬込1-1-6	4名
		48	にじいろ保育園南馬込	南馬込4-25-11	1名
		49	にじいろ保育園南馬込四丁目	南馬込4-29-7	2名
		50	このえ南馬込保育園	南馬込5-18-18	2名
		55	Gakkenほいくえん馬込	北馬込2-30-2	1名
74	池上らるスマート保育所	68	みらいく池上2丁目園	池上2-4-2	2名
		69	ベネッセ池上保育園	池上3-13-4	2名
		72	池上第三保育園	池上5-15-22	1名
		77	アスク池上保育園	池上8-1-3	3名
		78	みらいく徳持園	池上8-12-12	2名
91	キャリアー保育園田園調布	88	さくらさくみらい田園調布	田園調布1-27-5	2名
		89	認可保育園Bambini	田園調布1-50-6	2名
		130	アスクゆきがや保育園	雪谷大塚町9-13-301	2名
101	久が原らるスマート保育所	100	千鳥保育園	千鳥1-1-25	5名
		183	こどもヶ丘保育園武蔵新田園	矢口1-16-19	4名
118	てくてく保育園 ※1	116	キッズラボ千束こどもの家大岡山園	北千束3-34-3	2名
124	このえ石川台小規模保育園	115	このえ洗足池保育園	南千束3-33-6	6名
131	チャレンジキッズ雪谷大塚園	83	北嶺町第二保育園	北嶺町28-7	2名
		84	チェリッシュ桜坂保育園	北嶺町37-29	1名
		86	田園調布保育園	田園調布本町7-15	2名
		87	みらいく田園調布本町園	田園調布本町21-12	2名
		129	にじいろ保育園南雪谷	南雪谷5-10-12	2名
133	チャレンジキッズ長原園	111	洗心保育園	南千束2-2-6	3名
		137	はぐはぐキッズ洗足池	上池台2-26-7	7名
135	えがの森保育園・かみいけだい	110	このえ南千束保育園	南千束1-12-2	3名
		117	クオリスキッズ北千束保育園	北千束2-25-11	3名
		132	さくらさくみらい長原	南千束1-13-9	2名
		136	このえ長原保育園	上池台1-45-8	2名
141	小鳩スマート保育所上池台	56	小鳩ナーサリースクール中馬込	中馬込2-2-18	10名
146	BaBy Pearl Nursery		パール幼稚園（私立幼稚園）	東蒲田2-21-15	10名
153	簡野学園ふそく保育室	149	簡野学園ふそく靴谷駅前保育園	西靴谷4-29-16 2階	4名
			簡野学園ふそく幼稚園（私立幼稚園）	本羽田1-4-1	6名
156	MIRATZ大鳥居保育園	154	本羽田保育園	本羽田3-17-20-108	3名
		157	第三蒲田保育園	萩中2-13-16	6名
169	このえ雑色小規模保育園	172	このえ雑色保育園	仲六郷2-7-11	10名
173	こどもヶ丘保育園雑色園	163	ポピズナーサリースクール西六郷	西六郷3-1-7	4名
		174	グローバルキッズ雑色園	仲六郷2-43-11	3名
		175	高畑保育園	仲六郷3-19-12	3名
189	こどもヶ丘保育園東矢口園	75	クオリスキッズいけがみ保育園	池上6-27-25	2名
		79	池上長尾保育園	池上8-25-6	2名
		184	ナーサリールームベリーベアー矢口	矢口2-14-5	5名
		191	にじいろ保育園矢口渡	多摩川1-34-5	1名
194	しおどめ保育園京急蒲田駅前	145	靴谷保育園	西靴谷2-14-18	2名
		195	えがの森保育園・かまた駅前	南蒲田1-1-25 3階	2名
		196	第二蒲田保育園	南蒲田1-7-20	3名
		197	レイモンド南蒲田保育園	南蒲田2-16-2 別館1階	1名
		210	第一蒲田保育園	蒲田1-20-6	1名
204	ぼれぼれ保育園西蒲田	199	大空と大地のな-さりい西蒲田四丁目園	西蒲田4-1-3	4名
		203	明日葉保育園相生園	西蒲田6-18-8	6名
212	蒲田らびっと保育園	193	東蒲田保育園	東蒲田2-32-15	3名
		207	グローバルキッズ蒲田園	西蒲田8-20-8 2階	3名
		215	わおわお蒲田本町保育園	蒲田本町1-1-10	4名
216	ディルカー保育園新蒲田園	214	蒲田本町保育園	蒲田本町1-1-1-101	3名
			ディルカーインターナショナル（企業主導型保育施設）	新蒲田1-5-1 2階	7名
219	ヤクルト新蒲田保育園 ※1	159	志茂田保育園	西六郷1-3-2	2名
		220	新蒲田保育園	新蒲田1-18-16	1名

※1 事業所内保育所の連携施設は、地域枠定員分のみの確保になります。

2 申込みをする

認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所（地域枠）の申請方法について説明します。



申込みに必要な書類

提出書類の書式はこちらから取得できます。

※は区指定の書式です。大田区公式ホームページからダウンロードできます。大田区指定の書式以外では受付ができませんのでご注意ください。

提出していただいた書類は、いかなる事情でもご返却できません。入所後、就労証明書などの提出を保育園から求められる場合がありますので、あらかじめ提出前にコピーを取ることを推奨します。

入所申込みに必要な書類は、次の（１）～（８）です。※（７）及び（８）は該当する方のみ提出が必要です。締切日までにすべての書類をそろえてご提出ください。締切日までに提出いただいた書類で利用調整を行いますので、書類がそろわない場合は利用調整上不利になることがあります。

（１）個人番号確認書類

※次のいずれかの書類…保護者全員、申請に係るお子様
●個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し

（２）本人確認書類

※次のいずれかの書類…申請者本人（保護者）
●顔写真の貼付がある下記書類のうち１点
（個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳等）
もしくは
●顔写真の貼付がない下記書類のうち２点
（健康保険の資格確認書（被保険者証）、国民年金手帳、住民票の写し、母子手帳、児童扶養手当証書等）
※外国籍の方は、父母それぞれの在留カード、もしくは特別永住者証明書が必要です。
提出がない場合、申請を受付けることができない場合があります。
※代理申請の場合は上記の他に委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

（３）保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書

２人以上のお子様を同時に申込み場合も、１部のみ提出してください。

（４）保育の必要性を証明する書類

保護者それぞれの書類の提出が必要です。単身赴任もしくは海外赴任中の場合はP.35をご確認ください。

父 母 等 の 状 況		必 要 書 類
就 労	外 勤	就労証明書 証明後３か月以内のもののみ有効です。（P.38,Q18 参照） ※就労証明書は会社の担当の方へ作成を依頼してください。 保護者自身が会社で就労証明書の発行担当の場合は、他担当者にご依頼ください。 ※就労先が２か所以上の方は、それぞれの就労先の就労証明書を提出してください。 提出前に内容に不備がないかを今一度ご確認ください。 ※育児休業中の方は、就労証明書「No.9」育児休業欄の記載が必要です。 ※派遣中もしくは出向中の場合は、派遣元や出向元に発行を依頼してください。
	自営業・会社代表経営者等 ※保護者の２親等以内の親族が経営する会社等に勤務している場合は自営業となります	①就労証明書 ②自営を証明するもの（例：登記事項証明、開業届、営業許可書、業務委託契約書等） ③収入を証明するもの（例：確定申告書、源泉徴収票等） ※令和６年度より自営業の方についても、就労証明書の提出が必要になりました。 なお、就労証明書は保護者自身で記入してください。 ※②③は写し。第三者機関発行、または公的機関の証明 ※親族経営の会社等で育児休業を取得している場合、原則、「 育児休業給付受給資格確認通知書 」の写し、「 育児休業給付金支給決定通知書 」の写し、または就業規則の育児休業に関する部分の写しを提出してください。
就 労 内 定		就労証明書 証明後３か月以内のもののみ有効です。
求 職 中		求職活動状況申立書
疾 病 ・ 障 が い		診断書（原本）もしくは 病状内容確認書 または各障害者手帳の写し ※診断書および 病状内容確認書 は、発行後３か月以内のもので患者氏名、診断名、病状経過、保育や就労ができない理由の記載が必要です。
同居親族の介護 ・ 看護		①介護・看護状況申告書 ②被介護・看護者の診断書（原本）、介護保険証または障害者手帳の写し ③介護サービス計画書（ケアプラン）の写しなど介護、看護の実態が分かるもの ※診断書は、発行後３か月以内のもののみ有効です。
災害復旧に当たっている場合		り災証明書等
就 学 （就学予定者含む）		①在学証明書 ②時間割、カリキュラム等 ※趣味の講座、カルチャースクール等は除きます。

(5) 入所・転園・あっせんに関する確認票

内容をよくお読みいただき、ご記入と保護者のご署名をお願いします。
 ※郵送の場合は、複写部分を切り離し、1枚目のみご提出ください。
 ※窓口持込みの場合は、複写部分を切り離さずにそのままご提出ください。

(6) お子様の健康状況申告書

申込むお子様が2名の場合は表面裏面を記入、3名以上の場合はコピーをしてご記入ください。
 ※必ず母子手帳に記載の内容を確認しながらご記入ください。

以下に該当する方は、主治医が記載した次の書類も必要となる場合があります。

区 分	必 要 書 類
慢性疾患がある場合	意見書
低出生体重児（出生時 2,500g 未満）または在胎週数 37 週未満で出生時に異常のあった2歳未満のお子様の場合 ※定期的な診察や観察中の方のみ	
食物アレルギーがある場合 ※詳細はP.25 をご覧ください。	保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表

(7) 課税（非課税）証明書等 （下表に該当する方のみです）

利用調整会議や保育料決定時に住民税情報が必要となります。下表に該当する場合は、保護者それぞれについて提出が必要です。また、住民税の申告をされていない方は住民税情報を確認できないため、申告が必要です。

入所希望月		令和6年9月～令和7年8月	令和7年9月～令和8年8月
対象となる方		令和6年1月1日時点で大田区に住民登録がない方 （例：令和6年1月2日以降に大田区に住民登録を行った方）	令和7年1月1日時点で大田区に住民登録がない方 （例：令和7年1月2日以降に大田区に住民登録を行った方）
必要書類	他自治体からの転入（国内）	令和6年度 課税（非課税）証明書	令和7年度 課税（非課税）証明書
	海外からの転入、大使館職員など	令和5年中 （令和5年1月～令和5年12月）の 年間給与証明書	令和6年中 （令和6年1月～令和6年12月）の 年間給与証明書

※課税（非課税）証明書は、税額・所得・所得控除の記載があるものをご提出ください。

税額・所得・所得控除の欄が空欄である場合、*（アスタリスク）等が記載されている場合は受付けできません。

※被扶養者の方も課税・非課税証明書の提出が必要です。

※自治体が発行する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書ではありませんのでご注意ください。

※課税（非課税）証明書の提出は写しでも可能です。

※令和6年度課税（非課税）証明書は、前住所地（令和6年1月1日時点で住民登録のある）の自治体で取得してください。

※令和7年度課税（非課税）証明書は、前住所地（令和7年1月1日時点で住民登録のある）の自治体で取得してください。

(8) その他の書類 (下記に該当する方のみです)

区 分	必 要 書 類
お子様を認証保育所、保育ママまたはベビーシッター等に預けている場合	<u>受託証明書</u>または契約書（児童名、預託先、預託期間、預託日数、預託時間、預託金額がわかる箇所）の写し ※複数預け先がある場合はすべて提出してください。 ※保育料が「日額」「時間単位」の場合は、実績確認のため契約書ではなく<u>受託証明書</u>でご提出ください。直近の預託実績から加算の条件となる有償預託が 1 か月以上継続している必要があります。
ひとり親の場合	ひとり親の手当・医療の資格があることが分かる書類、または離婚受理証明書、離婚日の記載のある戸籍謄本のいずれかの書類
離婚を前提とした別居の場合 ※入所後の保育料に関しては、離婚が成立していない場合は両親を算定の対象に含みます。	①父母が3か月以上別居していることが分かる書類（住民票等） ②離婚調停していることが分かる書類（裁判所からの呼出状など） ③申込保護者が申込児と同居し監護していることが分かる書類（①で提出した住民票で確認できる場合は不要） ※①～③がそろわない場合、相手の保育ができないことを証明する書類（就労証明書等）が必要です。
DV 等による別居の場合	裁判所の「保護命令」「接近禁止命令」、もしくは住民基本台帳事務における支援措置申出書等の DV 相談証明 ※状況により、追加書類を依頼する場合があります。
里親世帯・小規模住居型児童養育事業の場合	①児童相談所の措置通知書 ②里子であることがわかる書類（医療証などの写し）
保護者が区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所、認証保育所、定期利用保育室に保育士として勤務（内定も含む）の場合	保育士証の写し
保護者が障害者手帳をお持ちの場合	障害者手帳の写し
保護者が国の指定難病の場合	特定医療費の医療受給者証（東京都発行は「特定医療費（指定難病）受給者証」）の写し
区市町村税の所得割額が 48,600 円未満の世帯 ※生活保護世帯を除く	保護者それぞれの前年度の課税（非課税）証明書 ※税額・所得・所得控除の記載があるもの ※令和7年度入所の場合 →令和6年度の課税（非課税）証明書の提出が必要
生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書
保護者が外国籍の場合	<u>父母それぞれの在留カード</u>、または特別永住者証明書の写し ※在留カードが「就労不可」の場合、就労要件及び求職要件での申込みはできません。 （ただし一部就労許可がある方等を除く） ※提出がない場合、申請を受付けることができない場合があります。
出産予定で申込みの場合 （4月のみ）	<u>出生前の保育所利用申込みに関する同意書</u> 詳細は P.24 をご確認ください。
育児休業の延長を許可する場合	<u>育児休業延長許可の申出書</u> 同時に、申請書2面の育児休業取得状況欄『③口保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許可できるため、「育児休業延長許可の申出書」を提出する。』にもチェックしてください。
郵送で提出の場合	<u>大田区保育園申請書類チェックリスト</u> 必ず<u>追跡可能な郵便(書留等)</u>で送付してください。 また、封筒の表面に朱書きで「申請書在中」と記載してください。 郵送事故については責任を負いかねます。

※離婚後も父母が同一住所に住んでいる場合は、生計を一にしているものとみなし、ひとり親として取扱いできないため、相手の保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）が必要です。事実婚の場合も同様です。

申込み書類の提出について

- ・保育サービス課の窓口へ直接お持込みいただくか、郵送でお送りください。また電子申請も可能です。
- ・各地域庁舎及び各特別出張所での書類の受取りは行っていません。
- ・メールやFAXでの申込みの受け付けは行っていません。
- ・代理人（申請される児童の保護者以外の方）が申込みをする際は以下の書類が別途必要です。
…委任状（保育サービス課ホームページに掲載）、代理人本人の本人確認書類

受付場所	所在地			受付時間
大田区役所保育サービス課	〒144-8621	蒲田五丁目 13 番 14 号	3階 21 番窓口	8時 30 分から 17 時まで ※土日祝日、年末年始除く

◇郵送時の注意事項◇

- ・大田区保育園申請書類チェックリストを同封のうえ、封筒に「**申請書在中**」と朱書きし、簡易書留等の追跡可能な郵便で送付してください。郵送事故の責任は負いかねます。
- ・申請締切日必着です。書類到着日が提出日となります。
- ・郵便料不足は受け取ることが出来ません。不足がないようご注意ください。

◇電子申請時の注意事項◇

- ・大田区内在住で大田区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所のみを希望される場合のみ申請可能です。他自治体の保育園等と併願する場合、区外から大田区へ転入予定の場合は利用できません。
- ・締切日の 24 時以降に受け付けた申請は次月の申込み扱いとなります。
またシステムメンテナンス等のため電子申請が利用できなくなる場合があります。
- ・提出する必要がある書類（就労証明書など）は写真データまたは PDF 化するなど準備してから入力を開始してください。
- ・申込み時に不足していた書類や、不備のあった書類も電子で追加提出（締切日必着）できます。
- ・添付ファイルが破損及び不明瞭だった場合は再提出を依頼する場合があります。
- ・通信障害などで送信できなかった際の責任は負いかねます。
- ・詳細は右記二次元コードをご確認ください。



（外部リンク）

申込みスケジュール（令和7年1月・4月入所）

…令和7年4月の申込みは終了しました。

入所希望月	欠員公開	申込受付期間		不足書類受付期間	希望園変更締切日 ※3
		窓口持込の場合	郵送・電子申請の場合※1※2		
令和7年1月	令和6年12月2日（月）	令和6年7月1日（月） ↓ 令和6年11月29日（金）	令和6年7月1日（月） ↓ 令和6年11月7日（木）	なし	令和6年12月5日（木）
令和7年4月（一次）	なし	令和6年10月1日（火） ↓ 令和6年11月29日（金） 【休日受付】 令和6年11月3日（日） 受付時間 9時～16時まで	令和6年10月1日（火） ↓ 令和6年11月7日（木）	申請書提出日 ↓ 令和6年12月9日（月）まで ※締切日必着	令和6年12月9日（月）
令和7年4月（二次）	令和7年2月3日（月） 令和7年2月13日（木）	令和6年12月2日（月）～ 令和7年2月10日（月）		なし	令和7年2月18日（火）

- ・4月入所申込みをされる方で、受付期間内に利用調整指数の回答を希望する場合は、11月上旬までに提出を済ませてください。11月中旬以降に提出された場合、受付期間内に回答できない場合がございます。
- ・4月入所の不足書類受付は、申込受付期間内に申請書を提出された方のみ対象です。

申込みスケジュール（令和7年5月入所～）

…例年2月と3月は利用調整による入所は行っていません。

入所希望月	欠員公開	申込受付期間（窓口受付・郵送・電子申請）※1※2	不足書類受付期間	希望園変更締切日 ※3
令和7年 5月	令和7年 4月2日（水）	令和6年11月1日（金）～令和7年4月7日（月）	なし	令和7年 4月7日（月）
令和7年 6月	令和7年 5月2日（金）	令和6年12月2日（月）～令和7年5月7日（水）		令和7年 5月7日（水）
令和7年 7月	令和7年 6月2日（月）	令和7年1月6日（月）～令和7年6月9日（月）		令和7年 6月9日（月）
令和7年 8月	令和7年 7月2日（水）	令和7年2月3日（月）～令和7年7月7日（月）		令和7年 7月7日（月）
令和7年 9月	令和7年 8月4日（月）	令和7年3月3日（月）～令和7年8月7日（木）		令和7年 8月7日（木）
令和7年10月	令和7年 9月2日（火）	令和7年4月1日（火）～令和7年9月8日（月）		令和7年 9月8日（月）
令和7年11月	令和7年10月2日（木）	令和7年5月1日（木）～令和7年10月7日（火）		令和7年10月7日（火）
令和7年12月	令和7年11月4日（火）	令和7年6月2日（月）～令和7年11月7日（金）		令和7年11月7日（金）

※1 郵送の場合は締切日必着です。

※2 電子申請の場合は申込受付期間（入所希望月の前回分締切日の翌日0時00分から締切日当日の23時59分まで）の受付です。

※3 申請書類提出後でも、受付期間内であれば希望園の追加・変更が可能です。

保育サービス課保育利用支援担当への電話連絡でも受付けています。

・選考結果の発表方法や時期についてはP.31をご参照ください。

・申請書の有効期限は、提出月の翌月1日から6か月間です。

期限が切れることは事前に通知いたしませんので、あらかじめご了承ください。

・申込時に疾病やアレルギーがあるお子様は、保育サービス課で面談を行うことがありますので、申請書は締切日の10営業日前を目安にご提出ください。

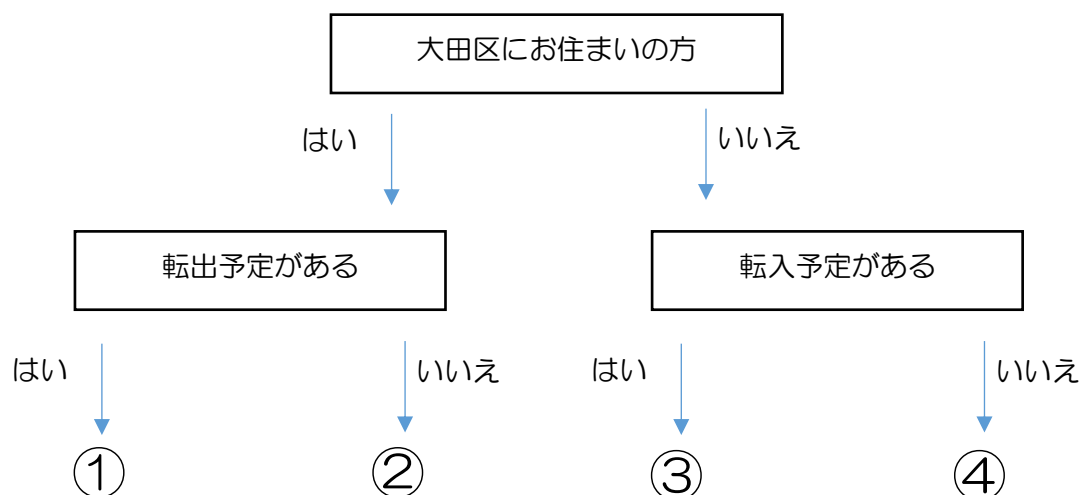
面談時は、母子手帳を必ずお持ちください（詳細についてはP.25をご参照ください）。

面談の結果によっては、入所を希望する保育園を看護師または栄養士が配置されている園に変更していただくことがあります。

・令和8年1月以降の申込みスケジュールは、決まり次第大田区ホームページ等でお知らせします。

大田区外保育園の申込み・大田区外からの申込み

…令和6年6月入園分より、転出・転入を伴う入園申込の取扱いを変更しました。



大田区外の認可保育園のお申込みを希望する場合

① 大田区にお住まいで、区外へ転出予定がある方

受付窓口	転出先自治体の担当窓口
申込締切	転出先自治体へご確認ください
必要書類	転出先自治体へご確認ください
注意事項	○転出を伴う申し込みの場合、転出後に転出先自治体で改めて手続きが必要です。 ○大田区認可保育園に通園中で大田区外の認可保育園をご利用になることは、二重在籍になるためできません。退園する翌月1日までに「転出・退園届」の提出が必要です。 ○転出後も大田区認可保育園をご利用の場合には大田区と転出先の両自治体で手続きが必要です。各自治体にご確認のうえお手続きください。

② 大田区にお住まいで、区外へ転出予定がない方

受付窓口	大田区役所保育サービス課
申込締切	申請を希望する自治体へご確認ください （自治体間の書類のやり取りは郵送で行います。余裕を持って、締切日の10営業日前を目途にご提出ください。）
必要書類	自治体へご確認ください※
注意事項	○大田区の規則に従って通所していただきます。 ※在籍施設のある自治体によって、独自のルールが適用される場合がございます。必ず申請を希望する自治体へご確認ください。

※大田区にて教育・保育給付認定が得られていない場合、大田区様式の申請書類も必要となります。
ご不明な場合はお問い合わせください。

大田区内の認可保育園のお申込みを希望する場合

・区外の認可保育園から区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所を申込み場合、入所の扱いとなります。

③ 区外(海外含む)にお住まいで、入所希望月の1日までに大田区に転入予定がある方

※海外から転入予定の場合、連絡の取れる電話番号・書類送付先を申請書の余白に明記してください。

受付窓口	大田区役所保育サービス課
申込締切	入園申込みのしおり P.20 をご確認ください
必要書類	① 保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書 ② 転入手続きに関する同意書 ③ 保育の必要性を証明する書類 (P.16 参照) ④ お子様の健康状況申告書 ⑤ 入所・転園・あっせんにに関する確認票 ⑥ 税額・収入を証明する書類 ※課税(非課税)証明書等 ⑦ 保護者全員の在留カード(表面裏面)、または特別永住者証明書の写し ※外国籍の方のみ ⑧ その他の書類 ※該当する方のみ ※②の提出がない場合は入所希望月の1日までに転入予定がない方として取扱います。 よって、0～2歳児クラスの4～9月入所は利用調整の対象外になります(下記の表参照)
注意事項	○転入する方に関しては、利用調整の結果に関わらず、入所希望月の1日(曜日や祝日に 関わりません)までに住民登録し、保育サービス課保育利用支援担当に 教育・保育給付認定申請書をご提出ください。 ○入所内定した方は、上記の手続きがされない場合、入所内定取消しとなります。 ○入所内定した場合、二重在籍防止のため、転入元自治体に選考結果を共有します。

④ 区外にお住まいで、入所希望月の1日までに大田区へ転入予定がない方

受付窓口	現在お住まいの自治体の担当窓口
申込締切	入園申込みのしおり (P.20) をご確認ください。 自治体間の書類のやり取りは郵送で行います。 余裕をもって、締切日の10営業日前を目途にご提出ください。
必要書類	① 保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書 ② 保育の必要性を証明する書類 (P.16 参照) ③ お子様の健康状況申告書 ④ 入所・転園・あっせんにに関する確認票 ⑤ 税額・収入を証明する書類 ※課税(非課税)証明書等 ⑥ 保護者全員の在留カード(表面裏面)、または特別永住者証明書の写し ※外国籍の方のみ ⑦ その他の書類 ※該当する方のみ
注意事項	○クラス年齢によって申込みの制限がございます。下記の表を必ずご確認ください。 ○お住まいの自治体のルールに従って通所していただきます。 詳細は各自治体にご確認ください。

●入所希望月の1日までに大田区に転入予定がない方の申込みの制限

	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
	4～9月入所申込	10月～翌年1月入所申込	通年(2、3月除く)
父母ともに区内勤務(在学)	申込不可	父母ともに減算(－2点)	
父母どちらか区内勤務(在学)		区内勤務(在学)の保護者 → 減算(－2点) 区外勤務(在学)の保護者 → 減算(－3点)	
父母ともに区外勤務(在学)		申込不可	世帯指数1点

※3歳～5歳児クラスで、保護者全員が大田区在勤者または在学者でない申込みは、世帯指数を1点として
 取扱い、P.29の調整指数を適用しません。ただし、里帰り出産での申込みを除きます。

大田区に転入後、区外の保育園に継続通園する場合

大田区に転入後、転入前に通っていた区外の認可保育園を継続して利用することができます。

受付窓口	大田区役所保育サービス課保育利用支援担当
必要書類	① 保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書 ② 保育の必要性を証明する書類（P.16 参照） ③ 税額・収入を証明する書類 ※課税（非課税）証明書等（P.17 参照） ※マイナンバー連携にて税照会可能な場合は省略可 ④ 保護者全員の在留カード（表面裏面）、または特別永住者証明書の写し ※外国籍の方のみ
手続方法	① 転出前に、転出前自治体にて継続通園する旨の手続きを行う。 ② 転出届を転出前自治体へ届出。 ③ 大田区に転入届を届出（原則、転入日から2週間以内）。 ④ 転入届を届出後、継続通園を希望する月の1日までに 保育サービス課保育利用支援担当窓口にて、継続利用の手続きを行う。
注意事項	- 在園継続の管理や保育料の計算は、原則、月の1日時点で住民登録がある自治体が行います。月の途中まで区外保育園、月の途中から大田区の保育園、といった在籍方法は二重在籍となるため不可です。 - 自治体間での手続きに時間を要するため、転入後は速やかにお手続きをお願いいたします。

大田区外へ転出後、大田区の保育園に継続通園する場合

区外転出後も、通っていた保育園を継続して利用することができます。

受付窓口	転出先の自治体の担当窓口 ※転出前に、利用継続ができるのか、その際に必要書類はあるのかを確認してください。 自治体によっては、年度末まで等の期限を定めている場合があります。
手続方法	① 転出前に、引き続き利用継続を希望する旨を記載した「転出・退園届」を大田区に提出。 ② 転出届を大田区役所へ届出。 ③ 転出先自治体に転入届を届出（原則、転入日から2週間以内）。 ④ 転入届を届け出後、継続通園を希望する月の1日までに転出先自治体の保育園担当窓口へ、継続利用の手続きを行う。
注意事項	- 在園継続の管理や保育料の計算は、原則、月の1日時点で住民登録がある自治体が行います。月の途中まで区外保育園、月の途中から大田区の保育園、といった在籍方法は二重在籍となるため不可です。 - 給付認定の要件変更や保育料の手続きについては転出先の自治体にご確認ください。 - 自治体間での手続きに時間を要するため、転出後は速やかにお手続きをお願いいたします。

（4月のみ）出産予定のお子様を申込みする方へ

…令和 7 年 4 月の申込みは終了しました。

- ① 申込み時に、申請書一式のほか出生前の保育所利用申込みに関する同意書の提出が必要です。
- ② 申請書（1 面）の申込児童欄には、以下のとおりご記入ください。
氏名欄：苗字+ベビー 生年月日：出産予定日
- ③ 出産予定日により、希望できる保育園が異なります。受入れ開始月(日)齢にご注意ください。

受入れ開始月(日)齢	出産予定日
43 日園	令和 7 年 2 月 17 日まで受付け可
57 日園	令和 7 年 2 月 3 日まで受付け可
3 か月	令和 7 年 1 月 1 日まで受付け可
4 か月	令和 6 年 12 月 1 日まで受付け可

- ④ 郵送もしくは窓口持参で保育サービス課へお申込みください。
- ⑤ 出産後、翌日（閉庁日にあたる場合は翌開庁日）までに保育サービス課に出産日と母子の状況について連絡してください。出生後 14 日以内に出生届の提出及び住民登録手続きを完了した後、速やかに保育サービス課へ教育・保育給付認定申請書・お子様の健康状況申告書を提出してください。提出がない場合、内定取消しとなる可能性があります。
- ⑥ 希望していた保育園の受入れ開始月(日)齢に達しない場合は、保育所入所等申込取下・辞退届を提出し、令和 7 年 4 月入所申請を取り下げてください。
- ⑦ 入所が内定していた場合であっても、受入れ開始月(日)齢に達していなければ、内定取消しとなります。また、43 日園などの開始月(日)齢が低い保育園を希望していた場合でも再度選考は行いません。
- ⑧ 出生児が 4 月 1 日までに集団保育が困難と医師等により判断された場合、速やかに内定した保育園の保育所入所等申込取下・辞退届を提出してください。
- ⑨ 兄弟姉妹と同時申込みをしている場合、出生児で上記⑥の内定取消しや申込みを取下げた際には、利用調整指数が変更となり、兄弟姉妹の内定が取消しとなる可能性があります。

（例月共通）申込み児童以外に出産予定がある方へ

入所希望月が、出産予定月をはさんで前後 2 か月以内の場合は、原則「妊娠・出産」要件での申込みとなり、指数は 4 点です。入所した場合、在園期間は出産予定月の 2 か月後の末日までとなります。
（詳細は P.37 よくある質問 Q14 参照）

ただし、以下の要件に該当する場合は出産予定月の 2 か月後以降も在園することが可能です。

①産前産後休暇後に育児休業を取得せず復帰を予定している場合

保護者の継続的な就労の事実が申込み時に確認できれば、「就労要件」での利用調整となり、就学前まで在園することが可能です。ただし、入所後に申込時と内容が変更した事実が判明した場合、指数の見直しの結果、退所になることがあります。

②産前産後休暇後に復帰せず育児休業の取得を予定している場合

申込み時に産後休暇後に育児休業を取得する予定があることを確認できれば、「出産要件」での利用調整となり、育児休業の終了する日が属する月の月末まで在園することが可能です。

③産後パパ育休を取得している場合

申込児童の兄弟姉妹の出産予定があり、産後パパ育休（出生時育児休業）を取得し、出生後 8 週間以内または上のお子様の入所月の当月中までに育児休業から復帰する場合の利用調整指数は「就労」指数となります。ただし、産後パパ育休（出生時育児休業）取得後、育児休業を取得する場合は、出産予定月と翌 2 か月以内（出産予定月も含む）は出産要件とみなし、利用調整基準指数は「妊娠・出産」指数となります。詳細は、P.37 よくある質問 Q14②を参照ください。

※里帰り出産で大田区に住民票を置いた状態のまま、区外の保育施設に入所した方の在園期間は、原則出産予定月をはさんで前後 2 か月を含む最長 5 か月間です。

※なお、入園申込み時、すでにお子様を出産されている場合、予定月ではなく実際の出産月で判断します。

障がいや疾病、アレルギーがあるお子様の申込み

障がいや疾病があるお子様

- 申込みにあたり、医師の意見書や、通所施設からの「児童意見書」が必要です。
意見書に基づいて保育を行うため、必ずご提出ください。意見書の内容により面談を行う場合があります。
- 特別な支援が必要となる可能性のあるお子様については面談を行う場合があります。
そのため申請書は締め切り日の10営業日前を目安に提出ください。
なお、面談したお子様全員が特別な支援を要する児童になるわけではありません。
- 保育園は、特別な支援を要する児童の受入れ人数に上限があります。入所を希望する保育園については面談時にご相談ください。面談の結果によっては、入所を希望する保育園を看護師または栄養士が配置されている園に変更していただくことがあります。
- 面談の結果、保育園入所の可否について判断しがたい場合は、「特別な支援を要する児童の保育の実施等審査会」にて決定します。場合によっては、「観察保育」を実施することがあります。
- 特別な支援を要する児童は、延長保育(P.44)を利用できない場合があります。
- 保育園入所後に、上記の事項が発生した場合、同様の対応をします。

特別な支援とは

- 保育園の生活の中で、支援が必要な状況を把握し、個別の目標を立てて保育します。
- 健康上の特別な配慮が必要な場合、日常の健康管理に加え、緊急時の対応に備えた配慮をします。

アレルギー疾患があるお子様

- 申込みにあたり、※保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表が必要です。
医師の指示（診断）に基づいてアレルギーの対応を行うため、必ずご提出ください。
- アレルギーの内容・症状等によっては、保育サービス課において面談を行います。
そのため、余裕をもってお申込みください。
- 保育園は集団給食のため、アレルギー食への対応は基本的に「完全除去」です。
場合によってはお弁当の持参をお願いすることもあります。
- 保育園は集団生活であり、ご家庭とは異なる環境であることを考慮し、アレルギー疾患の内容によっては、希望園を看護師または栄養士が配置されている園に変更していただくことがあります。
※保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表は大田区ホームページ、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

申込み後に上記事項が判明した場合

- 至急、保育サービス課保育利用支援担当へご連絡ください。連絡が遅くなった場合、内定取消し等になる可能性もありますので、ご注意ください。

看護師・栄養士が配置されている園について

- 看護師、栄養士は、保育開始月が43日～8か月の園などに配置されています。

小規模保育所・事業所内保育所の場合

- お子様に疾病やアレルギーがある場合、保育施設の受入れ態勢や保育環境によっては入所契約に至らない場合があります。
- 当課との事前面談の結果、小規模保育所・事業所内保育所での受入れが難しいと判断した際は、希望園を変更していただく場合があります。

医療的ケアを必要とするお子様の申込み

大田区では医療的ケアを必要とする児童(以下医療的ケア児)の受入れを下記の保育園で実施します。

実施園及びクラス

大田区立森が崎保育園(大田区大森南二丁目2番15号)

大田区立立新井保育園(大田区中央二丁目16番17号)

大田区立仲池上保育園(大田区仲池上一丁目21番16号)

大田区立羽田保育園(大田区羽田四丁目11番1号)

大田区立志茂田保育園(大田区西六郷一丁目3番2号)

大田区立矢口保育園(大田区新蒲田二丁目12番18号)

1歳児クラスから5歳児クラス(誕生日が平成31年4月2日から令和6年4月1日まで)

実施園の状況により受け入れができない場合があります。

令和7年度5月以降の申込について

医療的ケアを必要とする児童の申し込みについては、直接下記担当までお問い合わせください。
入所の可否については医療的ケア審査会の審査結果及び利用調整に基づき決定いたします。

受入れ対象児童

- ・実施するケア (1) 痰の吸引 (2) 経管栄養 (3) 導尿
(4) 酸素管理 (5) 血糖値測定および薬剤投与
(6) その他区長が実施を認めた医療的ケア
- ・疾患があるものの入院して治療をする必要がなく、容態が安定している児童
- ・医療的ケアが日常生活の一部として定着している児童又は今後定着する見込みのある児童であって、その行為によって状態の変化が起こりにくいと主治医が判断している児童

【申請書類】

(1) 通常の申込み書類

(2) 医療的ケアに関する書類

- ① 意見書「大田区保育園入所用」(低出生体重児用・疾病用)
- ② 医療的ケア意見書・医療的ケア指示書
- ③ 保育のめやす
- ④ 同意書兼委任状

入所利用調整会議より前に面談、体験保育、主治医との面談を行い「集団保育が可能か否か」を判断させていただきます。通常の申請とは異なり利用調整会議までに時間を要します。余裕をもってお申込みください。

※入園後に状態の変化などによって、集団生活に著しく影響があると主治医あるいは医療的ケア審査会が判断した場合は、退園となることがあります。



🔍検索 大田区医療的ケア児

【お問合せ先】月曜日～金曜日 8時30分～17時

大田区役所3階 保育サービス課 保育指導担当 TEL 03-5744-1643

3 申込書類提出後の変更

- ★申込有効期間内に以下のような変更があった場合は、必ず各月の申込み締切日（P.20）までに、保育サービス課保育利用支援担当に該当する必要書類を提出してください。
- ★世帯の状況は申込時から入所月の月末まで継続しているものとして利用調整します。
そのため勤務条件の変更や妊娠・出産等で利用調整指数が変わった場合、内定取消しになることがあります。
- ★入所後に判明した場合、指数見直しにより退所となることがありますのでご注意ください。
（申込み時点の会社を退職して別の会社に就職したが、未就労期間が1か月以上となる場合や、前職よりも勤務日数、時間が減少する場合、申込み後に出産予定が判明し、予定日が入所月の前後2か月以内の場合等）。
- 下表、 は保育サービス課指定の書類です。

変 更 点	必 要 書 類
住所、電話番号等を変更した	保育所等入所(転園)等申込内容変更届 ※個人番号（マイナンバー）と身元の確認を行います。
保護者の勤務状況 （転職した、求職から就労になった、就労内定から実際に勤務開始した（P.34 ⑤参照）、勤務先や勤務時間・日数が変わった等）	保育所等入所(転園)等申込内容変更届 就労証明書 または 就労開始前の 就労証明書 （就労内定の場合） ※転職の場合、前職の退職日が確認できる書類の提出も必要です。
就労していたが求職中となった	① 保育所等入所(転園)等申込内容変更届 ② 求職活動状況申立書
出産した、出産予定日が判明した	保育所等入所(転園)等申込内容変更届
育児休業から復帰した	保育所等入所(転園)等申込内容変更届 復帰証明書
結婚した	① 保育所等入所(転園)等申込内容変更届 ② 結婚したことが分かる書類（婚姻届受理証明書、戸籍謄本等） ③ 結婚した相手方の保育の必要性を証明する書類（P.16 参照） ④ 結婚した相手方の課税（非課税）証明書 ※大田区で税情報が確認できない場合（転入者、住民税未申告等 P.17 参照）
離婚した	① 保育所等入所(転園)等申込内容変更届 ② 離婚したことが分かる書類（離婚受理証、戸籍謄本）
離婚を前提とした別居を開始した（※1）	① 父母が3か月以上別居していることが分かる書類（住民票等） ② 離婚調停をしていることが分かる書類（裁判所からの呼出状など） ③ 申込保護者が申込児と同居し監護していることがわかる書類（住民票等）
申込児を預けるようになった （認証保育所、保育ママ、ベビーシッター等の保育事業者に限る）（※2）	受託証明書 または契約書の写し ※保育料が「日額」「時間単位」の場合は、実績確認のため契約書ではなく受託証明書でご提出ください。直近の預託実績から加算の条件となる有償預託が1か月以上継続している必要があります。
入所や転園、あっせんの意思がなくなった	保育所入所等申込取下・辞退届
希望園の追加、希望順位の変更	保育サービス課保育利用支援担当への電話連絡か、窓口で 保育所等入所（転園）等申込内容変更届 を提出してください。
利用開始希望年月日の変更	保育所等入所（転園）等申込内容変更届
兄弟姉妹同時申込みの内定条件の変更	
申請書2面 「育児休業取得状況（予定含）」欄の変更	
出産後の予定の変更 （申込時に出産予定がある方のみ）	

- （※1）離婚を前提として別居している場合、別居の事実だけでは「ひとり親世帯」としてみなせません。
締切日時点において、提出した書類で以下の条件が確認できる場合に限り、「ひとり親世帯」として扱います。
- ① 住民票等により父母が3か月以上別居していること
 - ② 離婚調停をしていること
 - ③ 申込保護者が申込児と同居し監護していること
- ①～③を満たさない場合、相手の保育ができない状況を証明する書類（就労証明書等）が必要です。
提出がない場合は、利用調整上不利になる可能性があります。
詳しくは、保育サービス課保育利用支援担当までお問合せください。
- （※2）育児休業中や就労内定の場合は、受託証明書が提出されても、預託の調整指数（P.29の記号K）は加算されません。
また、その他の必要書類や加算の条件等については、P.35の「お子様を認可外保育施設に預けている方へ」をご参照ください。

4 選考について（大田区保育の実施及び保育の確保利用調整基準）

番号	保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）				利用調整	保育を必要とする期間	
	類型	細 目			基準指数		
1	外 勤 又 は 自 営 （自宅外自営、祖父母等経営者等）	おおむね月20日以上 の就労日数	8時間（月160時間）以上の就労を常態		11	小学校就学始期までの範囲内で保育を 必要とすると見込む期間	
			7時間（月140時間）以上8時間（月160時間）未満の就労を常態		10		
			6時間（月120時間）以上7時間（月140時間）未満の就労を常態		9		
			5時間（月100時間）以上6時間（月120時間）未満の就労を常態		8		
			4時間（月80時間）以上5時間（月100時間）未満の就労を常態		7		
		おおむね月16日以上 20日未満の就労日数	8時間（月128時間）以上の就労を常態		9		
			7時間（月112時間）以上8時間（月128時間）未満の就労を常態		8		
			6時間（月96時間）以上7時間（月112時間）未満の就労を常態		7		
			4時間（月64時間）以上6時間（月96時間）未満の就労を常態		6		
		その他	月 48 時 間 以 上 の 就 労 を 常 態		5		
上 記 以 外 の 就 労			5				
2	内 職	家計を助けることを目的とし、外勤月16日、1日4時間の就労相当の収入のあるもの			7	小学校就学始期までの範囲内で保育を 必要とすると見込む期間	
		外勤月48時間の就労相当の収入のあるもの			3		
		上記以外のもの			3	3か月以内	
3	妊 娠・出 産				4	出産予定月を中心に5か月以内	
4	疾 病	疾 病	居 宅 内	入院（入院内定者を含む。）	11	小学校就学始期までの範囲内で保育を 必要とすると見込む期間	
				常時病臥	11		
				精神性・感染性	11		
				一般療養	7		
		心身障害者	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳（知的障害）1度・2度・3度、 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級	11			
身体障害者手帳3級、愛の手帳（知的障害）4度	9						
身体障害者手帳4級	7						
5	同居の親族の看護 （介護）	病院付添	入院・通院付添	週3日以上かつ1日4時間以上の付添	7	小学校就学始期までの範囲内で保育を 必要とすると見込む期間	
		施設等付添	週3日以上かつ1日4時間以上の付添		7		
		自宅介護	要介護高齢者	要介護度4度・5度（介護保険）	11		
				要介護度3度（介護保険）	7		
		重度重症心身障害者等の常時観察と介護			11		
		上記以外の看護（介護）			3		
6	災 害	火災等による家屋の損傷その他災害復旧に係る事由のため保育に当たれない場合			11	保育を必要とする要件に該当しなくな った月の末日まで	
7	求 職	就労内定・開業予定	就労状況が確認できる書類の提出があるもの	保育の実施（希望）月又は保育の確保（希望）月から 月20日以上勤務状態が確定している場合	4	1か月以内	
				保育の実施（希望）月又は保育の確保（希望）月から 月20日未満の勤務状態が確定している場合	3		
			就労状況が確認できる書類が未提出	申込時に具体的な就労予定内容が把握できる場合	2	3か月以内	
		求 職 中	求職のため日中外出を常態				1
8	就 学 （技能習得等を含む）	おおむね月20以上の 就学日数	8時間（月160時間）以上の就学を常態		11	小学校就学始期までの範囲内で保育を 必要とすると見込む期間	
			7時間（月140時間）以上8時間（月160時間）未満の就学を常態		10		
			6時間（月120時間）以上7時間（月140時間）未満の就学を常態		9		
			5時間（月100時間）以上6時間（月120時間）未満の就学を常態		8		
			4時間（月80時間）以上5時間（月100時間）未満の就学を常態		7		
		おおむね月16日以上20日未満の 就学日数	8時間（月128時間）以上の就学を常態		9		
			7時間（月112時間）以上8時間（月128時間）未満の就学を常態		8		
			6時間（月96時間）以上7時間（月112時間）未満の就学を常態		7		
			4時間（月64時間）以上6時間（月96時間）未満の就学を常態		6		
		その他	月48時間以上の就学を常態		5		
			上記以外のもの		5		
		通信教育			居宅内で週4日かつ1日5時間以上の就学を常態	3	3か月以内
9	その他	不存在	父又は母が死亡、離婚、行方不明、拘禁等の場合			11	小学校就学始期までの範囲内で保育を 必要とすると見込む期間
		番号1から8までに掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合				番号1から8までの利用調整基準指数及び保育の実 施期間を準用	

※1 番号1～8の各項目は、重複して指数付けできません。

※2 番号1で勤務実績が確認できない場合、指数は5点以下になります（P.34②参照）。

※3 番号1の就労時間は、就労の間の休憩時間を含みます（ただし、最大1時間）。

利用調整基準調整指数

	記号	条 件	指数
加 算	A	父又は母が身体障害者等級 1～2 級、愛の手帳 1～3 度若しくは精神障害者等級 1～3 級又はこれらの 1 つに該当する場合 ※障害者手帳の写しの添付を要す	3
	B	父又は母が身体障害者等級 3 級の場合 ※障害者手帳の写しの添付を要す	2
	C	父又は母が国の指定する難病の場合 ※特定医療費の医療受給者証の写しの添付を要す	1
	D	父母がともに死亡・離別・行方不明・拘禁の理由により不存在の場合	4
	E	父又は母が死亡・離別・行方不明・拘禁・未婚等の理由により不存在の場合	3
	F	生活保護を受けていて自立指導上、保育を必要とする場合 ※生活保護受給証明書の添付を要す	3
	G	その世帯の現況が生活保護基準と同程度とみなされる世帯又は保護者全員が求職（失業）中でその子の保育の実施又は保育の確保によって生活の安定が見込まれる場合。ただし、生活保護で就労している場合を除く。	1
	H	その世帯の生計中心者が失業中である場合	1
	J	申込児以外の兄弟姉妹が入所希望月時点で認可保育園在園中又は同時申込み中（入所内定を含む）の場合。ただし、申込み時に保育料未納月が 3 か月以上ある場合を除く。	2
	K	大田区に居住し、申込締切日時点で、申込児の保育状況が次の事項に該当する場合 認可外保育施設（家庭福祉員、認証保育所、定期利用保育室、ベビーシッター、企業主導型保育施設）、 区外 の小規模保育所・事業所内保育所に、週 3 日で 1 日 4 時間以上の就労等による有償委託を常態とし、当該委託に要する費用が次の金額に該当するもの。ただし、育児休業を取得している場合や就労内定の場合又は、委託先の証明書の提出のない場合は除く。	月 2 万円以上 2
			月 2 万円未満 1
	L	次のいずれかに該当する児童が引き続き 4 月入園を希望する場合 萩中保育園からの 2 歳児クラスの卒園児童	2
		中央八丁目保育園からの 3 歳児クラスの卒園児童	
	M	父又は母が、就労等をしており、世帯の前年度の区市町村民税所得割額（P.41 の区市町村民税所得割額と同じく、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）、ふるさと納税等の税額控除（調整控除を除く）を控除する前の税額）が 48,600 円未満である場合（前年度の課税証明書又は非課税証明書の提出がある場合に限る。）。ただし、その世帯の入所希望年の前年度の納税義務が外国にある場合又はその世帯が生活保護を受けている場合を除く。	2
	N	父又は母が、区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所、認証保育所、定期利用保育室に勤務（育児休業からの復帰予定も含む）又は勤務が内定している保育士の場合（ただし、保育士証の写しの提出があった場合に限る）	2
	O	申込児が心身に障害等を有し、「特別な支援を要する児童の保育実施審査会」において「特別な支援を要する児童」と認定された場合等。	2
	P	申込児が食物アレルギー疾患により、医師からアナフィラキシーと診断された場合又は緊急時の服薬の管理若しくはアドレナリン自己注射薬の管理が必要となる場合。	2
減 算	X	大田区以外の区市町村に在住し、大田区の保育所の入所希望者で次の事項に該当する場合 入所希望月の初日までに大田区に転入する予定がなく、保護者の勤務地が大田区内である者	-2
			入所希望月の初日までに大田区に転入する予定がなく、保護者の勤務地が大田区外である者 -3
	Y	自宅の近く（500m 以内）に子どもをみられる、65 歳未満で、無職又は求職中の祖父母がいる場合	-1

- ※1 各項目は、原則重複して加減算できるものとします。
- ※2 調整指数の加減算は、基準とした指数に行います。
- ※3 加算調整指数は、事実を確認できる書類が提出された場合に適用します。
- ※4 A、B、C 及び X の項目は、保護者個人ごとに加減算できるものとします。
L、O 及び P の項目は、上記条件に該当する児童のみ加算をします。その他の項目は世帯ごとに加減算を行います。
- ※5 申込時に保育料未納月が 6 か月以上ある場合、世帯の合計指数は 0 点とします。
- ※6 J の項目における「在園中」とは、申込児童以外の兄弟姉妹が P.8～13 の保育施設（区外保育施設の在園児は対象外）に在園中の場合に限ります。
また、「申込み」とは、大田区保育の必要性の認定等に関する条例施行規則第 2 条の申込み（通常の入所申込み）に限ります。
- ※7 N 加算の対象となるのは P.8～13、P.51～52 に掲載されている保育施設に限られます。また育児休業中の転園申請の場合は不可となります。
- ※8 申請書 2 面の育児休業取得状況欄『③口保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、「育児休業延長許可の申出書」を提出する。』にチェックを付け「育児休業延長許可の申出書」を提出した場合、世帯指数を著しく下げ、1 点とします。加算ではありません。
- ※9 認可外保育園の預託年齢の制限により、3 月末に卒園となる場合、4 月の利用調整のみ K 加算の対象となります（P.35 参照）。

選考の方法について

世帯指数の高い方から入所の内定を出します。

世帯指数の算定方法

父 利用調整基準指数 + 母 利用調整基準指数 + 調整指数 = 世帯指数
(P.28 参照) (P.28 参照) (P.29 参照)

世帯指数の算定例

父 11 点 + 母 11 点 + 兄弟姉妹同時申込み (2 点) = 24
(月 20 日 8 時間以上の就労を (月 20 日 8 時間以上の就労を
常態かつ育休復帰予定) 常態かつ育休復帰予定)

世帯指数が同点となった場合の選考基準

希望順位にかかわらず、次の優先順位により選考します (1 番から順に優先事項となります)。

番 号	項 目
1	「入所」または「転園」の場合、入所を優先
2	利用調整基準指数の高い世帯 ※1
3	ひとり親世帯 ※2
4	保護者の疾病 ※2
5	保護者の障がい ※2
6	児童の障がい ※3
7	在園保育施設の卒園年齢を迎える児童 ※4
8	保護者の区市町村民税所得割額合算値の低い世帯
9	入所希望月時点で兄弟姉妹が在園中または兄弟姉妹同時申込

※1 調整指数 (加算) は含みません。

※2 P.28 利用基準番号の 4 疾病や 9 その他、または利用調整基準調整指数 A、B、C、E に該当する場合に適用します。

※3 P.25 に記載の意見書と事前面談により、特別な支援を要する児童と認められた場合に適用します。

※4 この項目は 4 月入所のみ適用し、以下の施設に在籍する児童が対象です。

- ・ 萩中保育園 (2 歳児クラス)
- ・ 中央八丁目保育園 (3 歳児クラス)
- ・ 小規模保育所、事業所内保育所 (卒園クラス)
- ・ 大田区家庭福祉員 (保育ママ)

育児休業の延長が許容できる場合について

(1) 申請書 2 面の育児休業取得状況欄『③口保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、「育児休業延長許容の申出書」を提出する』にチェックをつける。

(2) 育児休業延長許容の申出書を提出する。

(1) (2) 両方の申請を行った場合、世帯指数を著しく下げ、1 点として取扱います。

※P.29 の調整指数も不適用になります。

ただし、希望園の空き状況や申込み状況により内定となることがあります。
内定した場合は、保留通知書は発行できかねますのでご了承ください。

5 結果発表

結果発表の方法・時期

結果発表の方法について申込月によって異なります。詳細は下表をご覧ください。

4月入所申込みの方

…令和7年4月の申込みは終了しました。

一次利用調整	令和7年1月31日（金）に結果通知を発送する 予定 です。 利用調整結果のお問合せについては令和7年2月5日（水）から回答を開始します。 令和7年2月4日（火）まで、結果に関するお問合せには一切応じかねます。
二次利用調整	令和7年3月5日（水）に結果通知を発送する 予定 です。 利用調整結果のお問合せについては令和7年3月10日（月）から回答を開始します。 令和7年3月7日（金）まで、結果に関するお問合せには一切応じかねます。

※なお、土日、祝日は閉庁日のためお問い合わせには応じかねます。

※一次・二次ともに保留となった場合、二次の分の保留通知（保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書）は発行できませんのでご注意ください。

5月から翌年1月入所申込みの方

内定した場合	毎月中旬から下旬に結果を発表する予定です。 内定した方のみ電話でお知らせします。 必ず日中連絡の取れる電話番号を申請書に記載してください。
内定しなかった場合	入所を希望した最初の月のみ、「保留通知（保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書）」を郵送してお知らせします（希望月の前月中旬から下旬）。 申込み有効期間内のその他の月分の「保留通知（保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書）」が必要な場合、お申込み時または別途お電話等でお申出ください。

内定を辞退する場合

…転園の場合は、内定を辞退すると元の園には戻れないため退所となります。

…内定した保育園を辞退した場合、当月の「保留通知書」の発行はいたしません。

4月入所	一次	令和7年2月10日（月）までに <u>保育所入所等申込取下・辞退届</u> を保育サービス課保育利用支援担当に提出してください。 <u>内定を確保したまま二次利用調整の選考は行いません。</u>
	二次	令和7年3月12日（水）までに <u>保育所入所等申込取下・辞退届</u> を保育サービス課保育利用支援担当に提出してください。
5月 ↳ 翌年1月入所		原則、内定連絡日から数えて3日以内に <u>保育所入所等申込取下・辞退届</u> を保育サービス課保育利用支援担当に提出してください。 提出が遅れると入所月の保育料がかかる場合があります。

6 注意事項

(1) 共通内容

- ①有効期間内に入所・転園の必要がなくなった場合は、速やかに保育所入所等申込取下・辞退届を提出してください。P.27「申込書類提出後の変更」をご参照ください。
- ②申込み時に空きがない保育園でも転園等により空きが生じ、内定が出る場合があります。空き状況にかかわらず、利用したい順に希望園を選択してください。
- ③住民税未申告または課税（非課税）証明書未提出の場合、住民税情報を確認できないため、利用調整上不利になります。育児休業中や収入がない場合も住民税の申告が必要です。申込み時には必ず申告をしていただくか、課税（非課税）証明書の提出をお願いいたします。
- ④申請書受理後、保育の必要性を認定した「教育・保育給付認定証」を郵送します。教育・保育給付認定証については P.5～6 をご覧ください。
- ⑤希望園の上限は25園です。第7希望園以降は別紙に記入の上、申請書に添付ください。
- ⑥保育園見学は、直接各保育園へお問い合わせください。

(2) 令和7年4月の申込みの方へ

…令和7年4月の申込みは終了しました。

- ①申請窓口は大変混み合う場合があります。混雑緩和のため郵送（書留等追跡可能な郵便）での申請にご協力をお願いします。
また、受付期間内に利用調整指数の回答を希望される方は、11月上旬までに提出してください。11月中旬から下旬に提出された場合、受付期間内に回答できない場合があります。
- ②利用調整結果のお問合せについては令和7年2月5日（水）から回答を開始します。
令和7年2月4日（火）まで、結果に関するお問合せには一切応じかねます。
- ③令和7年4月から区立の認可保育園の延長保育をご希望の方は、P.44の申込方法をご覧ください。
私立保育園・小規模保育所・事業所内保育所は P.45 をご覧ください。
- ④家庭福祉員（保育ママ）を申込みされる方は P.48～49 をご覧ください。
- ⑤有効期間内に入所・転園・あっせんの必要がなくなった場合は必ず令和6年12月23日（月）までに保育所入所等申込取下・辞退届を提出してください。
- ⑥4月一次利用調整の結果、希望順位の低い保育園等に内定した方で、二次利用調整で他の保育園等を希望する場合は、2月10日（月）までに一次利用調整で内定した園の辞退が必要です。
内定を確保したまま二次利用調整の選考は行いません。

(3) 毎月（5月～翌年1月）の申込みの方へ

- ① 例年2、3月は利用調整による入所は行ってないため「保留通知書」は発行いたしません。（P.33 参照）
- ② 毎月2日（当日が閉庁日のときは翌開庁日）に大田区ホームページで空き情報を更新します。

(4) 産後パパ育休を取得される方へ

申込児童の兄弟姉妹の出産予定があり、産後パパ育休（出生時育児休業）を取得し、出生後8週間以内または上のお子様の入所月の当月中までに育児休業から復帰する場合の利用調整指数は「就労」指数となります。ただし、産後パパ育休（出生時育児休業）取得後、育児休業を取得する場合は、出産予定月と翌2か月以内（出産予定月も含む）は出産要件とみなし、利用調整基準指数は「妊娠・出産」指数となります。詳細は、P.37 よくある質問 Q14②を参照ください。

6 注意事項

(5) 育児休業を取得している方へ

申請書 2 面の育児休業取得状況欄の説明

「②☑ 育児休業を取得（予定含む）していて復帰希望」を選択した場合

- ・育児休業中は保育の必要性がないため、申込みはできません。ただし、育児休業を取得した会社、事業所への復帰を予定している方のみ、就労指数で利用調整します。なお、曜日や祝日にかかわらず入所月の当月中までに復帰できなかった場合は、内定取消し（退所）となります。復帰後、復帰証明書をご提出ください。
- ・申込み中に育児休業から復帰した場合、復帰証明書の提出が必要です。また、お子様の預け先を証明する受託証明書等の提出によって、利用調整指数の加算対象となる場合があります。

復帰後、育児短時間勤務を取得する場合の指数について

育児短時間勤務制度の取得により、勤務時間等が短くなる予定の方（すでに取得中の方を含む）で、勤務日数が減少する場合、または短縮後の拘束時間が6時間未満の場合は、短縮後の勤務時間・日数を勤務条件として指数付けを行います。

育児短時間勤務	指数付けの基となる勤務条件
勤務日数が減少する育児短時間または拘束時間が6時間未満の育児短時間を取得する場合	短縮後の勤務時間、日数
勤務日数が減少しない育児短時間を取得する場合	短縮前の勤務時間、日数

※就労証明書のNo6「就労時間」には正規のものを記入し、時短取得中（予定含む）の就労日数・時間をNo12「育児のための短時間勤務制度利用有無」、No17「取得（予定）勤務日数」に記入してください。

- 「復帰」とは、育児休業の承認を受けた会社で職場復帰し、仕事に就くことを指します。よって育児休業を取得した勤務先に復帰することが必要です。以下の場合は指数見直しとなり、その結果内定取消となることがあります。また、既に育児休業の要件で在園しているお子様がいる場合は、退所となるためご注意ください。

1. 復帰せずに退職した場合
 2. 復帰せずに転職した場合（それまでと同じ勤務条件であっても指数見直しとなります）
 3. 入所内定後に復帰する勤務先を変更していることが判明した場合
- なお、就労形態が派遣社員の方は、派遣元での復帰が必要です。

- お子様が認可保育園等に入所後、育児休業から復帰し再度認可保育園などに在籍のお子様の育児休業を取得した場合には保育の必要性がないため退所となります。

「③☑ 保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、「育児休業延長許容の申出書」を提出する。」を選択した場合

- ・必ず育児休業延長許容の申出書を提出してください。指数を著しく下げ、1点で選考を行います（③にチェックのみもしくは育児休業延長許容の申出書のみ提出の場合は通常の数値付けとなります）。なお、P.29の調整指数も適用しません。ただし、希望園の空き状況や申込み状況により内定する場合があります。内定の場合、「保留通知書」は発行できかねますのでご了承ください。

「④☑ 育児休業から復帰せずに、区内認可・小規模・事業所内保育所在園児の転園を希望」を選択した場合

- ・この選択肢はすべての申込児童が転園申請の場合のみ選択できます（兄弟姉妹の一方が入所申請の場合は、復帰が必須なため選択できません）。
- ・育児休業を取得している保護者の利用調整基準指数を「求職活動」に準じた指数（1点）で選考を行います（加算ではありません）。

- 大田区は、例年2、3月は利用調整による入所を行っていないため、「保留通知書」の発行はいたしません。お子様の誕生月が2、3月で育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが必要な方は、このページの写しを持って勤務先の担当者または在職中の事業所を管轄するハローワークにお問合わせください。また、育児休業給付金を受けている場合、支給対象期間延長手続き全般についても入園申込み前に必ず勤務先の担当者または在職中の事業所を管轄するハローワークにお問合わせください。

6 注意事項

(6) 外勤の方へ

※令和6年4月より就労証明書の様式が変更になりました。

- 外勤の利用調整指数は就労証明書に記入された勤務条件、勤務実績を基に決定します。

(例1) 勤務条件が週5日(月20日)の8時間労働でも、勤務実績が勤務条件をみだしていない場合、P.28の「大田区保育の実施及び保育の確保利用調整基準」の番号1の利用調整基準指数11点にはなりません。

(例2) 勤務条件が週5日(月20日)の8時間未満の労働で、就労実績が週5日(月20日)の8時間以上の場合、P.28の「大田区保育の実施及び保育の確保利用調整基準」の番号1の利用調整基準指数11点にはなりません。

- 就労証明書のNo.7「直近の就労実績」に記入がなかった場合(就労開始直後など)は、勤務時間・日数にかかわらず、指数は5点以下になりますのでご注意ください。
- 拘束時間が6時間未満の育児短時間勤務や、勤務日数を短縮する育児短日数勤務の場合、短縮した勤務実績で指数算定となりますのでご注意ください。
(詳細はP.33を参照してください)
- 就労証明書の提出後に勤務実績が増える場合、就労証明書を再提出していただくことで指数の見直しを行える場合があります。各締切日までに提出していただくと、該当月の利用調整指数を考慮します。給与明細等では指数の変更は行いません。
- 就労証明書の証明日が採用年月日より前の日付の場合、就労予定証明書として取扱いますので、指数も「就労内定」を適用します(P.28参照)。
就労を開始したら採用日以降に記入された就労証明書を改めてご提出ください。
- 勤務条件上の就労時間が1か月に48時間未満の場合、入所後、要件を満たした就労証明書を提出する必要があります。
ダブルワーク等で合算して1か月に48時間(目安として週3日かつ1日4時間)以上も可能です。
- 提出された就労証明書に関して確認事項がある場合、会社の担当に問い合わせることがあります。
ご了承ください。
- 保護者以外の親族(保護者の2親等以内)が経営している会社等に勤務している方は「(7) 自営業の方へ」をご確認ください。

(7) 自営業の方へ

- 自営業の方(個人事業主の方等)や、保護者以外の親族(保護者の2親等以内)が経営している事業所で就労している方は、自営業として利用調整を行います。
「就労証明書」、「自営を証明する書類」と「収入を証明する書類」を提出してください(P.16参照)。
- 利用調整指数は、年間の収入を確認できる書類(確定申告書等)の収入金額を基に就労時間を算出し、指数付けを行います。これらの書類がない場合や収入金額が基準に満たない場合、指数は5点以下になります。就労開始年月日が現年になる場合は、現年分の収入を確認できる書類(年間給与証明書・年間収入申告書※大田区ホームページよりダウンロード可)の提出が必要になります。
- 育児休業を取得している場合は、原則「育児休業給付受給資格確認通知書」の写し、「育児休業給付金支給決定通知書」の写し、または就業規則の育児休業に関する部分(会社名、育児休業の対象者、育児休業の取得期間等が分かる箇所)の写しの提出が必要です。

6 注意事項

(8) 求職中の方へ

求職要件で入所した場合、3か月間の期限付き入所・在園となります。保育園在園継続のためには、入所月から3か月以内に就労を開始し、就労開始日以降に記入された就労証明書等の提出が必要です。

(9) 兄弟姉妹がすでに認可保育園等に在園されている方へ

申込時に申込児童の兄弟姉妹である在園児や卒園児の保育料を6か月分以上滞納している場合、滞納がない方の利用調整後、定員に空きがあった場合に限り利用調整を行います。
また、申込時に3か月分以上滞納している世帯は、調整指数（P.29の記号J）は加算されません。

(10) お子様を認可外保育施設に預けている方へ

●認可外保育施設に在園し、区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所へ入所する場合は入所扱いとなります。預託の調整指数（P.29の記号K）は、申込時に

①育児休業中②就労内定③大田区外在住のいずれかに該当する場合、加算されません。

●加算Kの条件は、申込締切日までに継続して認可外保育施設に預けており、かつ週3日、1日4時間以上の就労等（就学や求職中、疾病、介護・看護を含む）を常態としていることにより保育の必要性が確認できることです。よって、申込み後の育児休業取得や転職により、加算Kの条件の継続ができないと判断した場合は、加算されません。

(4月入所の場合)

- ・不足書類受付期間終了日までに預託を開始する必要があります（P.20参照）。
- ・認可外保育園の預託年齢の制限により、3月末に卒園となる場合、4月の利用調整のみ加算の対象となります。

なお、上記の①～③に加え、以下のようなケースも加算対象外です。必ずご確認ください。

- ・認可保育園、区内の小規模保育所・事業所内保育所在園児の転園申請の場合
- ・育児休業中の転園申請の場合
- ・預託先が祖父母・親類・友人等である場合
- ・保育事業者としての届出を行っていない施設への預託（ベビーシッターも届出が必要です）
- ・月々の保育料が一定でなく、直近の預託実績から加算の条件となる有償預託が1か月以上継続していることが確認できない場合
- ・兄弟姉妹申込みの場合で、上の子を預託しており、下の子の育児休業を取得している場合

(11) 保護者の一方が単身赴任もしくは海外赴任中の方へ

保護者が単身赴任または海外赴任中等の世帯は、大田区在住の方と同等に扱える場合があります。その場合、就労証明書のNo4「本人就労先事業所」に赴任先の住所、No17「単身赴任期間」を記載してください。なお、単身赴任もしくは海外赴任による調整指数の加算はありません。

(12) すでに大田区内の認可保育園に在園し、転園申込みの世帯の方へ

●利用調整方法は、入所やあっせんの場合と同様です。転園が内定した場合、元の保育園には別のお子様が入定しますので、延長保育が利用できない等の理由にかかわらず、転園内定を辞退しても、元の園に戻ることはできません。転園内定した時点で、元の保育園は退所となりますのでご注意ください。

転園の必要がなくなった場合は、必ず保育所入所等申込取下・辞退届を提出してください。

●なお、産前産後休暇中や育児休業中の保護者の方は、P.28の「大田区保育の実施及び保育の確保利用調整基準」の「3.妊娠・出産」「7.求職」に準じた指数での利用調整になります（ただし、産休復帰する場合や、入所月の当月中までに育休復帰する場合は、就労の指数で利用調整を行います）。

7 よくある質問



申込みに関すること

その他のご質問もホームページでご覧いただけます。

Q 1 入所は先着順ですか？また、提出書類がそろっていないと申込みできませんか？

P.3 参照

A 1：先着順ではありません。入所希望月の締切りまでに提出された書類に基づき、利用調整を行います。また、提出書類がそろっていない場合でも申請書は受付けますが、利用調整上不利になることがあります。追加書類等も申請書と同様に郵送可能ですが、締切日必着となりますのでご注意ください。

Q 2 保護者が申込みに行けません。第三者による申込みでも可能ですか？

P.19 参照

A 2：可能です。入所申請書一式をご用意のうえ、委任状と窓口に来庁する方の本人確認書類をお持ちください。委任状は大田区のホームページからダウンロード可能です。また、郵送や電子申請もご検討ください。（電子申請については P.19 を参照）

Q 3 入所申込みをしましたが、入所できませんでした。翌月以降も毎月申込みが必要ですか？

P.20 参照

A 3：申請書の有効期間は、**提出月の翌月 1 日から 6 か月間です**。その間は、再度の申請は必要ありません。ただし、有効期間終了後も引き続き入所を希望する場合は、再度入所の申込みが必要です。
(例) 提出月が令和 7 年 4 月の場合は、令和 7 年 10 月入所まで選考対象となります。
令和 7 年 11 月以降も引き続き入所を希望する場合は、再度申込みが必要です。

Q 4 現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みはできますか？

P.24 参照

A 4：出生前の申込みはできません。出生後、入所希望月の申込締切日までにお申込みください。ただし、4 月入所申込みに関しては、出生予定のお子様も申込み可能です。詳細については P.24 及び大田区ホームページでご確認ください。なお、希望園選択の際には、各園の保育開始月(日)年齢にご注意ください。

Q 5 大田区に転入予定です。大田区の認可保育園等に申込みことはできますか？

P.22 参照

A 5：転入日の翌月以降の入所から（転入日が 1 日の場合は当月から）申込みが可能です。大田区に直接、郵送や窓口、または電子申請でお申込みください（電子申請については P.19 を参照）。詳細については P.22 をご覧ください。なお、月の途中から入所はできません。入所日は必ず 1 日となります。
※令和 6 年 6 月より取扱いを変更いたしました。

Q 6 育児休業取得中の申込みを考えています。入所後復帰できなかった場合はどうなりますか？

P.33 参照

A 6：育児休業取得中の方については、入所月の当月中までの復帰を条件としています。土日・祝日にかかわらず入所月の当月中までに復帰が必要なためご注意ください。元の職場に復帰していないと指数の見直しにより、内定の取消し、または退所となります。**なお、復帰とは申込み時に提出した就労証明書に記載のある勤務先に復帰することであり、転職は復帰にあたりません**。詳細は P.33 をご確認ください。

Q 7 空きのない保育園を希望することはできますか？

P.13 参照

A 7：可能です。申込みの時点では空きがなくても、欠員公開日以降の退所や利用調整の結果、転園などが発生することによって、急な空きが生じる場合があります。

Q 8 祖父母経営の会社に勤務している場合、自営業の取扱いとなりますか？

P.16 参照

A 8：なります。保護者からみて 2 親等以内の親族経営の会社勤務の場合は、会社が法人化していたとしても自営業の扱いとなります。ここでいう「2 親等」とは、保護者の祖父母及び兄弟姉妹とその配偶者が含まれます。

利用調整に関すること

Q 9 希望園の数や希望順位は利用調整に影響しますか？

P.30 参照

A 9：利用調整会議では、まず希望者の選考指数を決め、指数の高い方から一人ずつ第一希望園(上限 25 園まで)から順に選考します。希望園の数や、順位によって利用調整が有利、不利になることはありませんので、**「毎日通えるか」をよく検討したうえで、「入りたい保育園」を「入りたい順番」でお選びください。**

Q 10 申込み後、転職しました。必要な書類はありますか？

P.27 参照

A 10: 新しい勤務先から就労開始日以降に発行された**雇労証明書**と前職の退職日が確認できる書類の2点を提出してください。**求職期間が1か月以上となる場合や、前職よりも勤務日数、時間が減少する場合は指数の見直しを行いますのでご注意ください。**

Q 11 申込み時と申込み内容（就労等）に変更があった場合、連絡や書類の提出は必要ですか？

P.3・27 参照

A 11: 保育利用支援担当まで連絡及び書類の提出が必要です。申込み内容が変更になると利用調整指数に影響が出ることがあります。世帯の状況は、申込み時から入所月の月末まで継続しているものとして利用調整を行いますので、**入所内定後に申込み時と内容が変更（父母の転職や婚姻・離婚、出産予定の判明等）していた事実が判明した場合、指数の見直しの結果、内定を取消すことがあります。**

Q 12 育児休業から復帰後、育児短時間勤務を取得する予定です。指数はどうなりますか？

P.33 参照

A 12: 勤務日数を短縮する育児短時間勤務や拘束時間が6時間未満の育児短時間勤務の場合は、短縮された勤務実績での指数算定となりますのでご注意ください。詳細については、P.33 をご覧ください。

Q 13 派遣社員として働いています。復帰する際に注意することはありますか？

P.33 参照

A 13: 「復帰」とは同じ勤務先に復帰することですが、派遣社員の方の勤務先とは、「派遣元」を指します。派遣先が復帰前と異なる場合でも、同じ派遣元での復帰であれば「復帰」とみなします。また、派遣先での労働条件が変わる場合もご注意ください。復帰前よりも勤務日数・時間が少ない場合、指数の見直しにより内定の取消しの対象となる場合があります。

Q 14 出産を予定しています。上の子の入所申込みの利用調整と在園期間はどのようになりますか？

P.24 参照

A 14: 入所希望月の前後2か月以内に出産予定がある場合は、原則「出産要件」での利用調整となり、指数は4点、在園期間は出産予定月の2か月後までです。ただし以下の要件に該当する場合は、出産予定月の2か月後以降も在園することが可能です。在園継続には書類提出が必要です。

①産前産後休暇後に育児休業を取得せず復帰を予定している場合

保護者の継続的な就労の事実が申込み時に確認できれば、「就労要件」での利用調整となり、就学前まで在園することが可能です。ただし、入所後に申込み時と内容が変更した事実が判明した場合、指数の見直しの結果、退所となることがあります。

②産前産後休暇後に復帰せず育児休業の取得を予定している場合

申込み時に産後休暇後に育児休業を取得する予定があることを確認できれば、「出産要件」での利用調整となり、育児休業の終了する日が属する月の月末まで在園することが可能です。

＜4月入所、6月出産予定の場合＞ 出産予定月の2か月後に産休復帰で就学前まで在園可能

もしくは育児休業取得で育児休業の終了する日が属する月の月末まで在園可能



Q 15 同じ勤務日数・勤務時間の場合、正社員の方が有利ですか？

A 15: 利用調整指数は、勤務日数・勤務時間の契約内容と、勤務実績を基に指数付けを行うため、正社員かどうかは影響ありません。

Q 16 内定した園を辞退した場合、次の利用調整の際に何か不利になりますか？

P.31 参照

A 16: 不利になることはありません。ただし、翌月の利用調整からは内定を辞退した園を除いた残りの希望園での選考となります。再度内定を辞退した園を希望する場合は、改めて申請書一式をご用意のうえ入所の申込みが必要となりますのでご注意ください。また、他の方の入所の機会を奪うこととなりますので、申込みの取下届や内定の辞退届は至急提出をお願いします。例年多くの辞退者があり、内定をお待ちの方々に大きな影響が出ています。よくご検討のうえ、お申込みください。

その他

Q 17 育児休業中の保育の利用時間は何時間になりますか。

P.6 参照

A 17: 開園時間内の最長8時間を原則とします(産休中の方はこの限りではありません)。これを超える場合は、保育園にご相談ください。
なお、育児休業取得を機に教育・保育給付認定における保育標準時間、保育短時間が自動で切り替わることはありません。

Q 18 申請書提出のため、あらかじめ会社に就労証明書を依頼しようと思います。発行日は古くても大丈夫ですか？

P.16 参照

A 18: 申請日より3か月以内の証明日が記載されている就労証明書であれば、有効となります。郵送申込みの場合は書類到着日から遡って3か月以内に証明された書類が有効です。
(例) 就労証明書の証明日が令和7年4月1日のものであれば、令和7年7月1日までに提出する場合、申請書類として有効なものとなります。

Q 19 保育所ごとの入所できた世帯の指数を教えてくださいませんか？

A 19: 窓口及び大田区のホームページで、令和5年度と令和6年度の4月入所一次利用調整指数を公開しています。申込みされる方の状況は毎年異なるため、内定指数は毎年変動します。あくまで参考としてご覧ください。内定指数と申込み総人数以外の情報は、入所した方々の個人情報に配慮し、公開しておりません。ご了承ください。令和7年度の4月入所一次利用調整指数は令和7年7月上旬に公開する予定です。

Q 20 育児休業の取得、育児休業給付金を受けるための「保留通知書」はどのようにもらえますか？

P.31・33 参照

A 20: 保留通知書は、保育所入所の申込みをしたが内定しなかった方にお渡しする通知です。いつ時点での保留通知書が必要なのか必ず確認のうえ、P.20の締切日に間に合うように入所申込みをしてください。ご自身の育児休業の延長や給付金に関することは、勤務先または勤務先を管轄するハローワークへお問合せください。
大田区は、例年2、3月は利用調整による入所を行っていないため、「保留通知書」の発行はいたしません。P.33をご確認ください。

Q 21 育児休業を延長するための保留通知書が必要ですが、保育園の申請をし忘れまして。さかのぼって発行可能ですか？

A 21: 申請のない月の保留通知書をさかのぼって発行することはできません。
すでに提出している申請書の有効期限内である保留通知書は発行できますので、その際は保育サービス課までご連絡ください。ただし、保留通知書の再発行はできません。また、ご自身の育児休業の延長や給付金に関することは、勤務先または勤務先の所属するハローワークにお問合せください。

Q 22 内定を辞退した場合保留通知書をもらえますか？

P.31 参照

A 22: 内定を辞退された方や申込みをしていない方には保留通知書を発行することはできません。

Q 23 私立保育園の延長保育料はいくらですか？

P.45 参照

A 23: 各私立保育園により異なります。

Q 24 認可保育園の受入れ開始日齢57日園は具体的にいつから申込みできますか？

A 24: 令和7年4月入所で生後57日園を希望する場合、令和7年2月3日以前に生まれた子となります。(生後〇〇日の数え方は、誕生日の翌日を第1日と数え始めます。57日目*が利用月の1日となる場合、申込みいただけます)。

Q 25 認可保育園等に入所後、入所した子の育児休業を再度取得することは可能ですか？

A 25: 認可保育園等に入所したお子さんの育児休業を取得した場合には保育の必要性がないため退所となります。

8 入園前の手続き

園との面接、健康診断

- 内定した保育園で、お子様の面接と健康診断を行います。面接・健康診断は、必ず入所月の前月末までに受けてください。所定の期間に受けられない場合は、受入れ準備が整わないため、登園できません。
- 4月一次内定の方の面接・健康診断は、別途通知または大田区ホームページにてお知らせします。
- 月の途中に入所することはできません。
- 保育園への教育・保育給付認定証や就労証明書の提示が必要となる場合があります。
教育・保育給付認定証はご自宅で保管してください。就労証明書は入所申込みの前にコピーを取ることを推奨します。

保育料口座振替

- 保育料のお支払いは、口座振替が便利です。内定通知または保育所入所・家庭的保育事業等あっせん承諾通知書に「大田区保育園保育料預貯金口座振替（自動払込）依頼書」を同封しますので、金融機関で手続き後、「口座振替依頼書」の2枚目「保育利用支援担当提出用」を保育サービス課に提出をお願いします。振替口座を変更する場合も同様の手続きが必要です。
 - 口座振替が開始されるまでの保育料は、保育サービス課から送付する納付書で金融機関（銀行・ゆうちょ銀行等）またはコンビニエンスストアでお支払いください。
※保育料については P.41 もご確認ください。
- ※小規模・事業所内保育所の場合は保育園へ直接お支払いとなります。
- ※保育園保育料口座振替依頼書の用紙は複写式のため大田区ホームページからダウンロードできません。保育サービス課保育利用支援担当にあります。
- ※ネットバンクで口座振替を希望する場合は手続き方法が異なります。
詳しくは各金融機関のホームページ等でご確認ください。

保育料の減額

- 保育料の減額理由に該当する場合は、保育料減額申請ができます。内定後、保育園で配付予定の「入園後の各種手続き（令和7年度版）」をご覧ください、該当する場合は申請してください。
- 保育料が減額になるときは「保育料決定通知書」を、保育料が減額にならないときは「保育料減額不適用通知書」を送付し、お知らせします。

保育園に在園できる期間

保育園の入所が決まった場合は、保護者の状況によって以下のとおり保育園の在園期間が異なります。

※ は保育サービス課指定の書類です。大田区指定書式以外では受付ができませんのでご注意ください。

保護者の状況	在園要件	在園期間	要件を証明する書類
就労 (外勤・自営) (※1)	1か月に48時間(目安として週3日かつ1日4時間)以上の就労を常態としており、相当の収入を得ていること(東京都の1時間あたりの最低賃金を満たしている状態をさします)。	最長、小学校入学まで	就労証明書
就労を理由に 在園していたが 産休に入る (※2)	産前・産後休暇中であること その申告があること	出産予定月の 2か月後の末日まで	教育・保育給付認定 変更申請書兼変更届
育児休業(※3)	在園児の下の子の育児休業を取得 していること。	最長、出生児が3歳に達した日 の属する年度の3月末日まで	育児休業証明書
疾 病	入院、常時病臥、精神性または感 染性疾患、その他通院や自宅療養 を要し保育が困難であること。	最長、小学校入学まで 又は療養を必要と しなくなるまで	診断書 もしくは病状内容確認書 (患者氏名、診断名、 病状経過、保育や就労 ができない理由の記載 がある)
心身障がい	身体障害者手帳4級以上、愛の手 帳、精神障害者福祉手帳の 交付を受けていること	最長、小学校入学まで	各種手帳
同居親族の 介護・看護	介護・看護を要する者が、要介護 3以上である場合や、週3日かつ 1日4時間以上の付添いを要する 場合、または常時観察が必要な場 合に該当すること。	最長、小学校入学まで または 看護、介護を必要としなくなる まで	介護・看護状況申告書 診断書 (常時介護・看護が必 要との記載がある) 介護保険証及び ケアプラン
災害復旧	火災等による家屋の損傷、災害 復旧に係る事由に該当すること	最長、小学校入学まで	り災証明書等、 災害復旧の必要性が 確認できるもの
就学 (通信教育を含む)	1か月に48時間(目安として週 3日かつ1日4時間)以上の就学 を常態としていること	最長、小学校入学まで 通信教育の場合、3か月	在学証明書及び 時間割
求職活動	求職活動を行っていること。 ※3か月以内に就労を開始し手続 きを行ってください。	3か月	教育・保育給付認定 変更申請書兼変更届 及び 求職活動状況申立書
1か月に48時間未 満の就労	3か月以内に1か月に48時間 (目安として週3日かつ1日4時 間)以上の就労を開始する	3か月	就労証明書
出産を理由に入所	出産で保育が困難であること	出産予定月の 2か月後の末日まで	
その他	上記のほか、保育が必要と 認められる場合	最長、小学校入学まで	保育の必要性が 確認できるもの

(※1) 就労期間が年間(在園期間)の6か月(半分)を超えていることが必要です(就労と求職を繰り返し、求職期間が長期にわたる場合は保育の要件がないと判断することがあります)。

(※2) 出産予定月の2か月前までは、就労を継続している必要があります。会社独自の規定により出産予定月の2か月以上前から休暇に入る場合には、疾病などその他の在園要件を満たさない限り退所となります。

(※3) 育児休業中に退職すると保育園は退所になります。保育を希望する場合、改めて申請が必要になります。

また、育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業です。自主的な育児のための休職は対象外です。自営業の方は「育児休業給付金支給決定通知書」の写し、
「育児休業給付受給資格確認通知書」の写し、または就業規則の育児休業に関する部分の写しを提出してください。

9 保育料について

入所したお子様の保育料は保育料決定通知書により金額をお知らせします。

保育料決定通知書は入所月下旬ごろに発送します。事前のお問合せには回答できかねます。

保育料の算定方法

保育料は、世帯の区市町村民税所得割額及び保育の必要量と児童のクラス年齢により決定します。
毎年9月に保育料の算定基礎となる区市町村民税の年度を切り替え、保育料を決定します。
認可保育園・小規模保育所事業所内保育所の保育料はいずれも同じです。

令和7年度保育料	算定基礎となる区市町村民税の年度
令和7年4月～令和7年8月分	令和6年度（令和5年分）の区市町村民税所得割額
令和7年9月～令和8年3月分	令和7年度（令和6年分）の区市町村民税所得割額

※保育料は各世帯の所得割額に応じて算定します。大田区にて区市町村民税額が確認できる方については、原則税額を証明する資料は不要です。ただし、課税証明書が取得できない方（海外に在住していた方、大使館職員等）などは別途「年間給与証明書・年間収入申告書」の提出が必要です。

※保育料はお子様の在園年齢クラスにより異なります。

通年制ですので、年度途中に誕生日を迎えてもクラスや保育料は変わりません。

<区市町村民税所得割額について>

- 保護者の区市町村民税所得割額の合計額で保育料の算定を行います。
※保護者（ひとり親の方を含む）の区市町村民税非課税かつ生活保護世帯でない場合で、祖父母が同住所に居住している方は、祖父母の区市町村民税所得割額を合算して保育料を決定します。
世帯を分けている場合も同様です。
- 保育料は、調整控除以外の税額控除（住宅ローン、ふるさと納税など）を控除する前の税額で算定します。

【参考】保育料算定上の区市町村民税所得割額の計算方法

(1) 給与所得控除後の金額 － 所得控除の合計 ＝ 課税所得（1,000円未満は切り捨て）
(2) 課税所得 × 税率（6％）（－ 定額減税）－ 調整控除 ＝ 区市町村民税所得割額
（100円未満は切り捨て）

※（－ 定額減税）の計算が適用されるのは現状令和7年8月分までの保育料です。

保育料の支払方法

認可保育園の保育料のお支払い方法は、口座振替が便利です（手続き方法についてP.39をご参照ください）。
なお、小規模・事業所内保育所の支払方法等は各施設にお問合せください。

利用施設	認可保育園	小規模・事業所内保育所
通知方法	保育料決定通知書	保育料決定通知書
支払先	大田区（大田区民が区内施設に通う場合）	各施設（事業者）
支払方法	口座振替もしくは納付書	各施設にお問合せください。
支払時期	毎月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）	各施設にお問合せください。

※毎月1日時点で保育園に在園している児童は、当該月分の保育料（延長保育を含む）をお支払いいただきます。

保育料は、利用日数にかかわらず1か月分をお支払いいただきます。

（途中で退所をした場合でも、保育料の日割計算はされません）

※保育料決定通知書は入所月及び保育料等に変更があった際に送付します。毎年9月に保育料の再算定を行いますので、4～8月にお送りする保育料決定通知書には9月以降の保育料の記載がありません。

保育料一覧表

…月ぎめ延長保育料・スポット延長保育料は区立と私立で異なります。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層		保育料基準額（月額）			区立園 1 時間延長保育料（円/月額）		区立園スポット 延長保育料 （円/1 時間）
階 層 区 分		0 歳児 クラス	1,2 歳児 クラス	3 歳児以上 のクラス	(0),1,2 歳児 クラス	3 歳児 クラス以上	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に 基づく被保護世帯又は 里親世帯・ファミリーホーム	0	0	0	0		0
B	A 階層を除く区市町村民税非課税世帯	0	0	0			
C1	区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	2,000	2,000	0	延長申請の延長希望回数 15 日以下：1,500 16 日以上：2,000		400
C2	区市町村民税のうち所得割課税額が 30,000 円未満の世帯	3,000	3,000	0			
C3	区市町村民税のうち所得割課税額が 30,000 円以上 50,000 円未満の世帯	4,000	4,000	0			
C4	区市町村民税のうち所得割課税額が 50,000 円以上 60,000 円未満の世帯	5,700	5,400	0			
C5	区市町村民税のうち所得割課税額が 60,000 円以上 70,000 円未満の世帯	8,700	8,300	0			
C6	区市町村民税のうち所得割課税額が 70,000 円以上 80,000 円未満の世帯	11,800	11,300	0			
C7	区市町村民税のうち所得割課税額が 80,000 円以上 90,000 円未満の世帯	15,100	14,400	0	延長申請の 延長希望回数 15 日以下：2,000 16 日以上：3,000	延長申請の 延長希望回数 15 日以下：1,800 16 日以上：2,500	
C8	区市町村民税のうち所得割課税額が 90,000 円以上 100,000 円未満の世帯	18,400	17,600	0			
C9	区市町村民税のうち所得割課税額が 100,000 円以上 114,000 円未満の世帯	20,600	19,700	0			
C10	区市町村民税のうち所得割課税額が 114,000 円以上 128,000 円未満の世帯	22,900	21,900	0			
C11	区市町村民税のうち所得割課税額が 128,000 円以上 142,000 円未満の世帯	25,400	24,300	0			
C12	区市町村民税のうち所得割課税額が 142,000 円以上 156,000 円未満の世帯	28,000	26,800	0			
C13	区市町村民税のうち所得割課税額が 156,000 円以上 170,000 円未満の世帯	30,100	28,800	0			
C14	区市町村民税のうち所得割課税額が 170,000 円以上 193,300 円未満の世帯	31,800	30,500	0			
C15	区市町村民税のうち所得割課税額が 193,300 円以上 216,600 円未満の世帯	34,400	33,000	0			
C16	区市町村民税のうち所得割課税額が 216,600 円以上 239,900 円未満の世帯	38,100	36,500	0			
C17	区市町村民税のうち所得割課税額が 239,900 円以上 263,200 円未満の世帯	40,600	38,800	0			
C18	区市町村民税のうち所得割課税額が 263,200 円以上 286,500 円未満の世帯	42,500	40,500	0	延長申請の 延長希望回数 15 日以下：4,000 16 日以上：5,000	延長申請の 延長希望回数 15 日以下：3,000 16 日以上：4,000	
C19	区市町村民税のうち所得割課税額が 286,500 円以上 310,000 円未満の世帯	44,600	42,800	0			
C20	区市町村民税のうち所得割課税額が 310,000 円以上 340,000 円未満の世帯	45,800	43,800	0			
C21	区市町村民税のうち所得割課税額が 340,000 円以上 370,000 円未満の世帯	47,500	45,500	0			
C22	区市町村民税のうち所得割課税額が 370,000 円以上 400,000 円未満の世帯	51,800	49,700	0			
C23	区市町村民税のうち所得割課税額が 400,000 円以上 450,000 円未満の世帯	57,700	55,700	0			
C24	区市町村民税のうち所得割課税額が 450,000 円以上 500,000 円未満の世帯	63,200	61,200	0			
C25	区市町村民税のうち所得割課税額が 500,000 円以上 550,000 円未満の世帯	68,000	66,000	0			
C26	区市町村民税のうち所得割課税額が 550,000 円以上 600,000 円未満の世帯	71,300	69,300	0			
C27	区市町村民税のうち所得割課税額が 600,000 円以上の世帯	71,800	69,800	0			

- 保育必要量の認定区分が「保育短時間」の方については、上表の保育料（月額）に 0.983 を乗じた額（100 円未満の端数は切捨）となります。
- 4 月分～8 月分の保育料については、前年度の住民税額を基に算定します。
- 同一世帯に子どもが 2 人以上いる場合、2 人目以降の認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所（地域枠）に在籍している児童の保育料（延長保育料、スポット延長保育料は除く）は無償化の対象となります（P.43、P.58 参照）。
- 3 歳児以上のクラスの保育料（延長保育料、スポット延長保育料は除く）と 0～2 歳児クラスの非課税世帯の保育料は無償化の対象となります（P.58 参照）。
- 「ひとり親世帯等」とは母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者がなく現に児童を扶養している者の世帯のほか、大田区が規則で定める世帯（身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている等の世帯。詳細はお問い合わせください）になります。その中で、区市町村民税所得割額が 48,600 円未満の場合の保育料は、上記から 1,000 円引いた額となります。

保育料負担の軽減

(1) 同一世帯に子どもが2人以上いる場合

生計を一にする(※1)第1子の年齢にかかわらず、認可保育園等(認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所)に在園している児童の保育料は、**第2子以降の場合、無料になります。**
ただし、延長保育料は除きます。

例)

第1子	認可保育園等	満額
第2子	認可保育園等	無料
第3子	認可保育園等	無料

第1子	すべての子ども	
第2子	認可保育園等	無料
第3子	認可保育園等	無料

第1子	すべての子ども	
第2子	すべての子ども	
第3子	認可保育園等	無料

原則手続き不要ですが、別世帯に生計を一にするお子様の兄弟姉妹がいる場合や婚姻等を理由に同居している子どもの人数が変わった場合は、保育サービス課で確認できないため、保育料負担軽減を受けるための届出が必要です。多子世帯保育料軽減申請書、住民票及び常に生活費や学費、療養費を送金していることが分かる書類をご提出ください。

(2) 区市町村民税所得割額が、77,101円未満、かつ、ひとり親世帯等(※2)に該当する場合

生計を一にする(※1)第1子の年齢にかかわらず、認可保育園等(認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所)に在園している児童の保育料は、第1子の場合、保育料の100分の40、第2子以降の場合、無料になります。

例)

第1子	認可保育園等	40/100
第2子	認可保育園等	無料
第3子	認可保育園等	無料

第1子	すべての子ども	
第2子	認可保育園等	無料
第3子	認可保育園等	無料

第1子	すべての子ども	
第2子	すべての子ども	
第3子	認可保育園等	無料

同一世帯の要保護者(障害者手帳が交付されている等)について保育料の減額申請をしていない場合、保育サービス課で確認できないため、保育料負担軽減を受けるための届出が必要です。

ひとり親世帯等保育料軽減申請書及び障害者手帳の写しや証書、通知書等をご提出ください。

上記の(1)、(2)の状況が、保育サービス課で確認できない場合、この保育料負担軽減を受けるためには、届出が必要です。

内定後、保育園でお配りする「入園後の各種手続きについて(令和7年度版)」をご覧ください。

※1「生計を一にする」とは、同一世帯以外に就労や就学、療養等の都合で別居であっても仕送り等があり、生計が同じと認められる場合も含まれます。別世帯の場合は届出が必要です。内定後、保育園で配布予定の「入園後の各種手続きについて(令和7年度版)」をご覧ください。「すべての子ども」の中には、成人した子であっても該当する場合があります。

※2「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者がなく現に児童を扶養している者の世帯のほか、大田区が規則で定める世帯になります。(大田区が規則で定める世帯：身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている等、詳細はお問合せください)。

保育料の滞納

正当な理由なく保育料を滞納した場合は、督促状が発行されるほか、保育園を通じての請求や児童手当からの特別徴収、地方税の条例により滞納処分を行うことがあります。

滞納がある場合、転園申込みや兄弟姉妹の保育園入所申込みの際に利用調整上不利となります。

10 延長保育を利用する

「延長保育」とは、通常の開所時間を超えて保育を行うことを言います。大田区の保育園の延長保育には、「月ぎめ延長保育」と「スポット延長保育」の2種類があります。「月ぎめ延長保育」がひと月単位で実施するものに対して、「スポット延長保育」は、1日単位で延長保育を実施するものです。詳細については、下記表をご参照ください。

なお、定員制のため申込みをされても利用できない場合もございます。あらかじめご了承ください。

在園施設	延長保育の種類	申込先	必要書類
区立区営保育園 区立民営保育園	月ぎめ	大田区役所 保育サービス課	延長保育申込書および保育の必要性 を証明する書類※父母両方
	スポット	各区立保育園	各区立保育園にお問合せください
私立保育園	月ぎめ・スポット	各私立保育園	各私立保育園にお問合せください
小規模・事業所内保育所	月ぎめ・スポット	各保育所	各保育所にお問合せください

区立保育園の月ぎめ延長保育

(1) 利用対象

- ① 保育の必要性の認定における保育必要量の区分が「保育標準時間」認定の児童であること。
※「保育短時間」認定の児童はご利用できません。
- ② 延長保育に適應できる児童であること。
※「特別な支援を要する児童」は利用できない場合があります（P.25 参照）。
- ③ 申込日現在、既に在園している児童であること（ただし、令和7年4月からの利用希望のみ、令和7年4月の入所内定児童であれば4月より前に申込み可能です）。
- ④ 就労を要件とし、勤務の都合で18時15分までにお迎えに間に合わない世帯であること。

(2) 定員

	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	対象年齢
区立区営保育園(1 時間)	20	※	3	4	13			満 1 歳以上
大森西第二、矢口第二保育園	20	※	3	4	13			満 1 歳以上
東糀谷保育園	22	2	3	4	13			4か月以上
山王(3時間)、東蒲田、西蒲田保育園	30	5	5	5	15			生後 57 日 以上
浜竹、雪谷、大森北保育園	30	3	4	5	18			
田園調布二丁目保育園	25	3	4	5	13			
中央八丁目保育園	23	3	5	7	8			
萩中保育園	30	6	10	14				
新蒲田保育園	28	2	5	6	15			
蒲田本町保育園	31	2	5	6	18			

※（ ）表記がない園は2時間まで利用可能です。
※0歳児クラスでも満1歳からは申込可能です。

(3) その他

- ・実施日は月曜日から土曜日です（祝日を除く）。
- ・保育料（延長保育料、スポット延長保育料を含む）を滞納している世帯はご利用できません。
- ・1 か月あたりの利用希望日数が「15 日以下」と「16 日以上」の、2通りの申込みになります。これに応じて延長保育料も異なります（P.42 参照）。
- ・大田区外の認可保育園での延長保育を希望する場合、保育園所在地の区市町村に申込み方法等をお問合せください。
- ・令和7年4月入所内で内定した児童のみ、入所月からの利用が可能です。その場合、令和7年3月11日（火）までに必要書類をそろえて保育サービス課までお申込みください。
- ・入所または転園月含む 3 か月以内の延長保育を希望し、申し込む場合は就労証明書の添付は省略できます。
- ・申込み方法や、その他詳細については、入所後に配布される「入園後の各種手続き」や、大田区のホームページ等をご確認ください。

私立保育園等の延長保育

(1) 利用対象（月ぎめ延長保育）

- ①保育の必要性の認定における保育必要量の区分が「保育標準時間」認定の児童であること。

※「保育短時間」認定の児童はご利用できません。

- ②延長保育に適応できる児童であること。

※「特別な支援を要する児童」は利用できない場合があります（P.25 参照）。

- ③申込日現在、既に在園している児童であること（ただし、令和7年4月からの利用希望のみ、令和7年4月の入所内定児童であれば4月より前に申込み可能です）。

(2) 実施内容

- ・私立保育園等（認可保育所、小規模・事業所内保育所）の延長保育事業は、各保育園により実施内容が異なります。利用対象、申し込み方法、減免制度の有無等の詳細は、各私立保育園等に直接お問い合わせください。
- ・延長保育料のほか、夕食費等の料金が発生します。
- ・参考までに、各私立保育園等での料金設定等の一覧を大田区のホームページにて公開しています。
※調査時から内容が変更となっている場合があります。ご了承ください。



※私立保育園等の延長保育については、こちらから

11 育児休業明け入所予約制度

大田区では、0歳児クラスの入所予約制度を実施しています。

入所予約制度とは、お子様が1歳の誕生日の前日まで育児休業・介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得し、主に年度途中で職場復帰される保護者の方が、あらかじめ入所を予約しておくことで、安心して育児休業を取得し、スムーズに職場へ復帰できることを目的とした制度です。

申込みができる方

次の条件をすべて満たしている方が対象です。

- (1) 児童と保護者が申込時に大田区に住民登録があること（单身もしくは海外赴任により大田区に住民登録がない場合は单身もしくは海外赴任を証明できる書類の提出が必要です）。
- (2) 保護者が申込児童の1歳の誕生日の前日まで、育児休業・介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得していること（産後休暇から継続して育児休業を取得する方が対象）。
ただし、育児休業給付金の受給資格がある方に限る（予定を含む）。
- (3) 申込児童が1歳に達する月（誕生日の前日が属する月）に入所希望であること。
- (4) 入所月の当月中までに育児休業から復帰可能であること。

実施園（区立保育園） 各園定員：前期1名、後期1名

大森西保育園、山王保育園、馬込保育園、わかば保育園、田園調布二丁目保育園、千鳥保育園
雪谷保育園、浜竹保育園、萩中保育園（2歳児まで）、志茂田保育園、東蒲田保育園、本蒲田保育園

- ※1 私立保育園は対象外です。
- ※2 各園の保育定員や所在地については、P.8～13をご覧ください。
- ※3 通常定員内の2名を入所予約枠として受入れます。

申請書の提出から入所予約内定まで

申込児童の出生時期を以下のように前期・後期に分け、年2回実施します。申込児童の出生日を確認し、以下をお読みください。申込みは重複してできませんので、ご注意ください。

- 令和7年度 後期【令和6年10月2日生まれから令和7年 4月1日生まれの児童】
- 令和8年度 前期【令和7年 4月2日生まれから令和7年10月1日生まれの児童】
- 令和8年度 後期【令和7年10月2日生まれから令和8年 4月2日生まれの児童】

《申込受付》

◎受付期間

- 令和7年度 後期：令和7年 4月1日（火）～ 令和7年 4月18日（金）
- 令和8年度 前期：令和7年10月1日（水）～ 令和7年10月20日（月）
- 令和8年度 後期：令和8年 4月1日（水）～ 令和8年 4月20日（月）

※ 締切日必着 ※追加書類の提出の締切も上記と同様です。

◎提出書類 ※は保育サービス課指定の書類です。

- ① 育児休業明け保育所入所予約申込書兼同意書
- ② 就労証明書 保護者それぞれの分が必要です。発行後3か月以内のもののみ有効です。

※ひとり親の場合はひとり親の手当・医療の資格があることが分かる書類、

または離婚届の受理証明書、離婚日の記載のある戸籍謄本のいずれかの書類が必要です。

※育児休業の取得(予定)期間の欄に、会社と保護者の双方で決められた育児休業期間をご記載ください。

育児休業の取得期間の記載が無い場合、後日「育児休業証明書」を提出していただく必要があります。

※通常申込み及び在園児童に関する変更届等で申込日から遡って3か月以内に発行された「就労証明書」をすでに提出いただいている場合は省略できます。

◎提出先

〒144-8621 蒲田五丁目13番14号 大田区役所保育サービス課保育利用支援担当

必要書類をそろえ、窓口で提出もしくは追跡可能な郵便（書留等）で上記へ郵送してください（締切日必着）。

※郵送事故について責任は負いかねます。

《利用調整と結果発表》

◎利用調整

- ・前期・後期に保育園ごとに1名ずつ内定します。入所予約の申込みの希望は、1園のみとなります。
- ・保護者の状況に指数を付け、最高指数の方が内定になります。なお、通常申込みと異なり、育児休業からの復帰の必要性を鑑みるため、調整指数の加減算は行いません。
- ・同一指数で内定予定者数を超えた場合は、その中から抽選により内定者を決定します。抽選は非公開です。

◎抽選日程

令和7年度 後期：令和7年 5月16日（金）
 令和8年度 前期：令和7年 11月中旬（予定）
 令和8年度 後期：令和8年 5月中旬（予定）

◎結果発表

- ・内定者には、抽選日当日に電話にてお知らせします。
- ・後日、すべての申込者宛てに結果通知を郵送します。

《結果発表後》

◎内定した場合

- ・内定後、「育児休業給付金支給決定通知書」の写しの提出が必要です。
- ・申込みに必要な書類（P.16 参照）の提出が必要です。申請の期間については別途通知いたします。（原則入所月の前々月15日～前月7日までに手続きが必要です）
- ・入所日は、申込児童が1歳に達する月（誕生日の前日が属する月）の1日となります。
- ・入所した月末までに復帰し、速やかに「復帰証明書」を提出していただきます。
- ・面接、健康診断と必要な手続きが入所月までに完了できない場合は受入体制が整わないため、登園できません。
- ・内定した児童が、「集団保育が困難」と判断される等の場合は、入所対象外になります。

◎内定しなかった場合

- ・入所予約申込は、再申込みできません。通常入所の申込みをご利用ください。

注意事項（必ずお読みください）

申込児童が1日生まれの場合の希望月はその前月になり、希望月の月末までに復帰しなければなりません。

例）児童の誕生日 令和6年5月1日

令和7年4月1日入園

令和7年4月30日＝入所月の月末

令和7年4月30日までに復帰する必要があります。

- ・入所した年度中は、転園できません。
- ・入所予約は、通常入所に優先してその籍を確保するものです。そのため、内定後のキャンセルはできません。
- ・内定した方は入所予定月以外の入所申込みをできません。
- ・内定後、入所月前に区外に転出した場合は、入所内定が取消しとなります。
- ・保育料は、1か月単位になります。
- ・入所予約が内定した後に、入所希望月を変更することはできません。
- ・申込者数等の情報は、大田区ホームページにて掲載しております。
- ・保育が必要な事由等が申込時と変わった場合、内定取消しになることがあります。
- ・申込後の希望保育園の変更はできません。
- ・定員は各園前後期それぞれ1名ずつです。多胎児が同じ園に申込んだ場合であっても、定員が増えることはありません。

入園までの0歳児クラスの空きの活用について

4月の通常入所と異なり、内定者の利用開始が年度途中になる場合、利用を開始する月までの期間の0歳児クラスの空きを「緊急一時保育」等の利用拡大に充てる予定です。

12 認可保育園以外のサービス

〈大田区家庭福祉員（保育ママ）制度とは〉

保護者が就労等により昼間の子育てが困難な場合の、乳幼児の保育を目的にしています。保育ママの自宅がグループ保育室という家庭的な環境のもと愛情豊かに、生後43日から2歳未満までのお子様を保育します。保育ママは区の認定を受けている、心身ともに健康で、保育士・教員・看護師等の有資格者、もしくは育児経験者です。

〈保育ママをご紹介できる条件〉 次の条件を満たしている方に限ります。

- ① 大田区に住民登録があること。
- ② ひと月48時間以上の就労があるか就労内定している、もしくは1か月以内に復帰見込みである、または求職中（受託後3か月以内に就労が決定かつ開始しない場合、解除となります）、出産予定（出産予定月を含む前後2か月、合計5か月のお預かりになります）であること（疾病介護・通学等は不可）。
- ③ お子様[※]が委託開始時、生後43日以上2歳未満で健康であること（食物アレルギーのあるお子様はお預かりできません）。
- ④ 保育ママの親族（3親等以内）でないこと。

〈申込み、登録、受付から紹介まで〉

1 令和7年度内のご利用について

現在（第2版発行時）は利用申込みと登録（空き待ち）の受付を行っております。

2 令和7年度内の登録から紹介までの流れについて

- (1) 定員に空きのある保育ママについては、利用希望日の1か月前から保育サービス課で申込みを受付けます。定員に空きがない場合は、利用希望登録（空き待ち）を随時電話、来所でお受けします。保育ママの定員に空きが出た時点で、登録順にご案内します。
- (2) 保育ママの定員に空きがありご案内した際には、保育サービス課窓口にて、担当者による面接を受けていただきます。面接には、母子手帳と就労の方は就労証明書（保護者の方全員の証明が必要です。入園申請で提出済みの場合、有効期限内であれば提出は不要です）をお持ちの上、必ずお子様と一緒にお越しください。担当者が制度の説明、お子様の健康状態の確認をします。面接後、保育ママに紹介します。お子様の健康診断受診後、保育ママとの面接に進みます。
- (3) 保護者が保育ママと面接をし、双方合意のもとで「保育委託契約」を結び、保育開始となります。

〈大田区家庭福祉員（保育ママ）ご利用の決まり（令和7年4月現在）〉

- (1) 保育時間・休日・保育料
 - ① 8時から17時の間の8時間以内。これを超える場合は延長保育となります。委託可能時間は保育ママにより異なります。大田区家庭福祉員〈保育ママ〉一覧でご確認ください。
 - ② 日曜・祝日・12/29～1/3がお休み。その他保育ママの有料休日、有料夏季特別休日、弔事休暇等があります。土曜日の受託については、保育ママにより異なります。一覧表をご確認ください。
また、保育力の向上のため区が主催する研修受講日等も保育がお休みになる場合があります。
 - ③ 保育料（諸雑費を含む）月額23,000円です。世帯収入状況等により保育料（諸雑費を除く）の補助制度（保育料の還付）があります。
ただし、世帯収入状況等に関わらず第2子以降の保育料（諸雑費を除く）は補助の対象となります。
※延長保育については超過料金（30分250円）を別途徴収します。
- (2) 持ち物
お子様の食事、衣類等は、保護者にお持ち込みいただきます。詳細は保育サービス課にお尋ねください。
- (3) その他
家庭福祉員は単年度利用です。
ご利用開始時期にかかわらず、年度末の3月31日で契約は終了となります。
引き続き4月からのご利用を希望する方は、再度お申込みが必要になります。

大田区家庭福祉員〈保育ママ〉一覧

令和7年4月現在（今後変更になることがあります）

番号	氏名	住所	受託時間	延長	土曜
1	名嘉みど里	大森東5丁目	8:00～17:00	朝夕	有
2	大岩弘子＊3	大森西2丁目 大森西グループ 保育室	8:00～17:00		無
3	宮川優子		8:00～17:00		無
4	芦川恵子	中馬込3丁目 中馬込グループ 保育室	8:00～17:00	夕	無
5	松原尚美		8:00～17:00	夕	無
6	鈴木清子	中央3丁目	8:00～17:00		無
7	小松弘子	中央4丁目 中央グループ 保育室	8:00～17:00		無
8	中川由紀		8:00～17:00	夕	相談
9	菅野ゆかり	池上7丁目	8:00～17:00	夕	無
10	富岡佳苗	東雪谷3丁目	8:00～18:30	朝夕	相談
11	田辺幸子	東雪谷5丁目 池雪グループ 保育室	8:00～17:00		無
12	田屋良美		8:00～17:00	夕	相談

番号	氏名	住所	受託時間	延長	土曜
13	大久保美恵子	北糺谷1丁目 北糺谷グループ 保育室＊2	8:00～17:00		無
14	小澤照美		8:00～17:00	夕	無
15	青島美樹	西六郷1丁目 古川グループ 保育室	8:00～17:00	朝夕	相談
16	大平稚佳子		8:00～17:00	夕	基本無
17	後藤恵子		8:00～17:00		無
18	中澤忍		8:00～17:00		無
19	石川まゆみ	下丸子4丁目 下丸子グループ 保育室	8:00～17:00	朝夕	相談
20	須摩元子		8:00～17:00		無
21	三浦拓子＊3	多摩川1丁目	8:00～17:00	夕	無

- ＊1 蒲田グループ保育室は、令和7年3月末で閉室しました。
 - ＊2 令和6年度休室していた北糺谷グループ保育室は、令和7年4月より再開します。
 - ＊3 2、21の保育ママは、令和7年4月は休室します。
- 欠員の状況については、毎週金曜日に大田区ホームページで欠員情報を更新しています。最新の欠員情報は下記までお問い合わせください。
- 保育ママの連絡先は、お問い合わせ時にはお知らせしません。紹介が決定した段階で個別にお知らせしています。

＜令和7年度の受託時間について＞

家庭福祉員の基本受託時間は8時から17時までの9時間のうちの8時間です。各家庭福祉員の延長時間を含めた受託時間は表のとおりです（今後、変更になる場合があります）。保育時間の延長をご希望の方は、ご紹介後に個別にご相談ください。

＜令和7年度の土曜受託について＞

土曜日の受託については、各家庭福祉員により異なります。一覧表をご確認ください。

＜お問合せ先＞

月曜日～金曜日 8時30分～17時 大田区役所3階 保育サービス課
お申込みについて・・・保育指導担当 TEL 03-5744-1643
保育料について・・・保育サービス基盤担当 TEL 03-5744-1277

〈定期利用保育について〉

- 定期利用保育の概要は P.4 をご覧ください。
- 各施設との直接契約になります。詳しくは施設へ直接お問合せください。

1 利用対象者	保護者が下記のいずれかの状態にあり、保護者及び児童の住民登録が大田区にあること ・パートタイム勤務、育児短時間勤務等の形態で勤務している※1 ・求職中※2 ・親族の介護または看護にあたっている ・大学または専門学校に在学している ※1 フルタイム勤務の方でもご利用になれます。 ※2 求職中の保育は原則として最長3か月までとなります。
2 開所日	月曜日から土曜日 ※施設によっては異なる場合がありますので、詳しくは施設にお問合せください。
3 保育時間	保育時間は、1日8時間までの利用が目安となります。 これを超えて利用を希望する場合、時間外の保育となります。
4 保育料	保育料は、日額 2,200 円（1日8時間まで）、月額 44,000 円（月 160 時間まで）の範囲内で設定しています。1日8時間または月 160 時間以上の利用については、各施設が定めた時間外の保育料が別途発生します。詳しくは、各施設にお問合せください。
5 申込方法	各施設との直接契約になります。詳しくは各施設にお問合せください。 お問合せ時間は、月曜日から金曜日の9時から16時までとなっております。
6 欠員状況	大田区のホームページにて各施設の欠員状況を公開しています（ 毎週金曜日更新 ）。 最新の欠員状況については、直接各保育所にお問合せください。

併設型定期利用保育事業保護者負担軽減補助金

「専用施設」「その他施設」については、P.53『認可外保育施設等保護者負担軽減補助金』をご確認ください

ひと月あたりの補助額は、月の利用料（保育料＋食材料費）と以下の補助上限月額のうちどちらか低い方です。

1. 補助対象者及び補助上限月額

私立保育園・小規模保育所併設型定期利用保育施設を利用しており、大田区に住民登録のある保護者

課税額 区分	補助上限月額	
	第1子	第2子以降
①	67,000 円	67,000 円
②	40,000 円	
③	32,000 円	
④	25,000 円	
⑤	13,000 円	
⑥	—	

※課税額（世帯の区市町村民税所得割課税額の合計額）区分は、次のとおりです。
なお、4月分から8月分までは前年度分、9月分から翌3月分までは現年度分の課税額で決定します。

- ①生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯
- ②区市町村民税均等割額のみ課税世帯
- ③区市町村民税所得割課税額 128,000 円未満世帯
- ④区市町村民税所得割課税額 128,000 円以上 263,200 円未満世帯
- ⑤区市町村民税所得割課税額 263,200 円以上 500,000 円未満世帯
- ⑥区市町村民税所得割課税額 500,000 円以上世帯

※課税額の計算方法は、P.41 の〈区市町村民税所得割額について〉をご確認ください。

2. 申請方法等 次のとおりご提出ください。

【提出書類】

①所定の申請書（区ホームページからダウンロードしてください）

※ ①以外に、必要な書類がある場合があります。

【提出時期及び提出方法等】

大田区役所保育サービス課ホームページにてご確認ください。



制度詳細や申請書
ダウンロードは
こちらから

〈お問合せ先〉 大田区役所 3階 保育サービス課内
認可外保育施設等保護者負担軽減補助金事務センター
〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 電話 03-5744-1312

定期利用保育等施設一覧

番号	施設名	所在地	電話	定員・年齢	開園時間	保育料
定期利用保育専用施設						
1	たんぽぽ保育園	石川町2-9-3	3726-1537	13名 0~2歳児	8:00~18:00	1時間275円×契約時間数 1か月44,000円（160時間まで）
2	メリーポピンズ 南蒲田ルーム	南蒲田2-20-2 K・S・ハイム1階	6424-5678	17名 0~2歳児	7:00~20:00	1か月44,000円（160時間まで）
3	KN蒲田園	南蒲田1-25-7 ハイツヒラヤマ1階	6428-7654	30名 0~2歳児	8:00~18:00	月21日~19日利用：38,600円 月18日~16日利用：34,500円 月15日~13日利用：28,200円 月12日~10日利用：21,800円
私立認可保育園併設型						
4	美原保育園	大森東1-28-2	3761-1855	1歳児 2名 2歳児 2名	7:15~20:15	日額2,200円×利用日数分 （1日8時間まで）
5	キッズガーデン 大森駅前	大森北1-2-3 大森御幸ビル4階	6423-1197	5名 1~2歳児	8:30~16:30	月額44,000円 （1日8時間または月160時間まで）
6	ケンバ西馬込	西馬込1-16-18	6429-9885	1歳児 3名 2歳児 3名	8:15~18:15	日額2,200円×利用日数分 （1日8時間まで）
7	ケンバ池上	池上4-25-9	5747-4520	1歳児 2名 2歳児 2名	8:15~18:15	日額2,200円×利用日数分 （1日8時間まで）
8	クオリスキップ くがはら保育園	東嶺町28-4	5748-0303	1歳児 5名 2歳児 6名	8:00~18:00	月額44,000円 （1日8時間または月160時間まで）
9	北嶺町第二保育園	北嶺町28-7	3748-8301	1歳児 2名 2歳児 1名	7:15~18:15	日額2,200円×利用日数分 （1日8時間まで）
その他定期利用保育実施施設						
10	キッズなルーム大森	大森北4-16-5 キッズな大森1階	5753-0805	3名 2歳児	8:30~18:00	1か月35,000円（160時間まで） *食事、おやつ等は持参となります。
11	キッズなルーム六郷	仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター3階	3733-1152	3名 2歳児	8:30~18:00	1か月35,000円（160時間まで） *食事、おやつ等は持参となります。
12	保育室サン御園	西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター1階	6424-5088	3名 2歳児	8:30~18:00	1か月35,000円（160時間まで） *食事、おやつ等は持参となります。

東京都認証保育所

- 東京都認証保育所の概要はP.4をご覧ください。
- 各施設との直接契約になります。詳しくは施設へお問合せください。
- 基本料金はあくまで目安です。年齢や預ける時間によって異なり、別途入園料や延長料などがかかります。申込みの際は必ずご確認くださいませますようお願いいたします。
- 一定の要件を満たす保護者に対して、保育料を補助する制度があります。詳細はP.53をご確認ください。

令和7年4月現在

番号	施設名	所在地	電話	開所時間	定員	対象	基本料金（月額）
1	山崎こじか園	西糺谷1-31-1	3731-5091	7:00~20:00	40人	0~5歳児	74,000~77,000
2	チャイルドケアセンター青い鳥	山王2-1-6 キャピックビル5階	5718-5336	7:00~20:00	40人	0~5歳児	77,000~80,000
3	ナーサリールームベリール下丸子	下丸子2-1-1 ジェイコート下丸子1階	5741-1900	7:30~21:30	27人	0~5歳児	65,500~69,500
4	まなびの森 保育園蒲田ブチ・クレイシュ	蒲田5-20-10 第二美須ビル2階	5711-5977	7:30~20:30	40人	0~5歳児	53,500~71,500
5	バレット保育園・大岡山	北千束3-1-1	5754-1149	7:00~20:00	40人	0~5歳児	62,000~67,000
6	ナーサリールームベリールライラック通り久が原	久が原3-37-5 メゾンズが原1階	5747-2555	7:30~21:30	26人	0~5歳児	65,500~69,500
7	まごめ共同保育所	西馬込1-18-13	3771-1969	7:00~20:00	35人	0~5歳児	69,000~77,000
8	まなびの森 保育園池上ブチ・クレイシュ	池上6-1-7 フルスカイハイツ2階	3753-2288	7:00~20:00	40人	0~5歳児	51,000~62,000
9	ポピンズナーサリースクール下丸子	下丸子4-21-13 ザ・リバープレイスモール2階	5741-2100	7:30~21:00	40人	0~5歳児	77,000~80,000
10	はなぞの保育室	西蒲田7-12-10 サンパレス花園2階	3736-1187	7:30~20:30	30人	0~5歳児	54,000~79,200
11	マミーズエンジェル大森保育園	大森北1-31-5 大森大東ビル1・2階	3763-8787	7:30~22:00	40人	0~5歳児	57,000~70,000
12	KN久が原園	久が原3-36-13 久が原クリニックビル2階	5748-7171	7:30~20:30	22人	0~5歳児	52,000~80,000
13	KN蒲田駅前園	蒲田4-46-2 TMKビル1・2階	5713-0622	7:30~20:30	40人	0~5歳児	52,000~80,000
14	羽田空港アンジュ保育園	羽田空港3-3-2 羽田空港第1旅客ターミナル北側3階	5756-7311	7:00~20:00	40人	0~5歳児	77,000~80,000
15	マミーズエンジェル上池台保育園	上池台2-15-1 共立上池台ビル1階	3726-7288	7:30~22:00	30人	0~5歳児	57,000~70,000
16	ポピンズナーサリースクール多摩川	下丸子3-29-14	5741-2181	7:30~20:30	50人	0~5歳児	77,000~80,000
17	ココロポインターナショナル田園調布	田園調布本町29-2 ウェル田園調布2階	3721-8391	7:00~20:00	40人	0~5歳児	72,320~80,000
18	青い保育園	山王4-1-16	3777-1946	7:00~20:00	27人	0~5歳児	71,000~76,000
19	マミーズエンジェル池上保育園	池上3-32-17 ツインウッドスクエアA館2階	3752-8877	7:30~22:00	30人	0~5歳児	60,000~70,000
20	マミーズエンジェル上池台第二保育園	上池台5-16-6 ロックビル稲荷坂1階	3728-8808	7:30~22:00	26人	0~5歳児	60,000~70,000
21	保育ルームフェリーチェ大田馬込園	中馬込2-23-7 ゴールドクレスト2A号室	3778-9800	7:30~21:00	34人	0~5歳児	60,900~66,150
22	子供の部屋保育園	中央5-10-16	3753-5679	7:00~20:00	33人	0~5歳児	63,000~68,000
23	こもれび保育園 大森山王園	山王2-3-13 シオカワビル3階	3774-6066	7:30~20:30	36人	0~2歳児	30,000~65,000
24	こもれび保育園 石川台園	東雪谷2-8-3 第一石川台ビル1階	5499-0122	7:30~20:30	24人	0~5歳児	30,000~65,000
25	ポピンズナーサリースクール羽田	羽田旭町11-1	5735-2177	7:30~20:30	34人	0~5歳児	68,000~75,000
26	ここわ保育園	北千束1-1-6 フォルトゥーナ1階	6459-5933	7:30~20:30	30人	0~2歳児	40,000~55,000
27	すみれナーサリー	北馬込2-50-1 ラ・メルシー荏原町1階	5746-3457	7:30~20:30	23人	0~2歳児	68,000~72,000
28	ローリスナーサリー大森	大森北1-26-17 第一生命ビル1・2階	5763-5200	7:30~20:30	37人	0~5歳児	73,500~79,500
29	チャレンジキッズ北千束園	北千束2-7-1 フラティーク北千束グラン1階	6451-3951	7:30~20:30	25人	0~2歳児	71,500~72,500
30	ヒューマンアカデミー蒲田保育園	西蒲田8-12-6	3731-0635	7:00~20:00	29人	0~5歳児	64,500~71,500
31	こどものこころ保育園	南六郷1-12-9 クロウィルコート1階	3735-0033	7:30~20:30	40人	0~5歳児	67,000~80,000
32	スマイスセレソンスポーツ保育園池上	池上7-5-4 オーケーコート2階	6410-3025	7:30~20:30	28人	0~5歳児	49,000~77,000
33	クオリスキッズくがはら第2保育園	南久が原2-9-1 mii8久が原0001号室	6459-8352	7:30~20:30	23人	0~2歳児	63,000~67,000
34	ミントリーフ雪谷園	東雪谷2-17-2 グリーンエイト雪谷1階	3720-6710	7:30~20:30	30人	0~5歳児	57,000~72,000

認可外保育施設等保護者負担軽減補助金

大田区では、認可外保育施設等にお子様を預けている大田区に住民登録のある保護者に対し補助金を交付することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。
ひと月あたりの補助額は、月の利用料（保育料＋食材料費）と以下の補助上限月額のうちどちらか低い方です。
なお、令和6年10月から、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない認可外保育施設は改正子ども・子育て支援法の施行後5年間の経過措置期間が終了し、補助対象外となりました。

1. 補助対象者及び補助金額

（１）施設等利用給付（無償化）の認定（※）を受けている方

東京都認証保育所、都道府県等が指導監督基準を満たす旨の証明書を交付した認可外保育施設、キッズなルーム大森、キッズなルーム六郷、保育室サン御園の定期利用保育を利用している場合

クラス	補助上限月額	内訳（参考）	
		施設等利用給付分	負担軽減費分
0-2 歳児	67,000 円	42,000 円	25,000 円
3-5 歳児	57,000 円	37,000 円	20,000 円

※ 施設等利用給付（無償化）の認定とは、認可外保育施設などの利用料を無償化（上限 42,000 円/月（0-2 歳児）、37,000 円/月（3-5 歳児））するために必要な認定です。
施設等利用給付分の交付には、負担軽減費分とは異なり、月 120 時間以上の月ぎめの利用契約は不要です。
また、対象月の翌月から 2 年間の補助金（施設等利用給付分に限り）請求が可能です。
概要及び手続き等は P.58 及び大田区ホームページをご確認ください。
（注意）負担軽減費分は、月 120 時間以上の月ぎめの利用契約を結び、保育の提供を受けている場合に交付します。
ただし、定期利用保育専用施設は、この時間要件はありません。



※施設等利用給付（無償化）の概要については、こちらから

（２）施設等利用給付（無償化）の認定（※）を受けていない方

東京都認証保育所、都道府県等が指導監督基準を満たす旨の証明書を交付した認可外保育施設、キッズなルーム大森、キッズなルーム六郷、保育室サン御園の定期利用保育を利用している場合

クラス	課税額 区分	補助上限月額		クラス	課税額 区分	補助上限月額	
		第 1 子	第 2 子以降			第 1 子	第 2 子以降
0-2 歳児	①	40,000 円	67,000 円	3-5 歳児	①	40,000 円	57,000 円
	②				②		
	③	32,000 円			③	32,000 円	
	④	25,000 円			④	25,000 円	
	⑤	13,000 円			⑤	13,000 円	
	⑥	—			⑥	—	

（注意）補助対象額のすべてが負担軽減費分です。したがって、月 120 時間以上の月ぎめの利用契約を結び、保育の提供を受けている場合に交付します。ただし、定期利用保育専用施設は、この時間要件はありません。
課税額（世帯の区市町村民税所得割課税額の合計額）区分は、次のとおりです。
なお、4 月分から 8 月分までは前年度分、9 月分から翌 3 月分までは現年度分の課税額で決定します。

- ①生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯
- ②区市町村民税均等割額のみ課税世帯
- ③区市町村民税所得割課税額 128,000 円未満世帯
- ④区市町村民税所得割課税額 128,000 円以上 263,200 円未満世帯
- ⑤区市町村民税所得割課税額 263,200 円以上 500,000 円未満世帯
- ⑥区市町村民税所得割課税額 500,000 円以上世帯

課税額の計算方法は、P.41 の「区市町村民税所得割額について」をご確認ください。



制度詳細や申請書ダウンロード
はこちらから

2. 申請方法等 次のとおりご提出ください。

【提出書類】

- ①所定の申請書（区ホームページからダウンロードしてください）
- ②施設から交付される領収証兼提供証明書
- ①及び②以外に、必要な書類がある場合があります。

【提出時期及び提出方法等】

大田区保育サービス課ホームページにてご確認ください。

〈お問合せ先〉 大田区役所 3階 保育サービス課内 認可外保育施設等保護者負担軽減補助金事務センター
〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 電話 03-5744-1312

保育サービスアドバイザー

保育を希望する保護者や在宅で育児をしている保護者、出産予定の方などからの相談に応じ、ご家庭の状況に合った保育施設や子育て支援サービスについて情報提供や育児相談を行っています。保育サービスアドバイザーは、区立保育園勤務経験のある保育士です。お気軽にご相談ください。

〈サービスの内容〉

- ・各種保育施設の利用対象年齢、申込方法などの案内や利用相談
- ・一時的にお子様を預けたい場合の預け先の相談
- ・大田区の子育て支援事業や施設の利用案内等
- ・子育てに関する相談
- ・区内幼稚園の問合せ先など



保育サービスアドバイザーの相談窓口は、**予約制で行っております。**

事前に電話または電子申請で予約をお取りください。相談日時は月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 8時30分～17時です。電話相談は予約不要です。

保育所入所に関する説明動画の配信やオンライン相談、窓口相談の予約方法など詳しくは大田区ホームページ内の「保育サービスアドバイザー」をご覧ください。

〈お問合せ先〉

月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 8時30分～17時
大田区役所3階 保育サービス課 保育サービスアドバイザー
電話 03-5744-1617



保育サービスアドバイザー

ファミリー・サポートおた

(保育園の送り迎えなどを有償で行います。)

育児の援助を行いたい方(提供会員)と、育児の援助を受けたい方(利用会員)が「ファミリー・サポートおた」に登録し、会員同士の助け合いのもとで援助活動が行われます。

※援助活動は、提供会員と利用会員の条件が合致し、相互理解が得られた場合に行われます。

〈サービスの内容〉 主な援助活動の内容は、以下のとおりです。

- ①保育園、幼稚園、学校、学童保育などの送迎、その前後に子どもを預かること。
 - ②冠婚葬祭、子どもの学校行事や買い物など、保護者等の外出の場合に子どもを預かること。
 - ③保護者の通院、短時間の臨時就労、または求職中の場合に子どもを預かること。
- ※原則として保育場所は、提供会員の自宅です。

〈援助の対象、時間、謝礼〉

- ・対象 生後4か月～おおむね12歳(小学生)までの児童
- ・時間 6時～22時までの希望する時間
- ・謝礼 月～金曜日の9時～17時……………1人1時間あたり 800円
月～金曜日のその他の時間……………1人1時間あたり 900円
土曜・日曜・祝日・年末年始……………1人1時間あたり 900円

※活動中の提供会員の交通費は実費をいただきます。

〈申込み・お問合せ先〉

月曜日～土曜日(祝祭日を除く) 9時から18時
ファミリー・サポートおた事務局(キッズな大森内)
大田区大森北4-16-5 電話 03-5753-1152

一時預かり事業

保護者の用事やリフレッシュのためなど、理由を問わずにお子様をお預かりする事業です。各施設へのお申込みとなります。申込み方法等の詳細については直接お問合せください。

開所日	月曜日～土曜日（日曜日、祝日、年末年始を除く） ※施設によっては異なる場合があります。詳しくは各施設にお問合せください。
利用料金	基本料金として全施設 1 時間 500 円となります （施設によってパック料金の設定あり）。 なお、基本料金のほか実費負担として別料金が発生する場合があります。
利用対象	区内に住民登録がある方。保育室サン御園は区外の方の利用も可能です。
負担軽減制度	同一世帯の児童 2 人以上を同時に預ける場合、2 人目以降の利用料金が 1 時間 250 円となります。
その他	原則、食事やおやつの提供はありません。

令和 7 年 4 月現在

施設名	所在地	電話	定員・年齢	時間	基本料金
ナーサリールームベリーバ アー大森西	大森西 5-25-21 （本園）	5763-5676	3 歳～就学前 ※ 2	9:30～16:30	1 時間 500 円
キッズな大森 一時保育室	大森北 4-16-5 キッズな大森 1 階	5753-0805	15 人 5 か月～就学前	9:00～18:00	
小鳩スマート 保育所大森	山王 3-1-7 GS 大森ビル 1 階	6429-9357	1・2 歳児 ※ 2	8:30～17:00	
小鳩スマート 保育所北馬込	北馬込 2-1-1 サンファスト北馬込 1 階	6809-9670	1・2 歳児 ※ 2	8:30～17:00	
ケンパ西馬込	西馬込 1-16-18	6429-9885	1 歳～就学前※ 1	9:00～17:00	
小鳩ナーサリ ースクール中馬込	中馬込 2-2-18	6303-8027	1 歳～就学前 ※ 2	8:30～17:00	
クオリスキッズ くがはら保育園	東嶺町 28-4	5748-0303	1 歳～就学前 ※ 1	9:00～16:00	
グローバルキッズ 千鳥町園	千鳥 1-24-5	6715-5862	1 歳～就学前 ※ 2	9:30～16:30	
グローバルキッズ 上池台園	上池台 5-5-12	6425-6816	2 歳～就学前 ※ 2	9:30～16:30	
小鳩スマート 保育所上池台	上池台 5-19-14 ヒルサイド上池台 1 階	6425-8590	1・2 歳児 ※ 2	8:30～17:00	
簡野学園ふそく 糀谷駅前保育園	西糀谷 4-29-16 ステーションタワー 糀谷駅前ビル 2 階	6715-1510	3 人 1 歳～就学前	9:00～16:00	
森の保育園	仲池上 1-27 1 階	3754-2525	5 か月～就学前 ※ 2	9:00～17:00	
萩中児童館 一時保育室	萩中 1-1-8 萩中児童館 2 階	3734-1806	7 人 5 か月～就学前	9:00～18:00	
乳幼児ひろば東嶺町 一時保育室	東嶺町 20-4	3753-3054	7 人 5 か月～就学前	9:00～18:00	
キッズな六郷 一時保育室	仲六郷 2-44-11 六郷地域力推進センター 3 階	3733-1152	13 人 5 か月～就学前	9:00～18:00	
保育室サン御園	西蒲田 7-49-2 大田区社会福祉センター 1 階	6424-5088	13 人 5 か月～就学前	8:30～18:00	
チャレンジキッズ 雪谷大塚園	雪谷大塚 13-1 9 パークサイドスペック田園調布 1 階	3727-6422	1・2 歳児 ※ 2	8:30～17:00	
チャレンジキッズ 長原園	上池台 1-7-7 スペックレジデンス長原 1 階	6421-9311	1・2 歳児 ※ 2	8:30～17:00	
アスクうのき保育園	鶴の木 2-34-20	5741-2208	3 歳～就学前※ 2	9:00～16:00	
アスク下丸子保育園	下丸子一丁目 8 番 23 号	5732-1129	3 歳～就学前※ 2	9:00～16:00	
アスク大森保育園	大森北 1-10-14 Luz 大森 5F	3766-2721	3 歳～就学前※ 2	9:00～16:00	
アスク久が原保育園	久が原二丁目 23 番地 10 号	5747-3090	3 歳～就学前※ 2	9:00～16:00	
アスクみなみ久が原保育園	南久が原一丁目 24-16	5741-7077	3 歳～就学前※ 2	9:00～16:00	
アスクおんたけ保育園	東嶺町 5 番 17 号	5700-7281	3 歳～就学前※ 2	9:00～16:00	
アスクゆきがや保育園	雪谷大塚 9 番 13 号 301	5754-7881	3 歳～就学前※ 2	9:00～16:00	
アスク池上保育園	池上 8 丁目 1-3	5748-5821	3 歳～就学前※ 2	9:30～16:00	
アスク蒲田一丁目保育園	蒲田 1-2-13	5480-7670	3 歳～就学前※ 2	9:30～16:00	

※ 1 本施設は定期利用保育の利用状況により、希望する日に利用（予約）できない場合があります。

※ 2 本施設は保育定員に余裕（空き）がある場合等に限り、受入れを行います。なお、当日の行事や職員配置状況により、希望する日に利用（予約）できない場合があります。ご利用にあたっては、必ず事前に施設にお問合せください。

多様な他者との関わりの機会の創出事業

保護者の就労等の有無に関わらず、未就園のお子さんを定期的にお預かりする事業を、保育施設と幼稚園で実施しています。定期的にお預かりすることで、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を行うことができます。また保護者の皆様は保育士等に育児の悩みや困りごと等を気軽に相談できます。

利用要件	保育所等に在籍していない児童
受入年齢	保育施設：0～2歳児クラス（区内在住） 幼稚園：1～2歳児クラス（区外在住も可） ※幼稚園の1歳児クラスは一部園のみ
利用料	日額 2,200 円、月額 44,000 円の範囲内で設定しています。 （延長利用分除く）
受入時間、申込み方法等	施設への直接の申込み・契約となります。 詳細は各施設にお問い合わせください。

※実施施設の情報はこちら



保育施設



幼稚園

〈お問い合わせ先〉 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 8時30分～17時

□ 保育施設について

大田区役所 3 階 保育サービス課 保育サービス基盤担当 電話 03-5744-1727

□ 幼稚園について

ニッセイアロマスクエア 5 階 教育総務課 私学行政担当 電話 03-5744-1619

緊急一時保育

大田区に住民登録があり、保護者の出産・疾病等の事由により日中保育をする人がいないため、緊急に保育が必要なお子様を区立保育園で一時的にお預かりする制度です。

申込みの際は必ず事前にお電話でお問合せください。利用について詳しくご案内します。

希望する保育園の空き状況により利用できない場合もありますのでご了承ください。

受入年齢	区立保育園： 満 1 歳～小学校就学前	電話受付 開始日	出産の場合	出産予定日の 1 か月前から
	区立民営保育園 生後 5 7 日～小学校就学前		出産以外の 場合	利用日の 2 週間前から
保育時間	8 時 30 分から 17 時まで ※原則延長保育は不可	保育期間	出産の場合	出産予定日を含んだ 1 か月以内
保育料	日額：1,400 円 （昼食代含む）		出産以外の 場合	利用開始月から翌月の月末まで 最大 2 か月間

利用できる施設	P.8～13 の区立保育園、区立民営保育園 ※育児休業明け入所予約制度実施園（P.46）では、内定者が利用を開始するまでの期間、0 歳児クラスで緊急一時保育を行います。
---------	---

〈利用にあたっての注意事項〉

- ・利用は大田区に住民登録がある方に限ります。
 - ・就労、就学、求職及びリフレッシュを目的とした利用はできません。
 - ・疾病や障がい、アレルギーのあるお子様はご利用できない場合があります。
 - ・緊急一時保育は一部の私立保育園でも実施しています。申し込み、利用方法については各保育園にお問合せください。なお、小規模保育所、事業所内保育所では実施しておりません。
- *詳しくは大田区ホームページをご覧ください。

〈お問い合わせ先〉 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 8時30分～17時
大田区役所 3 階 保育サービス課 保育サービスアドバイザー
電話 03-5744-1617

病児・病後児保育

お子様が病気で保育園等に通えない場合に、医療機関に併設された専用スペース及び医療機関と提携した保育室の専用スペースで一時的にお預かりする制度です。

病児・病後児保育室は、大田区と事業委託契約を結んだ施設です。

病児とは・・・病気の回復期に至らない児童で、医療機関併設の専用スペース及び要件を備えた保育室の専用スペースで保育を実施する場合に利用の対象となります。

病後児とは・・・病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する児童をいいます。

〈利用条件〉

大田区内の保育所等に通所しているか、大田区外の保育所等に通所しているが大田区に住民登録がある就学前の児童で、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難なお子様を対象になります。なお、入院治療が必要な病状やはしか・水ぼうそう等の急性期など、利用当日の病状によってはお預かりできません。

〈利用期間〉原則、1回につき連続7日以内です。（土日及び祝日を含む）

〈利用料〉児童1人につき次の利用料を施設にお支払いください。

対象世帯		保育料
①	生活保護世帯、住民税非課税世帯及び里親世帯	無料
②	住民税均等割額のみ課税世帯	1,500円/1日
③	その他の世帯	2,500円/1日

区内保育所等に通所していて、大田区外に住民登録があり、上記①、②に該当する方については、それを証明する書類の提出をお願いする場合があります。

〈利用方法〉

利用にあたっては、施設に直接電話予約し手続等を確認してください。施設が指定する医師連絡票等の提出が必要となる場合があります（医師連絡票の文書料は自己負担になります）。

昼食は児童の病状に応じた食事を持参してください。持ち物などについては、各施設に直接お問合せください。

※実施している医療機関の休診等により各施設の「お休み」以外に保育が休止になる場合があります。

〈施設名・所在地等〉 令和7年4月現在（内容は、今後予告なく変更となる場合があります）

施設名	所在地	電話	対象児童	定員	保育時間	お休み
病児保育ルーム アリエル ※1	田園調布2-34-3-104	3721-7676	生後4か月～ 小学校就学前	5名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
OCFC病児保育室 うさぎのママ ※1、※3	多摩川1-6-16	6715-2966	生後43日～ 小学校就学前	10名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 年末年始
OCFC病児保育室 うさぎのママⅡ※1、※3	多摩川1-26-28	6715-2966	生後43日～ 小学校就学前	20名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 年末年始
キッズ メディカル ステーション ※1、※3	中央7-15-14-102	3755-8827	生後4か月～ 小学校就学前	9名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
病後児保育室 ライオンのこどもべや ※1	久が原3-36-13 2F	5747-0750	生後3か月～ 小学校就学前	5名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
病後児保育室 山崎こじか園	西靴谷1-31-1	3731-5093	生後3か月～ 小学校就学前	3名	8:30～ 18:00	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
ろくごう病児保育室 ※1、2	仲六郷4-19-2	5480-5088	生後4か月～ 小学校就学前	14名	8:30～ 17:30	日、祝日、 夏休み、年末年始
大森医師会病児保育室 ピッコロボスコ	中央4-31-14	3772-2412	生後4か月～ 小学校就学前	7名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
病児保育室 ドリーミーキッズ ※1	南馬込5-26-7	6429-9815	生後5か月～ 小学校就学前	8名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
蒲田小児科医院 病児保育室かまたっ子 ※1	蒲田3-15-18	080-3252-7084 (病児保育施設専用)	生後6か月～ 小学校就学前	5名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
わかば病児保育ルーム	大森中1-14-6 1F	4362-6733	生後6か月～ 小学校就学前	6名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始

※1 診療所等医療機関に併設しています。

※2 ろくごう病児保育室の土曜日の保育については施設に直接お問合せください。

※3 送迎事業とは、保育中にお子様が体調不良となった際に、仕事等の理由でお迎えに行くことができない場合に限り病児保育施設の看護師もしくは保育士が保育園等にお迎えに行くサービスです。利用には病児保育施設への事前登録が必要となります。

幼児教育・保育の無償化

子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に、幼児教育・保育を無償化しています。

また、令和5年10月より多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子の保育料を無償化しています。

【認可保育園を利用する場合】

(1) 対象者・利用料

- ① 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべてのお子様の利用料（延長保育料を除く）を無償化しています。
- ② 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ③ 教材費等、保育料以外の実費については、保護者の負担になるものがあります。保育所ごとの徴収額については、各園にお問合せください。
- ④ 0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子様は、住民税非課税世帯を対象に利用料が無償化されます。
- ⑤ 生計を一にする第1子の年齢にかかわらず、2人目以降のお子様は無償化されます。

(2) 対象となる施設・事業

認可保育園に加え、地域型保育事業（小規模保育所・事業所内保育所）も無償化の対象です。

(3) 食材料費の取扱い

① 区内在住で区内の保育施設を利用する場合

食材料費は、主食費・副食費（おかず代）とも保護者の負担はありません。

※延長保育利用時における補食費・夕食費に関しては別途実費負担が発生する場合があります。

② 区内在住で区外の保育施設を利用する場合

利用施設によって、実費負担となる場合があります。なお、その場合副食費については、月額4,800円を上限とする区独自の補助制度があります（対象者には別途通知にてご案内予定）。申請には領収書等が必要となりますので、各人で保管をお願いします。

③ 区外在住で区内の保育施設を利用する場合

お住いの自治体によって、実費負担となる場合があります。なお副食費は、月額4,800円が上限となります。

【認可外保育施設等を利用する場合】

(1) 対象者・利用料

- ① 無償化の対象となるためには、施設利用開始前に大田区（原則住民登録をしている自治体）から「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受ける必要があります（P.5の教育・保育給付認定とは異なります）。要件や申請方法等は、大田区のホームページをご確認ください。
- ※「保育の必要性の認定」は、仕事をしているなどの理由により、保育ができない状況を証明する手続きを行うことで受けられます。
- ※無償化の対象とならない施設等の利用にあたっては、認定を受ける必要はありません。
- ② 3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子様は月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のお子様は、月額42,000円までの利用料が無償化されます。
- ※上記①の認定を受けた後に、区へ『認可外保育施設等保護者負担軽減補助金』の申請を行う必要があります。詳しくはP.53をご覧ください。

(2) 対象となる施設・事業

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

※認可外保育施設とは、東京都認証保育所、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設等を指します。大田区に所在する、無償化の対象となっている認可外保育施設等については、大田区のホームページをご覧ください。

幼児教育・保育の無償化の対象とならない児童についても、『認可外保育施設等保護者負担軽減補助金』の補助対象となる場合があります。詳しくはP.53をご覧ください。

※幼児教育・保育の無償化については、区ホームページで随時最新の情報を掲示しています。

区立保育園の民営化について

民営化の方針

区では、多様なニーズに応え、保育サービスの充実にに向けた取り組みを行うため、区立保育園の民営化を進めています。平成16年度から開始し、令和4年度までに37園を民営化しました。

充実に図るサービス

多様なニーズに応え、弾力的かつ速やかにサービスの充実を実現します。
〈「サービスの充実」の例〉

- ①2時間以上の延長保育、延長定員の拡大
- ②休日保育、年末保育 ※詳細については大田区のホームページをご覧ください。
- ③保育内容の充実のため、事業者が工夫した内容を保育計画の中に積極的に取り入れていきます。

民営化の方法

民営化の方法は、以下の（１）か（２）です。いずれの方法においても、引継については、十分な期間を設けて支障のないよう配慮します。

- （１）区から民間への土地、建物の貸与等により「民立民営（私立）」の認可保育園として事業を行います。
- （２）区が民間に運営業務を委託して、「区立民営」の認可保育園として事業を行います。

民営化の計画がある保育園

民営化の計画がある保育園は、右記のとおりです。
ただし、社会経済状況の変化により保育ニーズが不透明な状況にあること等を鑑み、委託事業者の募集を見送っています。

【民営化の計画がある保育園】

- ・南六郷保育園
- ・みどり保育園
- ・本羽田保育園
- ・富士見橋保育園
- ・いずも保育園

運営を引き継ぐ法人等

運営する法人は、法人の保育方針などの提案内容を審査して、区長が決定します。

保護者の皆さんへの説明

円滑に民営化の実施ができるよう、保護者の皆さんに情報提供と説明を行っていきます。

〈お問合せ先〉

月曜日～金曜日 8時30分～17時
大田区役所 3階 保育サービス課 保育サービス基盤担当 電話 03-5744-1277

各種保育情報提供サイトのご紹介

保育サービス選択時の参考情報

※以下の情報は、サービスを選択するための参考のひとつとしてご活用ください。

- インターネット上の「とうきょう福祉ナビゲーション」(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)では、保育園の特色などの情報や、福祉サービス第三者評価の結果をご覧になれます。

福祉サービス第三者評価とは……

「東京都福祉サービス評価推進機構」が認証した評価機関が、保育園への訪問調査や利用者アンケートなどに基づき、サービス内容や保育の質などを評価するものです。



- 東京都はホームページ上で、無認可保育施設である「ベビーホテル」の一覧を公開しています。また、ベビーホテルへの立入調査の結果も、公表しています。詳細は東京都福祉保健局のホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/index.html>)をご覧ください。

× モ

認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所の申込み手続きについて	保育利用支援担当	電話：03-5744-1280
家庭福祉員（保育ママ）の申込みについて	保育指導担当	電話：03-5744-1643
保育園の新規開設や、区立保育園の民営化について	保育サービス基盤担当	電話：03-5744-1277
保育サービス利用に関する相談について	保育サービスアドバイザー	電話：03-5744-1617